

鹿児島県史料集 (35)

樺山玄佐自記並雑

丁未
随筆

樺山紹剣自記

鹿児島県史料刊行会

鹿児島県史料集 (35)

樺山玄佐自記並雜
隨筆
樺山紹劍自記

刊 行 の こ と ば

鹿児島県史料集第三十五集として、ここに「樺山玄佐自記並雜丁末
隨筆・樺山紹劍自記」を刊行いたします。

本書は、戦国末期の島津氏三州統一の功臣である樺山玄佐（善久）、紹劍（忠助）父子の残した史料を収載したものであります。

県史料集の刊行は、資料の保存をはかるとともに、地方史研究の利用に役立てることを目的としております。

今回の史料は、蒲生町長でもある晋哲哉氏によって編集・校訂・校閲が進められ、刊行の運びとなったものであります。お忙しい中、長期間にわたる先生のお骨折りに対し、心から感謝いたします。

平成八年二月

鹿児島県立図書館長

田 中 弘 明

解題

樺山安芸守善久入道玄佐とその子兵部大輔忠助入道紹劍は戦国期末期における相州家三州統一の功臣であり彼等の自記は、戦国大名としての島津家の権力統一過程を如実に示す史料として高く評価され、すでに『旧記雑録』に分割収載されている。本史料集は「玄佐自記」と「紹劍自記」をまとめて収録したものである。底本は県立図書館本であるが、内容は「旧記雑録」所収のものとほぼ一致している。両者を比較すると日付や人名等に若干の錯誤が見られるが、これは両者にそれぞれ認められるのであって、概して、本書は「旧記雑録」所収本に遜色のない善本ではないかと思われる。

したがって両「自記」については冗言を要しないところである。しかし、「玄佐自記」を収録している県立図書館所蔵本「樺山玄佐自記並雜丁未隨筆」については若干の説明をする必要がある。

まず、標記した本書の題簽は、大正二年に鹿児島県立図書館が本書を受け入れたときに付したものであり、本書の内容にそぐわない。というのは、丁未隨筆の付注のある雜と称する部分は、丁未（弘化四年）を六年遡る天保十二辛丑四年四月十八日までに、編者が収集した史料集である（後述奥書参照）。この史料集は和綴八十五丁を数え、本書の大部分を構成している。

では、題簽にいう丁未の年とは何か、それは玄佐自記の文末に、「右已上以相良猶齋漫写本亦写未五月十三日終 源眞彦」と明記してあるとおり、編者が「樺山玄佐自記」を写した年である。

編者は、「玄佐自記」の写了をまって、天保十二年辛丑以前に

書きためていた史料集とを合本したのである。その結果百二十三丁の和綴本となった。奥書にいう。

天保十二年辛丑年四月十八日 於出水郷
米津番所書写矣

源 島山眞彦藏史

（後筆）
丁未五月十三日 合卷而成冊矣

合本のとき、丁未の年に新たにできた玄佐自記を前部に、六年前の辛丑の年にはすでに成っていた史料集を後部に、セットしたために、図書館収書の際の錯誤を招いたものといえよう。

すなわち、題簽にいう雜の部分は辛丑の年に完結したものであるから、丁未隨筆の名はあたらないのである。しかば、付すべき適当な書名は何かという問題はさておき……。

編者の島山眞彦については知るところはないが、写本の書体が整っていること、史料の収集場所が志布志・坊津・小林・出水等広汎に亘っているが、多量に及ぶものは鹿児島であり、かつ出水において完結していること等を勘案すれば、編者は記録所の職員ではなかったか、あるいはまた、天保五年から十五年まで出水地頭であった島津久風（日置家）の家臣ではなかったかと、思考したいのである。

つぎに、本史料群の構成を目錄にして表示してみよう。

番 号	年・月・日	旧 記 所 収	文 書 題	原 本 所 在 (編 者 注)
1	安元二・七・ (記事)	前 55	延喜式	富山氏文書
2	正和五・十一・三	前 1193	日向国守某下文	宝満寺文書
3	永和四・三・十八	未	沙弥連正打渡状	大慈寺文書
4	文明十一・十二・廿七	前 1527	室町幕府奉行連署奉書	
5	宝徳二・四・廿	前 1333	室町將軍家御教書	
6			平家物語	
7	(記事)		無名抄	
8	(記事)		東鑑	
9		前 2498	大隅国將軍方交名注文	
10	文和三・二・六	前 2499	大隅国直冬方交名注文	
11	永享十・	前 2506	足利尊氏御判御教書	
12	天正四・九・九	前 1213	福昌寺仏殿造営奉加帳	福昌寺奉加帳
13		後 870	日州御出陣賦	
14	永祿七・三・十四	後 2886	藏人頭柳原淳光奉口宣案	
15	天文八・正・	前 2341	島津義久書下	
16	元龜元・正・十一	未	肥後口陣立捷	
17	天正十四・五・一	後 11066	島津義久書	林甚五兵衛家藏
18	天正七・正・十一	後 11722	島津家久書	正文御文庫
19	寛永十五・正・十一	後 51225	島津家久遺詠	正文伊勢兵部員榮藏
20	寛永十五・二・廿	後 544	琉球渡海軍衆捷書	御文庫
21	慶長十四・二・廿六	後 595	徳川秀忠御内書	御文庫
22	(慶長十四)・七・五	後 860	徳川家康御内書	館内古留
23	慶長十六・九・十九	後 892	町田久幸外三名連署捷書	写坊津廣大寺藏
24	(慶長十七)・三・廿二	後 31469	島津忠恒書状	
25	(慶長十八)・二・六	後 496	琉球渡海軍衆交名	
26		後 11665	義弘軍談衆交名	
27		後 1170	川上久國書状	
28	(寛永十五)・正・九	後 51171	川上久國書状	
29	(寛永十五)・正・十八	未	川上久國書状	
30	正平十三・四・廿八	前 33	島津氏久寄進状	
31	観応三・四・廿五	前 2413	足利尊氏御感御教書	安養院藏
32				
33				
34				

番 号	年・月・日	旧 記 所 収	文 書 題	原 本 所 在 (編 者 注)
35	寛永元・十二・二	附 88	島津龍伯書状	
36	寛永九・十二・二	未	佐多久英覚書	
37	寛永九・十二・二	後 587	佐多久英覚書	
38	慶長十九・七・六	後 1401	島津久元外三名連署覚書	
39	(慶長十九)・八・廿九	未	桐野掃部介覚書	
40	丑・二・廿八	未	南郷正之書状	
41	(貞享三)・三・十	未	桐野軍助申状	
42	(記事)		愛甲次右衛門遺書	
43	(記事)		佐土原家中松木左門一件	山田助左衛門家藏
44	(記事)		新納久了達書	
45	(記事)		家老座留	
46			内小野寺關係文書	
47			(近世文書十七通を含む)	
48	慶長十二・閏四・廿四	後 348	小林八王子権現社由緒	小林押川氏家藏
49			島津惟新願文	
50	慶長六・三・二	未	押川近長高麗渡海覚書	
51	慶長六・四・吉	未	押川近長高麗再渡海覚書	
52	慶長十九・七・十九	未	島津忠長外三名連署返地目録	
53	慶長三・六・吉	未	上井経兼加増目録	
54	元龜三・六・吉	未	町田久幸外三名連署知行目録	
55			小林押川氏々々神由緒書	
56			小林難守社司由緒書	
57	自延宝八年至元禄十二年		年頭御太刀進上御座配	
58	(記事)	未	市来崎氏庶流系図	米之津友田氏
59	建武三・六・十三	未	市来崎彦六申状(軍忠)	
60	建武三・三・廿八	未	足利尊氏御判御教書(軍勢催促)	
61	貞和三・六・十七	前 2251	島津道鑑書下(感状)	
62	(記事)		川上氏庶流系図	出水川上氏
63	天正八・閏三・吉	未	伊集院忠棟外四名連署坪付	
64	天正八・閏三・吉	未	伊集院忠棟外四名連署坪付	
65	天正十三・四・十一	未	河上範久証状	
66	応永十一・三・五	前 726	島津元久書下(允行)	
67	(記事)		藤原川上氏系図	

例 言

一、本史料集には、鹿児島県立図書館所蔵の「樺山玄佐自記並雑
丁未随筆」ならびに「樺山紹劍自記」を載録した。

二、底本にある返り点・送り仮名を省略し、底本にない句読点を
付した。

三、「」は編者を（）は筆者を示す。疑問箇所には（）
をもって記載し、不明箇所は□を以てあらわした。

四、漢字については当用漢字に改めたものが少ない。

五、「樺山玄佐自記並雑」の雑の部分すなわち畠山真彦収集にか
かる史料群には便宜のため文書番号を付した。（解題参照）

六、本史料集の解説ならびに浄書は大脇弘毅が担当し、校正は
晋哲哉が担当した。

樺山玄佐自記並雜

隨筆
丁未

夫、神武天皇より五十六代にや、清和天皇の流多田備中の子孫義朝の三男、正二位権大納言頼朝の三男、太夫判官忠久と申せしハ、御分国伊勢・信濃・若狭・薩摩・大隅・日向・越前七ヶ国、日本国中御本領六拾七ヶ所、御母儀、丹後御局と申奉候也、承久三年六月改惟宗氏任藤原、御法名得佛、其嫡男忠義御法名道佛、従其久経御法名道忍、其續忠宗御法名道義、男子七人先貞久御法名道鑑、二男忠氏号和泉、三男忠光号佐多、四男時久号新納、五男資久号栂山、六男資忠号北郷(久泰)七男泰久号九郎左衛門尉、爰ニ栂山安藝守資久依無男子、北郷尾張守次男を養子号美濃守、音久其一男安藝守名乗、任夢想教宗と号、然者、資久庄内島津・栂山・早水・寺柱を拝領、其後音久・教宗都之城より打立、相良求摩より拝領、野々三谷の城を切取、西嶽・下河内等を領し、其後伊東・北原に指合數ヶ年を経事、美濃守教宗・兵部太夫満久其子増五郎依早世、弟安藝守長久・太郎右衛門尉廣久、到爰、七八代の間弓箭暇不多、終ニかの長久・廣久の代に大隅江移替、其比此沙弥玄佐為九歳被別、堅利と言所にて有ける、大方物の心を得親などの語られしを聞しハ、貞久の御子師久・氏久三ヶ国東西を分て御相談の砌も、新納・栂山・北郷ハ氏久順御下知、川南を被成御知行、元久・久豊殊忠国ハ於向佐御誕生、其後

山東を責取給ひ、伊東纔殘其節、向佐の高城を栂山拝領し、美濃守教宗・弟三郎左衛門尉興久御内の者として致御番、伊東又乱を起しける時於彼城ニ父子討死、其後教宗二男栂山次郎知音山東須田木の合戦に又討死す、法名号三刀、又有くて伊東庄内江乱入す、北原同前、野々三谷江忍を着外城を切取、於其廣久弟栂山七郎久秋・宮丸次郎太郎久形二人討死、其弓箭をも被延暦年、又成弓箭伊東・北原ハ外敵野々三谷を望内敵有之、武略をめくらし守護方江ハ御奉公の旨を申上、敵方江者内通を以知音し、種々様々なれは野々三谷堪忍成兼長久・廣久御内談美惡守護御邊江移替を令相定之折節、北原野々三谷懇望の旨あり、其旨ハ野々三谷栗野ニかへすへし、内縁等を言合へきなと深重なりし、されハ野々三谷老若民以下是ニ傾く、既ニ限定の時長久入道して宗栄か年六拾三、鹿兒島江参上令詔言、我浅間敷生性ながら忝も道義の末子道鑑の弟の流、いかてか島津の郡在名の栂山をは国衆ニ可渡、願くハ御奉行衆御分別の事大望の由數通雖申上、太守忠兼様御老中薩摩の難及御手、栂山得心次第之御返答無力之處、北郷方何のよき事と私談合の由、北郷讃州・同次郎・北郷源左衛門尉ハ廣久母の弟なれハ、北郷忠相廣久の為にも叔父にて言能言をへして、堅利五十五町・小濱廿四町・大くほ・河北

うす崎・持松十八町なと濱村をさへかそえ入て、本町ならぬ事を言そへ俄□を定め先に書おくように、大永元年五月十日、堅利小田かりやになるを過し、次の年廣久西郷江構へ移り、宗栄をかりや江移す、かゝる程に老病といひ、入道六十六歳にて彼所におひて去行、さて忠兼様奉行衆の内、本田次郎左衛門尉といふ悪者有て、大隅曾於郡地頭を領しけるか、大くほ・河北・うす崎・もち松を望取、其打かへ横瀬四町・帖佐・はる毛・餅田其外爰かしこ拾八町を合せ、彼四ヶ所知行す、椀山にのミならず、惡逆諸人歎之、去程に世間騒動す、太郎左衛門尉妻者本田因幡守兼親娘なれば、因州嫡男三河守親安廣久江一味、此沙弥玄佐十三の年、参河守清水隼人の城を、太郎左衛門尉者小濱生別府の城を、大永五年九月二日同日にこれをとる、其比溝邊の肝付三郎五郎真実同意之者也、其次年從伊作、金吾様南郷を、桑波田依御奉公、彼城を御知行也、太守忠兼様、以之外御驚、伊集院江御免足、貴久様虎壽丸殿と奉申時、御養子の御契約有て、金吾様以御同道、忠兼様鹿兒島へ御歸陣也、此刻本田江曾於郡を忠兼様被下、されハ因幡守父子無二之御奉公にて有し處に、彼次郎左衛門尉妨にや、無程召返へす、依其御恨休出仕、さて先帖佐の城、邊川筑前守從和泉薩州御人衆申請、祁答院・蒲生以同前、鹿兒島

江成御敵御敵之處、金吾様為御大将、一日之中数度合戦碎手、即時被打取、從其於鹿兒島虎壽丸殿江御國讓之被成御祝言、金吾様爰より相模守と奉申、此比日椀山太郎左衛門尉号美濃守、肝付三郎五郎兼演被号越前守、抽忠節、其刻忠兼様より御代虎壽丸殿様江御讓給ふ、同諸侍御内衆無残若君様江御奉公別儀有間敷之旨、可致御神判之由被仰含、御法躰在之、如伊作御隠居となり、相州様も在御法躰、日新と号せらる、其年卯月、日新様從鹿兒島到生別府、被御渡海、予千代鍋と言ける、十四歳にて召出、髪を御はやし太郎と号せられ、忝も御子ニ召成、虎壽丸殿御弟と可存之由蒙仰、賀ニめさるへきの由、美濃守江被仰下、其恐不少候、世間雖轉變、御奉公之外他有間敷之旨、深重ニ申定、其時節、鹿兒島かりや付五町、如前々之、かりやハかうた藥師堂の下也、去程ニ從和泉實久伊作江何と御申候哉、忠兼様御心替、鹿兒島江御入部と也、實久ハ伊集院を責取、鹿兒島江指御通、忠兼様を請し入給ふ、又々国之乱不及言語、然者肝付越前守、椀山美濃守別而相州御味方とて、其年七月七日、從鹿兒島以兵船、生別府江御手立なれ共、無何事、扨人の心時々に移安き世なれハ、廻・數根・上井・宮内・曾於郡・加治木・帖佐其外虎壽丸殿江の御神判、奉忠兼様を初、皆ほくにこそ見得にける、虎壽

様も田布施・阿多・高橋三ヶ所に引、御籠鳥の如し、此刻伊作をハ相州様召返之由風聞なれ共、依遠方甲斐なし、其比本田は曾於郡之御恨より新納殿を頼み、忠兼様江ハ不致出仕、因州ハ美濃守堵なれハ、同心なれ共、隔所を不通也、溝邊は隔加治木、生別府ハ前年九月よりの新城岸とも見ぬを、七月十六日、以多勢御責なれ共、御神慮にや、無何事、忠兼様御入部以後被改勝久、御還俗也、さて又八月三日、生別府城責様々の御手立なれ共、最前相州様江廣久奉進上御神判、正直天道に相叶故にや、其日を取延、扱に加治木へ、勝久様被成御座、栴山可致出頭、美濃守於無其儀者、太郎可罷出之由、豊州忠朝御舍弟備中守忠秋、實久御奉行松崎丹波守、從後々福昌寺談議所御加り、数度被仰懸つれ共、生別府下輩の者迄被廻御手、末弘伯耆守と云人加治木地頭にて種々武略の条、惡事出來一定と見得たり、廣久兎角可抛身上なりとて、太郎十五歳、八月十三日加治木江出頭す、其時村田越前守御老中なるを以て、助太郎と号せられ、十五夜月朗なるに御座船に召列、曉近く御着岸、其年鹿兒島御諏訪御祭七月事延、九月にと有り、其内度々御暇之由雖申上、御祭禮迄可致堪忍之儀被仰下、此折にも鹿兒島飯屋付五町、鶴垣・内・榎田と云門三ツ、昔の様にと承候へ共、それをも打捨、九月廿八日、御

祭禮事終ぬれハ、廿九日夜、以小船不及御暇退出す、其後種々可罷出之旨雖承、兎角申延、美濃守法牀仕、自号数外、終ニ勝久様江不出頭、如此之處に、新納殿・本田・北原以同前、正宮社家に被成御弓箭、生別府・加治木堺をも不成通路、新納殿本田江内心を通之刻、大永六年霜月廿八日、宮内御社頭天火にや、不殘燒失す、其砌数外、新納殿・本田・北原・肝付越前守以同前、加治木江儀絶す、其比迄横川ハ新納十郎地頭・曾於郡ハ新納殿・北郷殿、吉松・西之城を分て、西之城ハ新納殿、吉松ハ北郷殿拜領共也、扱横川を北原切取、み(なハを)は北原・肝付越州へ被遣、其後城二三か名を付、越州に遣、(表木)置山名・中野・東之別府ハ栴山へ、西之別府ハ帖佐江付、(有)祁答院江、在川・邊川を高松の椿へ付、北原領す、其(本)田社家領皆々拜領す、堅利・西郷名之内社領、其外堅利五十五町本田江以相談、不殘知行、如此安全之處に、豊後守忠朝、勝久御屋形餘に御難儀之軈を歎被思召、鹿兒島江在御参上、一家国之衆江ハ被成催促、三ヶ国和平以御懇望、出頭の人衆、新納近江守忠勝・祢占孫次郎・肝付三郎・本田紀伊守、其数ニ助太郎十七歳ニ而出頭す、其折節、一瓢様・又六郎殿、實久よりハ治部太輔・阿多飛彈守、各々鹿兒島江以祗候、屋形江雖出仕候、屋形様誰とも無御對面、た、私之寄合

計二而、一人二人ツゝ在所江歸、其比佐多殿・攝州其外南方之衆ハ、元々よりの御奉公ニ而出仕有り、中比ハ三ヶ国珍數晴之参会様軀共と諸人も思はるれ共、豊州儀ものさひしけに被成御歸帆、其時勝久様御驚候か、下大隅迄雖御渡海候、無甲斐、忠朝御甥右衛門大夫鹿兒島へ御禮にて、是も御歸帆とそ申傳ける、又世の中の人の心も中空なる折節、伊作より南郷の城を召取、長吉とあらためらる、ヶ様之折も數外忍山野伊集院大和守殿迄被進使、被申承事も無二心故及也、かくて一兩年以後御約束之儘、貴久様御妹婿川上上州を御頼市來湊迄、從伊作濱御船にて、入來院其比御味方之条、彼山路を夜中ニ忍、乳母一人又一人上下三人にて、生別府江あやしき御馬にてこし御まいらせ候事、日新様御心底當時有間敷御事也、是御奉公無二の印ニハあらし、かくて鹿兒島生・別府之間よからず、何とやらん猶豫の刻、鹿兒島より長吉江御手遣有り、市來・伊集院・谷山其外手持之所々雖不多、以數勢御働之處、此事内通之方有りけるか、貴久様・又四郎殿御兄弟ハ長吉の城江御籠、日新様ハ草田と云所格へ入御之處ニ、市來衆其格之手當なれハ、日新様横入之御氣色を奉見、軽々と引退之間、鹿兒島衆江被切付、平田左馬介御奉公衆ニ而、其日の大將成しを始數百人被討取、鹿兒島之強き無類とそ風

聞する、かくて鹿兒島ハ末弘伯耆守・碓山・小倉武藏守など云ふ人々、勝久様被合御氣色、更世上の人ハ是を誘、其後又何たる折にや、實久鹿兒島江御参上あり、其時の御老中末弘伯耆守谷山於光徳寺生涯也、勝久様無御存知子細にや、如祢寝被成御渡海、されハ為豊州を始ト、新納忠勝・北郷左衛門尉・肝付・本田・人次とて助太郎参上す、實久も在御渡海、豊州・新納殿御頼、末弘生涯の事ハ、逆心の者なれハ為御奉公如此、依其儀、實久背上意事、失本意之由御申、此上者無別儀とて被成御對面、鹿兒島江御歸国相定、出頭人々思々に歸、さて為御相談にや、貴久様・實久和平の事有、猶勝久様ハ、碓山・小倉なとか被任分別、何事かよかるへき、鹿兒島本城東福寺を取誘、御屋形様も本城江御移なと有、折しかも相州様伊集院を夜懸に召取、其折於松尾口、貴久様御合戦敵太刀ニ而左の御手を二太刀切奉れとも無何事、痕は深候しかとも、御弓にもさハらさりしこそ不思議なれ、伊集院格皆□本城江働事無隙、實久ハ河邊より谷山神前江伊地知右衛門兵衛尉と云もの引入仕、されは鹿兒島動轉にや、勝久様本城江御座有而、川上殿を被召寄、於實持院御生涯、其外實久江前々申入、末弘伯耆守を生涯させつる人々、皆々氣遣最中に、碓山・小倉などの才覚にや、北原・祁答院を頼、北

原加賀介と云者走參、祁答院ハ伊勢守自身致參上之處に、從谷山鹿兒島のぬめり川と云所迄放火しけるに、祁答院衆かのきたなける水はなに、谷山衆を神前の外城戸口迄追入責戦し處、鹿兒島衆ハ内心實久江申合、又案内者なければ見合せけるに、谷山本城福本の以下の雜兵横人をし、祁答院の役人栗野越前と云族を初として、数十人討死なれハ、伊勢守も無甲斐帖佐をさしてにけ歸候、扱實久ハ鹿兒島池之上迄指寄、本城江御使を被立、實久勝久様江の御意趣者、此前伊作より御入部之事、加治木邊迄御供仕、御家を守奉る、是忠節深重也、諸事實久を御頼と御契約なれば、末弘江生涯をさせつゝ、国をも從爰以後、實久可存之旨御神判有之など事多けれハ不及筆、此事本城方之御使丹生備前守と云つる人語られしを聞置ける、勝久様御返答は實久尤也、最前如御約束、實久御代を押而御進退可有也、今更此御鉢ニ而何を御渡とハ仰候はん、今日より我者屋形と云へる名を別まてとなれば、實久谷山江先とて引退給ふ、扱勝久様は其夜舟ニ而歸る、浪もつらやましく、帖佐江御渡海也、始より御頼なる故にや、於帖佐、祁答院・北原奉仰、其比樺山・肝付越州などハ北原江入魂なれ共不指出、かかる程に、伊集院椿江其外吉田大隅衆皆實久を用ゐ、鹿兒島江被打入、守護之御振舞と見得けり、豊州・北

郷右衛門太夫殿を以て御懇切也、されは、昨日に變る飛鳥川にや、伊集院を可被取返、貴久様御談合ニ而、貴久様・實久成御弓前と、先竹之山の椿へ肥後怨世入道を移し、其外椿の事、續との促最中に、竹之山を日新様被切取、肥後入道を被討取、從其椿共皆々并敷之城迄召取、實久鹿兒島御堪忍難成、谷山三之城、山田^(苦辛)倉良に平田備中守、本城江^(マ)祢寝播磨守神前ハ駿河守殿、爰を全に御覺悟ニ而、流石に鹿兒島は御手に不及見得しを、東福寺に本田入番衆、向之島を拝領す、無幾程東福寺を捨、島計を領す、扱福昌寺を打破り、本尊開山をもしらす、雜人原取寺物事不及言語、乍去、公門前池之上を椿へ、少々人家有し、天をも又破、かかる間に、勝久様帖佐より眞幸般若寺へ御移之處、新納殿為何臆意にや、般若寺へ參上有、其脇實久・豊州御相談之為、先北郷殿江入御、從其飢肥江被越山、北郷讃州・本田紀州被召列、始中終御談合と也、それより志布志江御越、祢寝・肝付も被參、實久守護の御望の御地鉢を被仰候欵、忠勝へ其比肝付・本田なども新納之進退なればにや、此儀無承引、されは豊州・北郷殿・本田於飢肥之内談、新納殿此事於無同心、先新納殿を責亡し、其後南方へ可被向、其間實久今分を專一に御分別と有けるか、此間に伊集院大和守鹿兒島上之山を取誘、自身罷移、千秋萬

歳の吉兆也、掬志布志より清水江御越、大隅一処之人衆をも被召寄と御頼之由被仰合、助太郎も参上す、別而可令人魂之旨承、相州様眼前之事、乍御存知、先新納殿江為弓箭之にや、得其心之處ニ、剩生別府へ御越、一人御懇意之刻、相州様加世田を召取之由聞へけれ共、實久此事不仰出加治木へ御越なさる、其後豊州如御企之各新納殿へ被取懸、其刻助太郎も催人衆出張す、於都之城忠朝被号安藝守、其弓箭之事者一兩年を経て、新納殿父子共没落、末吉之内かいてと云門安藝守知行す、ヶ様之時節迄、貴久様江御奉公之人玆數、入來院御内縁彼は無餘儀候つる、其故にや郡山を上度被申、去程に上之山被取梶之刻、福昌寺長老恕岳と申せしハ、河田江御度之處ニ、龍慶後ハ喜冠和尚と申ハ、鹿兒島勝久様御乱世より生別府江逗留在しか、此折河田江被参、日新様・貴久様江も直指出、安藝守心底之旨をも被申入、されハ鹿兒島ぬめり川一町を給り、六右衛門尉と云物を指置、舟をも進入す、去程に、貴久様上之山へ被成御発足、於紫原谷山衆出合軍あり、貴久様月毛之御馬ニ而被成御下知、實久衆本城之人牀^(マ)被播摩を初として数十人打取、うすく・波之平など云処まで追下く被打破、其脇倉良平田備中守・伊集院大和守まで申子細有、予薩州年來之者ニ而、親之時より加世田の觸なり、比阿多源

太佐衛門に被取替事、非本意、願ハ貴久様江御奉公望の由申入、大和守領掌して、以武略民以下を手ニ付、倉良を夜中ニ仕取、貴久様御出張なれハ、平田備中守舍弟六弥同懸御目、されハ本城ハ打捨、神前江被指寄、其折喜入三郎四郎殿、是も内々伊作へ被申通、以筋目此折隣所をも不見合、谷山坂之上迄放火仕被馳参、其時近所之人衆も不殘御奉公也、されは神前之城駿河守との二男を召取、妻子等迄無何事被請取、依加世田日新様鹿籠・山田・河邊御知行、神前へハ、貴久様御座候所へ、始肝付・祢寝・伊地知参上、其折安藝守從生別府本田を調儀仕、本田為使本田又ハ被進、安藝守を伊作・田布施へ参上、長吉へ右馬頭殿江も参、典厩者於加世田御合戦に御手ニ切痕深、其比迄御手不自由、それより伊集院江、貴久様御歸陣なれば、彼方へ参上、逗留中ニ本田紀州・同刑部太輔出頭、安藝守申調、剩向之島を本田可致返上之旨を兼々申置、此度類ニ申調へ、本田御暇被申折に、彼島之上山・荻原・横山三人を鹿兒島へ召寄、大和守殿江引付、それより島御知行なりし、其後天文六年七月廿八日、犬迫川内山と云門日新様より生別府すミと申に御賜、其脇中村名御そと云門、安藝守へ被下、掬鹿兒島麓所々に人々移、東福寺へ村田越前守御番之刻、貴久様從伊集院上之山江御光儀、東福寺江村

田被申請、從具生別府へ被成御渡海、加治木肝付越前守致参上、虎壽丸と奉申し時より、御奉公之事種々被申上、加治木へも此度可被成御免足由、御供新納山城守・伊集院大和守なと江被申、其分ニ相定らる、本田紀州も参上、以之外用心にて、供衆七八十人ニ而即時ニ暇被申、清水・加治木、實久・豊州を押立られし間、當座之儀也、肝付越前守加治木江御光儀之為御礼、伊集院江も致参上、御奉公之由被申上、其比市來ハ此前より川上上州薩州へ御奉公なれば、市來之地頭の事申本野一所に申替、市來江は新納常陸介と云人從實久御移也去程に、貴久様伊集院より市來へ以夜御働也、各々碎手、平良之城を被切取、本城無比類能城なれば、手強戦、此由間付次第与風鹿兒島へ令渡海、無程安藝守市來平良江馳参、吉田ハ其外城なれハ不及申、大隅より蒲生殿自身・本田・肝付越前守ハ覺までに被立入衆、本城へハ實久御舍弟其外各々被差籠、祁答院ハ實久御味方なれば、帖佐山田衆ハ本城へ、大隅にては入乱更ニ無分別、敵慈にて日夜矢軍合戦も有しに、入來院石州妹者 貴久様御廉中、其上最前よりの御奉公ニ而参上有けるに、至大□日入來院衆陣亡、合戦矢軍路次之處、平良衆續合敵得利、猶其分ニ切懸り、其儘前之衆をは追拂ふ、可退無暇、小野江左近と云人魁して、安藝守に指令之處、彼

左近を討留、安藝守少蒙疵、喜入三郎四郎殿安藝守を見續無比類合戦也、又兩日後合戦有、實久御舍弟中務殿御討死、ケ様に晝夜の無埒被相戦、市來湯田口へ着陣有ければ、本城入目之處、川上上州 日新様江被申上子細有、我ハ貴久様江御奉公たるへく、妻子等同名信濃守分別之様牀にて、串木野を可致進上之由被申定、其分無相替事、上野守 貴久様以御供串木野を退出也、上州嫡男虎徳丸・信濃守・篠原氏合而上下三人召列、貴久様江懸御目、されハ市來も被去渡、安藝守ハ疵不調なから御喜びのため市來へ参上す、此度辛勞之由被仰下、助宗の御太刀、向の島松浦・二俣を給ふ、其後藤野に召替給ふ、喜入三郎四郎殿号式部太輔、向之島赤水御給也、ケ様御奉公仕故にや、天文十一年、十三人以談合、生別府へ被取懸、其人衆豊州・北郷殿・祢寝・伊地知・廻・數根・上井・清水・加治木・蒲生・祁答院・入來院・東郷是也、貴久御方ハ肝付・北原・南方衆迄也、生別府江伊集院和州、鹿兒島・谷山衆少々召列、被差籠之處、霜月十日、以多勢生別府を責、其日限と見得しに、和州の籠御神慮と覺ゆ、鹿兒島衆各々、殊岩長方山伏周防房請疵碎手、所々人衆一段相働、樺山名字を初として、十餘人討死す、手負不知數、其俣 貴久樺山以御番衆御覺悟之處、其次春、北原溝邊江手遣す。溝

邊たまりと云椿を仕拂ふ處に、本田衆走續、其人衆を宮内まで追下、上野廣原にて本田刑部太輔を初、本田衆五六十、加治木・帖佐の衆五十人討取、生別府成勢かゝる處に、天文十一年、生別府へ、日新様御渡海有、御父子其外各々雖渡海、舟路不自由、北原ハ高松城江打入、加治木へ御衆遣也、北原ハ札立へ差副、日新様吉原江御座候處ニ、北原祐兼参上す、日新様被懸御目、其折以之外大雨降出、然者兩方へ被成御開、北原衆へ城衆大隅・祁答院・帖佐・蒲生迄の衆數千人切付、生別府の方へ不知其由、北原周防介・澁谷兵庫を初として、數度之合戦に北原衆數十人討死す、無力先々、日新様被成御歸帆、生別府猶以手強御番也、小堡等には何方をも仕詰けれども、敵ハ多勢此方ハ無勢、鹿兒島・向之島より外續衆なきに、安藝守も深手負、其比働不達者ニ、伊集院江安藝守可参承、さてハと参上之處、日新様・貴久様・御老中其外御家景の人衆以相談、日新様別而喜入式部太輔殿御使ニ而、生別府御番今分ニ而ハ難成、一涯身上を取延、可待時節、於其儀者御家景の衆所領を上、當日生別府の田代を合せ給ふべきの御意趣、式部太輔殿も、日新様可任御意之旨也、安藝守抛一命茂御奉公、後日御弓箭之御手立に可罷成事、何共御父子・御老中の御分別之外、別儀有間敷の由を申、さてハ何方へ

城を可渡かと承、安藝守御父子へ上申まで、何方とハ不存知と申時、こゝは御談合と承時、さてハと申上、本田當敵なれば、本田へ被下御頼之由候者、可令御奉公、其刻より加治木・祁答院二者可為隔心、無程大隅可乱と申上候時、實にもとて其分也、安藝守・小濱・堅利・日置山名・中野・東之別府・楠原也、七拾五町、此打替、御家景在々所々七拾町、五町ハ初より拝領也、御坪付今に拝領す、扱本田ニ生別府を被下、無二の御奉公也、義久様御元服をも北郷讃州へ申調など、今は実久の御事打忘けるかとぞ、人心移安く、三ヶ国本田殿へと無双人なれば、十三人の組も古さけ緒にや切々になる、さて忠朝一子豊州ハ病者ニ而、右衛門太夫の子次郎三郎殿彼家御相續なりしと、北郷讃州伊集院へ以参上、貴久様守護と可奉被仰申、不知案内の人々は悦ぶ、其前勝久様御国議の上ハ、今更事笑敷取持哉と傍に思者も有、かゝる折にも安藝守ハ老たる父母幼子共を引列、谷山福本ニ七年曆之間、□事一夜白髪とのミ、古の賢人たにと慰けるに、本田領内の者共紀州江恨事共出來し、誠々皆□宮内社家留主・桑幡、守護へ直御奉公大望の由、連續安藝守内談なれば、宮内より三角道家とて有しを鹿兒島へ被進、此刻御人衆を可給御奉公と也、依大隅乱、日新様其外無殘人鹿兒島へ馳續、早々渡海之由な

れとも、海路之事なれば無進人、既道家徒に歸らんとする時、安藝守遅参仕けるか、彼船本三而行合、艦綱を引へ相留メ、すぐに 日新様御宿江参、貴久様・右馬頭殿此事御談合最中なれば、急き安藝守召出す、大隅乱承候かと被仰、安藝守すゝミかほならず思内にあればにや、御三人御前にて申様、社衆の使僧出船と被申つる、いかゞ是ハ正宮御神慮なるへく候、渡海候者、可為存分、御油断にやと申時、日新様御領掌、道家留むへきと被仰出、誰人かと、まらて路中ニ而出船相待候へと申つる、さてハ不移時出張の由被仰出、早晚武方ニ進人躰ニ而、伊集院和州本田合力として出船、生別府江は加治木・祁答院衆指寄下楯^{二字}不分明、廻・數根・上井皆本田の敵たり、濱之市迄焼立、鹿兒島舟其夜者向の島にやすらひ、次朝至宮内、和州被打入、生別府江も番衆被籠、其日 貴久様右馬頭殿を御使にて、安藝守入部可為、今度先本田を引立かほニ而、用捨專一の由承る、此等の由 日新様へ申上候處、此前の憶意覺よと計被仰、御酒頂戴して其俣弥生のことなれば、樅櫻の花の錦やと、千里を心の衆の彼の腹へ巻にて、年來の内の者共百餘人召列、凌波路奥州へ着岸、其邊敵雜兵走めくれ共押通、宮内へ夕方に着、和州・桑幡・社家衆へ参会也、時節なれば各々無案内にて、弓箭之儀無覺、安藝守差寄

社家衆へ今夜早々咲隈の城へ和州可被籠、城地頭財部淡路守を呼下、此分可被仰、本田合力の渡海なりと云含メ、和州・鹿兒島衆少々城へ被上、安藝守ハ麓正壽庵と云寺へ押入、社家衆可為一味、樅山人部たらは大隅中の社家領、別而小濱・堅利ハ御神領過半有、皆可致返進の由を云調の處、姫木ハ本田又五郎伯父式部太輔北原衆を乞、日當山ハ北原仕取、本田へ敵は多勢味方ハ少、和州も其外之人衆も難成堪忍、鹿兒島へ被乞迎船、安藝守思様、歸帆難叶、舟本ニ而眞幸・祁答院・加治木又ハ宮内以下之者も、此人衆を於舟本打殺すへし、從鹿兒島も安藝守^{一字}欠左右も難延、身上一方ニ思切、留主殿・桑幡殿是も迎舟の事を被聞、思案最中の所江行道に池之渡と云所有、鹿兒島衆瀧聞九郎右衛門尉に行合、彼人も扱一大事と云に、安藝守留主・桑幡へ行用段ハ、鹿兒島を打立時、今度後足を引ましやと定め、正八幡宮四足を可預腹を可切、是於無領掌、則可捨一命、此由を喜入攝州へ可傳、貴方ハ多年知音なれば、頼人之由を云捨行に、此事を彼兩人能々被聞、我々も守護御人衆を申受、今更詮方なし、樅山其定ならハ同前ニ可極生涯、今二人以神名云合、さてハと咲隈之城江上、明日迎舟雖來、樅山ハ不可歸と伊集院治部少輔殿黒葛原源正庵へ帰、次の早朝、和州其外各々正壽庵へ被下、夜前治部少

輔へ御物語の旨、御心底雖尤、於無御帰帆者、我々もいかゝと也、安藝守社家衆の内談をも語に、岩永方同心と云、次に鮫島方桃山一味と云、和州御頼母數御儀定とも也、大和守始中終御同心と被仰、其日大風三而不迎舟來、從其社家衆へも和州入魂の由三而、隈の城取誘之處、姫木・日當山其外北原衆・加治木衆・蒲生四ヶ所衆隈の城へ押寄、岸半分三攻昇りけれともふせき還、是四月四日、右膝子細有も不知敵こそあはれなれ、去程に世間無定、從宮内清水へ出手形、仕拂板城戸口迄仕入、其後新城を忍取、桃山新城へ番仕、彼方より生別府江入部す、其後日當山を切取らる、和州兵法の謀、更無疑、姫木ハ本田又五郎依若輩、式部太輔・島田民部少輔と云者、以談合雖御奉公、北原衆指籠之間、不輒、然其所々に以夜忍寄、從内、心を合けれども、彼番衆指合相戦、一番衆を切還、其比生別府安藝守足輕少々召列續合、北原衆一城へ引籠、難遁思切気色なれば、無寄付人を安藝守自身指寄、昔の一味なとを云ひ和らけて、三十人余北原狩野介を初、堅固に送遣、其後、日新様宮内へ御発足、正八幡宮へ御参詣、本田左京太夫被召出、清水七十五町にて可致御奉公御懇意之處に、紀州又々起逆乱、北原・祁答院・加治木へ云合、終三不叶清水没落す、扱清水へ日新様被成御座、伊集院和州地頭三而姫

木を賜ふ、又五郎ハ谷山の山田を給ふ、其折桃山へ奥之州・西郷之中道を堺に給る、小濱・堅利の社家領如御約束之祈進す、四足所望の折、若腹を切延候もの、以上洛御神膝可令成就、立願せしハさすか命も惜かりけるかと今を思しらる、社家領如前々の在々所々被成御返進、今度之為忠節、(廻力)迫方へ田中半坂、數根方持、今之上井方、下井名二十五町被下、日新様生別府へ御光儀有て、改生別府の名長濱と被仰下、かくて加治木・蒲生四ヶ所衆以同前向陣を取、互三難儀の刻、和州の一男掃部助姫木の人膝踊堺目なれば、安藝守相談し、踊白坂佐渡介と云者を甥にして、刺東郷香田之於宮、掃部介以同道、凌敵路菱刈へ越山す、其比菱刈・北原不和の處を令催促、無事を取成、御味方の分三而敵陣危く見へけるに、貴久様御座の處へ北郷左衛門尉豊州之末孫次郎三郎殿、依早世今彼為養子、尾張守殿と申せしか、加治木四ヶ所より頼候か、清水へ被致参上、両陣無為の儀を被申、日置伊勢守と申者一段馳走しけり、此事いかゝと安藝守へ御尋之間、先可目出、各々御奉公、眞實の事ハ不存の由申上、乍去長濱不在付之間、一涯成共無事をとの内心也、扱清水へ蒲生自分、祁答院・入來院・東郷使者、肝付越前入道・同三郎五郎、從爰ハ別而御奉公と親子共参上、其刻越入道以安と云たる、加治木御判を

可被下、望日置山名・中野・楠原等七拾五町の由被申上、從四ヶ所無御奉公成共、以安父子抛身上御奉公の旨、以神判被申、爰栴山存分御尋被成、御使者ハ伊集院掃部助・満石清左衛門尉也、安藝守御返答、御家於為御奉公御意次第、彼在所ハ廿町計之所、以是加治木・帖佐者儀絶可為一定、以安親子能々御頼、彼方眞實指顯者、蒲生・平松迄も可入御手様の折ハ、兩御使者頼人之旨申、彼兩人其時定而藝州難濫可有、無御心元各々被存候の處に、貴久様藝州可成得心と仰候つゝ、如其目出度の由、超多云散被帰参、此由尾州へ被仰渡、次之日、日置伊勢守・平瀬兵部少輔・尾州為使長濱へ來、以安被申上之条、尾張守被申統候處、御得心目出度次第、此事為可申調、加治木へ罷通之儀也、扱御奉公くとして小濱・堅利甘町に成、御敵之人々ハ被付分限、雖然、御代たに思召まゝならは、随分忠節は申、御頼母しとうなつき居る、谷山鬼塚の門・内門・御園門・藤野・鹿兒島に網屋などは行末までと給る、かくて世の中静なるに功成とや、和州は鹿兒島へ立帰、掃部助ハ在姫木、清水ハ右馬頭殿御給、串木野より御移、栴山別而御頼之条、魂底致取持、安藝守廿九歳にして正宮為御尊躰上洛す、其前立願の由を 貴久・母公様江申上、さてハと依御進与風存立、於京都輒成就、殊 天子様御開眼神妙不

及短筆、天文廿年霜月二日、御遷宮、其後以安父子安藝守以相談、典厩様押立申、加治木・帖佐及儀絶、祁答院・東郷・蒲生、殊入來院ハ岩劔を覚悟之間、一段當敵二、其前郡山をも押而被召取、故ニ致御恨之處、御屋形様岩劔上の高山ニ被成御着、祁答院自身帖佐、其外四ヶ所蒲生僅多勢出合、数度合戦、幾度も御陣衆被得御勝利、無程岩劔被召取、其脇薩摩衆者帖佐別府川の向へ、大隅衆ハ岩の嶽に伏陣^{一字}有、大隅衆餘多討取、其俣帖佐麓を被仕破、されハ無幾程帖佐・山田・蒲生新柵迄打捨、祁答院殿山をこそ亡越けれ、扱此城に御屋形様御父子数勢打入、肝付・祢寝自身被致参上、蒲生新柵ハ吉田衆最前馳籠、蒲生の近陣にそ取誘、貴久様御舍弟左兵衛尉殿大將持之、此刻以安江西之別府・有川、栴山江邊川を賜也、典厩ハ此前上井を長吉に被召替、頃日當山ハ猿渡大炊助御番、蒲生落居以後、日當山東郷を御給^{一欠}定、蒲生馬立之陣大將典厩、荒平御陣ハ 貴久様御二男又四郎殿、如此被取囲の處、菱刈運の尽始にや、蒲生を見續キ向陣を取、弘治三年四月十五日、彼陣を攻滅さる、安藝守嫡男助太郎為廿七歳、最前に合戦仕下柵に切入、上陣へ攻登處、蒙深疵、供の者引立退といへとも、同廿八日死去す、即時蒲生の城ハ渡進上す、貴久様蒲生より助太郎去行の由被聞召付、脇元

より小船にめされ、長濱へ御渡海有、其夜の煙を被成御覽、誠に不淺御情、君の御為臣の失一命事、雖不無例、是ハ三世の因縁、眼前ニこそ助太郎桃山巖弓居士と号す、為其今向之島ニ赤水と云村を被下、其後入來院出頭、為何故にや、鹿兒島犬迫名を賜ふ、其時川路山の打^(替力)蒲生久徳名中島之門三町八段、永祿三年花巖母公御給、又永祿七年、久徳名垣之門式町八反御給、其以後、忠平又四郎殿と申せし比、豊州為養子飢肥江御越被成、其比豊州櫛間・志布志を覚悟之處、伊東・肝付手強依相働、日置伊勢なども討死す、守護方肝付ハ非弓箭、雖然、豊州為合力被成御儀絶、飢肥・志布志へ被入御番衆之時節、肝付・廻を忍取、北原も其比御敵^成、庄内大隅の通路難成、御屋形貴久様宮内在御逗留、忠平様ハ飢肥へ御座なさるに、伊東ハ陣餘多着添御難儀なれハ、踊白坂佐渡介者其前も安藝守知音也、今度彼者を可近思かへ、邊川名今程桃山拜領す、是を踊へ可遣衆中以談合、曾於郡堺無事をと云遣、猶不承引、此事本田若狭守と云もの曾於郡に有けるを使にて御屋形様江も申上、踊へも云ふ、此事肝付彈正忠被承付、我も三繩を可云、扱横川を和氣、北原堺無何事候者、飢肥・櫛間一方之御弓箭を談合す、安藝守無比類御奉公とて、其比曾於郡江ハ左衛門督又六郎殿と奉申比御座候時、彼城後

にハ安藝守ニ可給御約束、扱廻江御陣、大平と云嶺を被誘、義久様被成御座御在陣、馬立ニハ蒲生之為御佳例典厩御大将、廻江肝付入道省釣をも取絶ければ、此度肝付之事可被召取、人々思所ニ竹原山と云通路の陣ニ祢寝・下大隅迄の催數勢、彼陣江攻入、馬立衆奉初典厩被談合雖為合戦、敵巧立たる事にて、典厩御打死なれハ其餘ハ無限、貴久様數根より御續キ、大平御陣取被成合戦、敵多被討取、其比安藝入道玄佐ハ七月十日より為先祖祭長濱江帰、十二日の軍ニ不合、其日即統馬立の陣堅固雖取構、今度依不[□]兩陣を御開也、數根指向之間、被加知行、廻之本領田中半坂を給、宮内に廻かりや有典厩御存命の時、長濱簾中へ可進被仰置候とて、清水御簾中より御まいらせの處ニ、數根田中半坂同前とて無理にこれを領す、堺目大事の折なれハ、從長濱閉宮、其後帖佐春花を給田中半坂返上之時、清水江 貴久様被成御移之刻、此事被聞召付、數根慮外之時節、御堪忍神妙也とて、彼かりや茶多ん屋敷に野屋敷・水田島地等皆々御坪付相添御給、定なき世間也、去程に北原兼守早世す、眞幸院みたる、院内のもの共北原民部太輔と云を用所に、兼守妻ハ伊東入道の娘なれハ、以其便伊東眞幸を可領企、伊東娘を馬関田右衛門佐と云ものに合せ、民部太輔を打殺シ、彼娘三の山に居て、竹崎・高原の

人驕白坂下総介と云ものを呼付、是をも可殺巧、彼者ハ用心して俄ニ歸り、兼日玄佐江云合事有て、樺山領地おくほへ落來、其折節、義久様曾於郡江御座候間、召出在御覽、伊東入道ハ高原を在陣とす、踊白坂佐渡介者邊川故にや、到向後守護御奉公之由、玄佐迄云定、雖然、白坂助左衛門尉高原へ伊東入道ニ指出、無心元之處ニ即時出し、是も佐渡介同前之由也、伊東ハ栗野・横川まで領す、然處ニ白坂下総介・助左衛門尉云合、踊守護御番衆を申請、此御曾於郡へ、貴久様御光儀也、玄佐様々に令調法、北原又太郎ハ民部太輔乱より求摩に退く、去程に白坂佐渡介嫡男與一左衛門尉是も高原へ指出候へ共、則踊へ落來、是を又太郎兼親と云けるに、可遣企子細ハ兼親を可成白坂一家之者共ハ、北原年比なれば彼家を可取立之由を先云合、與一左衛門尉求摩へ遣、二人者いかゝと云に、本田民部左衛門尉曾於郡衆中なるを可添内談也、其比地頭三原遠江守江云、貴久様聞召、玄佐別次第と承、彼兩人敵地横川之凌山路、菱刈を通り求摩へ着、意趣者眞幸ハ逆乱以之外也、兼親可成北原別而相良殿を可頼、從踊口此方儀可令馳走云遣、比由相良殿へも兼親へも申合、先兩人帰り押返シ與一左衛門尉の弟左近允を相添遣、此度求摩衆同心にて與一左衛門尉を相留の處に人添遣、左近允者帰、近日從求摩

可仕入之由なれば、相待候處に、馬関田を求摩衆同前ニ與一左衛門尉忍取、徳満之地頭北原八郎右衛門尉兼親へ同前、されは眞幸院皆々又五郎をおし立、飯野へ打入、則白坂下総介を遣、又太郎・八郎右衛門尉以相談、守護方へ御奉公專一之由云合、飯野へハ屋形衆・相良衆寄合為番、兼親北原殿、横川ハ北原伊勢伊東を引、栗野も宮路名字伊勢同心なりしを、白坂下総介押入、栗野地頭となる、扱、貴久様從曾於郡溝邊へ在御免足、横川江出頭之由、伊集院和州・玄佐雖云遣、不承引、扱ハとて御衆遣あり、其日中ニ被召取、伊勢入道討死す、扱後々迄の御談合ニ而横川を菱刈へ給、菱刈堅固の於御奉公、伊東を可被攻致、二心を菱刈をとの御同心にて、御神判を被取替、栗野へハ、義久様御免足、玄佐も致御供、其比白坂佐渡も栗野へ移、玄佐、佐渡へ内談して下総介へ云様、北原殿ハ栗野を守護へ被進上、以其力飯野堅固の覚悟可然、其故ハ、相良當日ハ北原殿を引立かほなれと、向後者眞幸を可望、定而伊東へ同心可有、到其時北原殿も相良武略故身上可危、下総介・與一左衛門尉など伊東へ指出成間敷者共也、我々の為をも可思案といへ者、下総介以得心飯野へ行、北原八郎左衛門尉・本村石見守栗野へ致参上、此事を申上、兼親も次の日参上にて栗野を進上也、飯野に有つる求摩衆も引帰

飯野麓も破ければ、屋形衆兼親為合力、城堅固の番也、扱貴久様飯野へ御発足、三の山へ御衆遣の折、菱刈天眼入道被走参、先々御帰鞍ニ而飲肥口・眞幸口御番無寸暇、義久様御相談之^(続カ)以後、貴久様御法駄伯圍奉申、^(マ)かりける處に、兼親伯父左兵衛尉と云者求摩に云合、求摩衆を吉松の人駄なれば、彼城へ引入、兼親を伊東・相良同前ニ取立、屋形御人衆を可討果相企之由無其隠、此事依風聞、左兵衛尉落失、北原八郎左衛門尉・白坂與一左衛門尉と兼親不用成御内之者眞幸直□御知行也、兼親も鹿兒島へ被召越、其後求摩在申旨、一涯栗野まで玄佐召列雖越、猶依雜説、兼親ハ内端に号北原殿被召移、飯野へハ義久様御舍弟又四郎殿、今兵庫頭殿と奉申御賜、其後三の山へ数度御働の砌、菱刈三の山此由注進す、然間御仕役不成御存分、於彼城屋形御人衆多々討死す、菱刈背天道故歟、天眼死去、無程當菱刈も早世、其脇菱刈佐兵衛尉と云もの玄佐まで云様、菱刈童男有、是を菱刈と召立可給新知行之所々皆可奉上、大口の人衆へ未談合、彼城求摩堺の間令用心、大口人体其外菱刈の老名數者共心底區々なれハ、能々申調、可致御奉公、以神判談合之折節、菱刈老名數の者共猶三の山へ云合遣文、栗野山内ニ而落すを見付、從栗野進上す、扱ハと 伯圍様飯野へ御発足、先在御手向、其内兵庫

頭殿・新納武蔵守・肝付彈正忠、以談合菱刈へ召向、玄佐雖其人数、菱刈へ初内談の事ゆへ各々被成隔心、玄佐も大口の城を先不被召取者、即時ニ求摩・八代之人衆可走籠と内心に思故、被成二心之者、扱御出張馬越之城を 伯圍様御大將ニ而、兼日先忍仕役とて寄付候へ者、忍衆俄ニ心替候歟、無其儀に指寄碎手合戦、高名共無比類切取、 伯圍様・太守義久様彼城へ御□陣、從求摩、八代衆馳籠、雖然、羽月・平泉・山野を最前、從此方到御覚悟者、大口の通路求摩より成間數を、此三ヶ所義虎御番衆を被成、敵方を和けらるゆへ大口ハ手強くなり、かくて彼羽月一所を御給也、最前玄佐・同兵部太輔鹿兒島浄光明寺致御供、平和泉へ走入其儘ならず、又平和泉へ中務太輔殿・新納殿・樺山兵部太輔御番之由被仰付、山野へハ所々方々の衆、此時玄佐も平和泉へ可被籠承、難成申上、義久様・中書・新納・樺山兵部太輔若輩也、玄佐御頼之由直ニ被仰付候間、領掌仕籠籠、其後大口手強く成て、羽月麓椿々皆仕拂候時、薩州御驚候歟、羽月も御進上と也、羽月へハ肝付彈正忠御番、兵庫頭殿菱刈へ御移とて、中書ハ横川御賜、飯野御番とて正月十八日帰、同廿日、馬越衆依打亡、敵勢山野・平泉・羽月絶通路、然共、諸人ハ在番替、玄佐前の十二月より次の十一月迄終無歸事、比 日新様御不

例以之外、其上羽月の通路神殿と云椿、弓箭少静なれば、帰馬越へ参、其時霧島法印へ玄佐申旨ハ、今度御弓箭落着、□霧島へ曾於郡御祈進となれ共、不成御便、小くほ名を可致進宮、此等之儀守護為御進宮可有御祈念、以後ハ奉頼候由を申定、加世田へ参、後又曾木へ御番、其内永祿十一年霜月十三日、日新様御遠行、伯圀様就此儀十一□より加世田へ御越、菱刈ハ、義久様馬越に御座有て御分別ニ而、次の年中務太輔殿平泉戸神の尾の合戦被得大利、敵の頸百六切捨不知数、其後大口の城も渡上、求摩堺和平ニ成り、入來院・祁答院・東郷、千臺御存分の御知行也、日新様御病氣ニ付、長濱寸虫付御参之時、加世田庄しらかい邊東塩屋御賜、是ハ、日新様御存生の内の事也、其以後方々所々移替る、中務様從横川千臺隈之城御地頭串木野を御賜、横川ハ樺山給、小濱堅利ニかはる、堅利小田六町名ハ蒲生垣内中島ニ替、濱田ハ鹿兒島御園の門に召替へ、玄佐へ三町五段、此沙弥從爰一方に休弓箭、雖歌道三傾、無指ル儀、伯圀様御隠の後者、舟流したる海士の袖しはたれかちにのミ、扱又称寝・肝付・伊地知方にて不順守護方、されハ向の嶋より以後下大隅早崎の嶺を御陣ニ被構、其日小濱と云椿を被仕払、被号先陣、連々根占方ハ地味守護方を被引けるか、此節出頭すれば、伊東・肝付・

伊地知以多勢根占麓を破、其刻喜入攝津守被続合戦、舍弟兩人を初、侍十餘人討死す、然共、肝付・伊地知不叶出頭す、伊地知ハ下之城一所を給ふ、在鹿兒島也、其後天正四年、眞幸堺江、太守義久様御発足、八月十六日、鹿兒島を御出張、十九日、高原へ御着陣、其日数万人之軍兵彼城の下椿仕破被取水の手、慈も敵も手負死人不知数、廿一日、留矢、廿二日、城渡進上す、其夜小林を始、城々椿之須木まで入御手と也、下大隅御陣以來の事は兵部太輔罷立候間、聞傳ける事を任筆、兵部太輔蒲生御弓箭ニも若輩ニ而逢太刀風、初而以後も度々合戦、今度於高原、孫子共太郎三郎、第七郎も合戦仕候欤、太主義久様三之山の御帟鞍之時、當所到横川御留なれば、左様の時沙弥ハ指出益取この御喜び申上計也、扱此刻までも肝付に内心伊東を引者有、守護方より恠く被思召候處、外聞迄にや、肝付衆飲肥へ働、其所に其由を不知、雜兵頻鮒、肝付衆数百人討取、相殘櫛間衆伊東へ城を可渡談合欤、此事依風聞、薩摩・大隅衆不移時、志布志・櫛間へ雖馳続、猶肝付の族共、志布志・櫛間をも伊東へ可渡様躰なれば、押て城を請取、其外肝付数度の弓箭ニ、新知行之城々所々被召上、上下分限ニ而肝付家ハ残、昔之國衆とぞ、是慈悲の御計也、其故ハ、日新様志布志口為無事、肝付へ御渡海の處、無承引之

事、又伊東・根占・伊地知催兵船、御座所鹿兒島殊 貴久様御母公様まします御東と奉るを放火、雖末世、不落日月地に、如此、其上之處に被指置事ハ、日新様嫡女肝付三御座之故欤、伊東退治も程有間敷、三ヶ国勝前代治世の聲、當 太守義久様の御果報、御惠榮柏松の葉も雖程身を知、雨露の潤不偏草庵をたのミ、此老法師六十五歳、三世極樂皆共成佛道、

六十までうつゝの夢のたはふれに

をそくそ聞し曉の鐘

天正五年丁丑 五月十八日 沙弥玄佐

柁山家八代

安藝守善久入道玄玄佐

永正十癸酉歳生、文禄四年乙未十一月廿四日死八十三歳法名齡室幸久庵主

老後の述懷終焉の詠哥

君の為名のためとりし梓弓

やそちあまりの身社よハけれ

一永禄三年十月四日、上使伊勢備後守殿下着、於庄内末吉、太守修理太夫殿御参會有、御意趣之段者、日向国到飢肥伊東起弓箭、廿ヶ年餘不極勝負之由、達 上聞ニ、無為之御調儀と也、然者、飢肥伊東着両陣、彼地為公領被召置、可

為和融之旨御返答之次第、使新納刑部太輔・肝付彈正・愚身柁山安藝守、十月七日、伊勢備州御宿へ参申、條々刑部太輔并是

一上意ニ御無沙汰之儀、乱国又者依遠方非本意之事、

一大友殿江申談、九州を治メ御奉公之事、

一北郷左衛門尉江御内儀之旨、到飢肥伊東蹴上之地有之由、

備後守殿被仰付候、彼地伊東へ被遣可然之旨也、更ニ此段承間敷之事、

右之條々被聞候、川井豊前守、此等之御返事之時ハ、岡本被相添候、御返答上意与、大友殿之前難分、島津殿之思召候欤、爰本非本意由候、於當座安藝守雖憚入候、申上候、

九州を治メ上意御奉公之儀ニ候、被聞召分候へと申、罷立候、

一八日、備後守殿御宿江、屋形様入御候、御面談も同篇、

一九日、又両三人を以、被仰渡條

一如度々申入候、和融之儀、上意可為次第事、

一和談之儀、企弓箭を、伊東可有分別事、

一被属無事者、大友殿も同前、可為和融事、

一所領沙汰之事、同名豊後守一向領掌有間敷事、

一伊東江可有手付之由、不致分別候事、

右條々、川井・岡本被成披露御返答之次第、

一日向堺目和平之儀、被任上意之間、先以御喜悅之事、

一大友殿同前ニ、伊東無為之儀者非本意候、乍去、備後守為上使罷下上者、可致其調儀との事、

一伊東飢肥堺所領向之義、彼方へ少も遣問敷之段、被成御得心之事、

此三ヶ條被仰、川井万物語として、伊東飢肥庄内を者分国申候由、申上候由、剩東山殿江申入、三ヶ国守護職之御判頂戴す、左右之儀、更ニ上意ニもしろしめされす、備前守殿けんちいたさぬ事共なれ共、なと、言おほく云つ、けと、則安藝守田舎者、上意之御尊意不知案内也、川井殿私御物語之条、當座之御返答ニ候、島津三ヶ国守護之事ハ、頼朝御代以来之儀、然共、島津陸奥守忠国山東知行、伊東都於郡一所ニ相殘シ候事無其隱、伊東飢肥庄内分国之儀、更々虚言也、伊東到飢肥数度雖起逆乱、終ニ及恥辱事、眼前之儀と猶以伊東逆心之旨を被仰候ハ、偏上使御非儀之可有沙汰、先當意之御調儀專一之由申候處ニ、岡本尤無餘儀之由有リ、川井も同然ニ得心候、然者、伊東へ可有手付之由、不致分別之一ヶ條、是又上使御納得之由候、雖然、追而島津可申欵とて先々罷立也、

一十日、又兩三人上使御宿へ參、御意趣之次第昨日申入候條々、皆々御得心之御返答致祝着候、就中、飢肥境伊東江少も所領遣事有間敷之儀、御心得一段畏入候、彼境公領之事、奉任備後守可致御相談と、此旨同名豊後守江雖未相尋候、彼兩陣伊東引退候ハ、可加意見事、

右條々御返答、川井・岡本、

一飢肥被任御公領之儀祝着、備後守面目之到也、

一伊東へ催促を以可被引兩陣也、自然伊東於難澁者、上意不忠者也、至其儀者、西国ニ仰付、可令成敗事無疑、此度島津殿上意御奉公無比類之旨、始中終可達上聞也、猶直可被仰とて、備後守殿御前ニ兩三人被召寄、以御面談蒙仰段、此度為上使下向之處ニ、和平之趣、島津殿御得心満足不少候、然者、伊東三ヶ国御判東山殿奉書、伊東ニ在彼一卷、備後守被見之、雖然、京都ニも其疑有リ、今更當国之沙汰一向無其類之由、備後守信之、伊東守護号之事更々不入之儀也云々、若ヶ様ニ被仰儀少も於偽者、八幡御照覽ニ候、可蒙御罪と三度被仰、則地を御打御誓言之上、到末代伊東守護職之事、不可有其證文、此度備後守此段於納得、惣領伊勢則同前ニ堅被仰含候、當家之面目不可過之者也、此等之為御礼、

太守舎弟右馬頭殿十一日ニ上使御宿ニ御参入也、則備後守殿為御礼、屋形へ御出候、然處、不慮ニ御酒被取持被催興、備州御腰物を 太守殿へ被遣、川井方取次、村田越前守方へ渡之、則 太守御請取、自是も御腰物被進、其後及乱酒御とつさぬを互ニ被召替候、其時川井方之肩衣を拙者へ被着替候、其日風呂を焼せられ候の間、先風呂へとて御立候也、やかて此暮上使御宿へ使之両三人為御礼、参候也、夜二人、岡本方為御使樽ニツ、折ニハ三種、安藝守宿へ從上使被下候、右通之御酒有、次朝、上使御宿寶壽庵へ安藝守致御礼、其刻川井殿へ天目一、岡本殿へ脇刀進ス、則為物語申、今度数度被申承候條々之中、別而伊東へ末代於飢肥境ニ手付有間敷候也、一ヶ條堅申納候之由、領掌無餘儀候、満足ニ候、三百町計也、

一十五日、太守より備後守殿へ御捻被進、趣者、三ヶ国御調達之事、次伊東方飢肥之内永代遣間敷之由也、此等之旨安藝守・川井方内談を被遂候而之事、其返事後代迄之御證文たるへき候也、

一十七日ニ、鳥之子一帖・奈良墨二丁、從備州被下候之条、為御礼御宿へ参候處、河井被申候儀ハ、飢肥境御料所之事、伊東於無事ハ、不及申、自然御下知を背候□則豊後へ被

罷登、大友殿へ申談、島津殿御存分のまゝ、事成可申候由被申候、其時其飢肥の事ハ御公領之儀歟、いかゝと候、又一ヶ條當方伊東縁を結はれ候する内談之由、風説承及候、於其分ハ、上使御取成可有之儀ニ候、此兩條御返答、新刑と拙者兩人して申候、

一伊東和平之儀、於事成者、無申事候、伊東背上意候ハ、大友・島津申合、剩上意為御奉公山東退治之時、飢肥之御料所之事、猶以無余義候、

一伊東江縁與之儀者、更不承候、雖然、ヶ様之事、家景中より其調儀も候はん、承事ハなくにて候、

一以次而申、乍重言、大友・島津申合事無隱、伊東以調法、此段無相違様ニ備後守殿御故実奉頼之旨候、先川井得心候、目出度候、

一上使御立之刻、上使江河内茶はん・唐のぼん進上候、岡本へもせん一遣、互歌進し給候、無指事儘不書候、御料所三百町ニ申成也、從上使、美濃紙一束・京筆二對被下候、從是、しんのるかま進上、

右樺山玄佐上使方日記

玄佐男

一 久副 助太郎 天文六年丁酉、生母 日新公女、弘治三年
丁巳 四月十五日、菱刈陣中蒙疵、同廿八日死、年二十一、
玄佐二男
一 忠助紹劔入道 初忠知 兵部太輔、
天文九庚子年生、慶長十四年己酉五月十三日、死出水、
年七十

文禄元年

一 樵山玄佐の家にて詠之、

龍伯公

梓弓やそちの年の末になを

いくことふきの春にあはまし

同し

子細ありての返歌

池水にふかきねさゝのかくろいて

ひきわつらへるまこも草かれ

右已上、以相良猶齋漫写本、亦写、

未五月十三日終

源眞彦

延喜式

1 一 大隅国駅馬浦生・大水、薩摩国駅馬市来・英祢・網津
各五疋、傳馬市来・英祢・網津、日向国

長井・川辺・刈田
美祢・去飛・児湯
当麻・広田・救麻・救式・亞柳・野後、傳馬
夷守・真所・水俣・嶋津各五疋
長井・川辺・刈田・美祢
児湯・去飛各五疋

2 「富山氏文書」

一 嶋津御庄

補任百疋村并濟使職之事
「百引ナラン」
(右人脱カ)

任相傳文書之理、補任彼職畢、庄衛宜承知、敢勿違矣、下
(失)(故)

「鹿屋院ノ雜掌兼信力言上ニ領家一乘院鎮西御代官匠作
云々、按ニ一乘院ハ近衛ノ氏神春日社ノ別當寺力」

安元二年七月

守沙弥判

3 「寶満寺文書」

一 奉打渡 日向方島津御庄志布志津 大澤水寶満寺敷地四至

境事、限東深小路大道、

限南經峰、限西河、限北天神山後堀、

右、任被仰下之旨、奉打渡于寶満寺之状如件、

正和五年十一月三日

沙弥連正判

4 「大慈寺文書」

一 日向国救仁院志武志関所駄口米事、先規其沙汰者、不可
(マヽ)
有相違之状如件、

永和四年三月十八日

沙弥判

大慈寺長老

5

「文明元年焼失」
清水寺建立事、為勸_{アリ}願_{文(僧也)}阿十解令下向九州_{亦関文}可然様、
可被相觸分國大隅・薩摩・日向三箇国之由、所被仰下也、
仍執達如件、

文明十一年十二月廿七日

義尚公奉行

布施

下野守判

飯尾

大和前司

「忠昌公」

島津陸奥守殿

6

(前編二、1333)
(室町將軍家御教書)

一 造内裏料、大隅・薩摩・日向三箇国段錢事、先度被仰之處、
「采地ノ町段ニカ、ル出錢也、」

○「按ニ惣翁公ノ時ナト田舎段ニ、俗家ハ五拾錢、寺社ハ

百錢、又俗家三拾錢、寺社五拾錢ト段錢ヲ定ラレシトソ、」

7

于今未濟之条、不可然、早可被懸進之由、所被仰下也、
(仍執達如件、脱カ)

宝徳二年四月廿日

「義政公管領島山佐衛門督
持国入道徳本」

沙弥判

「忠国公」
島津陸奥守殿

○「二十卷平家四の巻、丹波少将成經等カ疏黄島ニ流サレケ
ル文ニ、」

○「治承元年ナランカ、」

一 従天、室町船引大山とて、月影も日影も洩ラヌ峨々石巖ヲ
凌越、日向国西ノ方島津の庄に着せ給ふ、

8

○「鴨長明カ無名抄の文、」
一つくしのしまといふ所に、かよふものゝ事をつるてに、

□たり侍しハ、つくしにとりて南のかた、大隅・薩摩のほ
と、いつれのくにとかや、わすれたり、おほきなるみなと
侍、そこにハ四・五月にはあけくれ浪たちて、しつまるま
もなし、四月にたつをうなみといひ、五月にたつをさなミ
となん申侍るといひき、う月・さ月といふゆへにや、いと
(興)
けふある事也、

9 「東鑑」

一建保六年戊寅六月廿一日、於御所御車二兩檳榔半部、廿七日、將軍家為大將拜賀、參鶴岳宮給、御車檳榔車、牛童一人持榻、八月十五日癸丑、晴、鶴岳放生會將軍家御參宮、被用檳榔御車云々、

10 (前編一、2498) (前編一、2508)
(大隅國將軍方交名注文)

一 大隅國於御方致軍忠之輩交名注文 可被下御感人數之事

平山左京亮 加治木中務入道 池袋弥五郎 同弥六
木房太郎 同三郎二郎 築瀬左衛門太郎 小田次郎
同平四郎 別府次郎兵衛尉 菱刈平良彦太郎一族
同重留藤平今者討死跡輩 牧右衛門次郎入道栗野郡司
鎌田藤内兵衛尉 床并宮内左衛門尉

右、注進如件、

11 (前編一、2499) (前編一、2509)
(大隅國直冬方交名注文)

大隅國佐殿御方凶徒等交名注文

税所介一族 加治木彦次郎一族 祢寢郡司一族
修理所弥太郎一族 姬木郡司一族 羽月孫太郎一族
小川郡司一族 蒲生彦太郎一族 小濱十郎一族

敷根村預所 廻村預所 肝付八郎兼重 今者跡輩一族

末次六郎入道 今者死去跡輩一族 溝邊孫太郎

野邊孫七盛忠 今者死去跡輩一族 平山因幡前司入道一族

正八幡宮先社務 弥勒寺執當房道慶

同舍弟九郎左衛門尉 同舍弟拾郎三郎

正八幡宮神官所司分 杉五郎 東郷藤左衛門入道

同荒瀬九郎 吉田左近藏人清忠 但清忠參之御方云々

右、注文如件、

12 (前編一、2506)
(足利尊氏御判教書)

注進狀披見了、忠節之至、尤神妙、中国并鎮西討手事、所
有其沙汰也、弥可抽戰功之狀如件、

文和三年二月六日 御判

嶋津三郎左衛門尉殿

13 (前編二、1212)
○「福昌寺奉加帳」

一 奉加 馬一疋 代錢世貫しほ、此外五十貫者棟木牌之為也、拜錢也、 沙弥存忠

奉加 馬一疋 代錢五貫文 藤原貴久

奉加馬一疋	代錢五貫文	新納	奉加馬一疋	代二貫	池袋
奉加馬一疋	代錢三貫文	近江守忠臣	奉加馬一疋	代錢壹貫文	建部親宗
奉加馬一疋	代錢三貫文	椋山 (教) 安藝守常宗	奉加馬一疋	米三石	比志嶋 源義清
奉加馬一疋	代錢三貫文	伊作 大隅守重久	奉加馬一疋	代錢二貫文	蒲生 美濃守忠清
奉加馬一疋	米三石三百疋	吉田 興長兼清	奉加馬一疋	代錢二貫文	稅所 左馬助敦弘
奉加馬一疋	代五貫	本田 藤原重恒	奉加馬一疋	代錢二貫文	佐多 伯耆守久親
奉加馬一疋	代錢三貫文	市來 沙弥禪祖	奉加馬一疋	代錢一貫文	和泉 沙弥光朝
奉加馬一疋	代二百疋	平松 安藝守武映	奉加馬一疋	代錢三百疋	井口 左近將監仲保
奉加馬一疋	代錢壹貫文	澁谷 遠江守久重	奉加馬一疋	代錢六百文	杉 參河守保則
奉加馬一疋	代二貫	澁谷 彈正少弼重長	奉加馬一疋	代百疋	知色 下野守守保
奉加馬一疋	代錢二貫文	北鄉四代 中務少輔知久	奉加馬一疋	百疋	上村 圖書助實保
奉加馬一疋	代錢三貫文	北原 周防守久兼	奉加馬一疋	代二貫	平山 越後守武豐
奉加馬一疋	代二貫	曾木之分 藤原久直	奉加馬一疋	代一貫	高城(マヽ) 津攝守武宗
奉加馬一疋	代三貫	菱苅之分 藤原明熊丸	奉加馬一疋	代二貫	餅田 紀武井
奉加馬一疋	代三貫	廻 源元正			

奉加馬一疋	代二百疋	財部
奉加馬一疋	代錢六百文	左馬助国盛
奉加馬一疋	代三貫	平世
奉加馬一疋	代百疋	甌
奉加馬一疋	代百疋	美作守義武
奉加馬一疋	代百疋	隈元
奉加馬一疋	代百疋	酒井久宗
奉加馬一疋	代二貫文	築瀬
奉加馬一疋	代二貫文	酒井元為
奉加馬一疋	代三貫文	加治木
奉加馬一疋	代三貫文	沙弥覺統
奉加馬一疋	代錢二貫文	祢寝
奉加馬一疋	代錢二貫文	建部毘沙房丸
奉加馬一疋	代錢一貫文	祢寝出羽
奉加馬一疋	代錢一貫文	沙弥玄清
奉加馬一疋	代錢一貫文	大寺
奉加馬一疋	代錢一貫文	美作守元幸
奉加馬一疋	代錢一貫文	牛屎
奉加馬一疋	代錢一貫文	越後守久元
奉加馬一疋	代三貫文	伊地知
奉加馬一疋	代三貫文	沙弥久阿
奉加馬一疋	代五貫文	羽月
奉加馬一疋	代五貫文	豐後守元忠
奉加馬一疋	代五貫文	菱刈
奉加馬一疋	代五貫文	藤原久家

奉加馬一疋	代五貫文	山野
奉加馬一疋	代三貫文	因幡守頼元
奉加馬一疋	代二貫文	梅北
奉加馬一疋	代二貫文	豐前守兼永
奉加馬一疋	代錢三貫文	(マヽ)
奉加馬一疋	代錢三貫文	中野
奉加馬一疋	代錢二貫文	信濃守幸定
奉加馬一疋	代錢二貫文	酒井親久
奉加馬一疋	代錢二貫文	別府
奉加馬一疋	代錢二貫文	平五郎丸
奉加馬一疋	代錢二貫文	阿久根
奉加馬一疋	代錢貳貫文	播磨守良忠
奉加馬一疋	代錢貳貫文	平田(マヽ)
奉加馬一疋	代錢一貫文	左馬助重宗
奉加馬一疋	代錢一貫文	佐多
奉加馬一疋	代錢一貫文	左近太夫忠元
奉加馬一疋	代錢一貫文	柏原
奉加馬一疋	代二貫	豐前守好資
奉加馬一疋	大豆十石	山田
奉加馬一疋	代一貫杉木五百枚澁谷	藤原忠豐
奉加馬一疋	代一貫杉木五百枚澁谷	長門守
奉加馬一疋	代錢一貫文	藤原武久
奉加馬一疋	代錢一貫文	湯田
奉加馬一疋	代錢一貫文	平重將
奉加馬一疋	代錢一貫文	左衛門尉重持

奉加馬一疋	代錢貳貫	宮里
奉加馬一疋	代錢一貫	紀忠正
奉加馬一疋	代錢五貫文	石塚
奉加馬一疋	代錢五貫文	平種惟
奉加馬一疋	代錢五貫文	伊集院
奉加馬一疋	代錢五貫文	沙弥道應
奉加馬一疋	代錢二貫文	肝付
奉加馬一疋	代錢二貫文	河内守兼元
奉加馬一疋	大豆壹石	長野
奉加馬一疋	代錢一貫文	中原助豐
奉加馬一疋	代錢一貫文	長野
奉加馬一疋	代錢一貫文	左京亮助家
奉加馬一疋	代錢一貫文	福永
奉加馬一疋	代錢一貫文	新藏人為勝
奉加馬一疋	米五石	德丸
奉加馬一疋	百疋	平久良
奉加馬一疋	百疋	小田
奉加馬一疋	百疋	酒井久秀
奉加馬一疋	百疋	石井
奉加馬一疋	代錢三貫文	平元義
奉加馬一疋	代錢三貫文	西村
奉加馬一疋	代錢三貫文	興長貴清
奉加馬一疋	代錢三貫文	北原
奉加馬一疋	代錢三貫文	藤原久純
奉加馬一疋	代五百疋	肥後
奉加馬一疋	代五百疋	藤原豐盛

奉加馬一疋	代錢一貫文	田代
奉加馬一疋	代錢一貫文	建部助信
奉加馬一疋	代錢一貫文	小山田
奉加馬一疋	代錢一貫文	大藏元平
奉加馬一疋	代錢一文	志々目
奉加馬一疋	代錢一文	藤原義豐
奉加馬一疋	代錢一貫文	大始良
奉加馬一疋	代錢一貫文	藤原貴義
奉加馬一疋	代錢一貫文	濱田
奉加馬一疋	一貫文	藤原義藤
奉加馬一疋	一貫文	川田
奉加馬一疋	代錢一貫文	紹顯
奉加馬一疋	代錢一貫文	佐多
奉加馬一疋	代錢一貫文	淨了
奉加馬一疋	代錢一貫文	和田
奉加馬一疋	百疋	遠江守忠正
奉加馬一疋	百疋	野邊
奉加馬一疋	二貫文	薩摩守盛任
奉加馬一疋	二貫文	和田
奉加馬一疋	一貫文	淡路守年則
奉加馬一疋	一貫文	野邊
奉加馬一疋	五百疋	小野盛清
奉加馬一疋	五百疋	野邊
奉加馬一疋	五百疋	尾張守盛光
奉加馬一疋	五百疋	野邊
奉加馬一疋	五百疋	美濃守盛孝

奉加 馬一疋 一貫文 長井 周防守利久

奉加 馬一疋 百疋 野邊 小野盛良

奉加 馬一疋 百疋 野邊 小野盛豐

奉加 馬一疋 代錢一貫文 忠正

奉加 馬一疋 代錢一貫文 胤雄

奉加 馬一疋 代錢一貫文 宗友

奉加 馬一疋 代米壹石 福崎尼 妙久

永享十年之秋

米十石 徳林庵 祖仲

米四石 淨惠寺 妙惠

14 (後編一、870・871)

天正四年丙子九月九日高原にて被仰定、

日州御出陣賦

一田方壹町二付、壹人ツ、主從飯米外、詰夫壹人、寺社家、
後家中より出、夫馬三疋、同斷、
一御陣持道具之事、一手かふし壹、高サ三尺五寸、廣貳
尺五寸、一六尺五寸立木壹本、一鍬壹具、一

なた壹丁、一よき壹丁、一のこ壹ツ、一のみ

壹、一もつこ壹、一縄壹房、右田方壹町二付、

賦如比、

一無足衆中ハ貳人間、ニ詰夫壹人、寺社家後家中より出、
送夫馬三疋、右同斷

但、田方壹段より四段迄ハ御蔵より飯米被下候、五段よ

り九段迄ハ自飯米出、

一壹町衆ハ主從貳人、(公) 一貳町衆ハ主從三人、

但、人駄ハく役、

一三町衆ハ主從四人、一四町衆ハ主從五人、一五町

衆ハ主從拾壹人、一田方壹町二付、具足壹領、但、百

町・千町ニ而も如此賦也、

15

(後編一、286)

(蔵人頭柳原淳光奉口宣案)

〇上卿

中山大納言

永祿七年甲子三月十四日 宣旨

修理大夫藤原貴久

宣任陸奥守、

蔵人頭右大辨藤原淳光奉

「義久公任修理大夫も同案、同日也、」

16 (前編二、2341)
(島津忠良・貴久連署提書)

○一諸士衆中忠孝之道第一相守、五人與睦數可交事、

一領地多衆者七書を習ひ、人数掛引・昇・貝・太鼓之合圖、作法常々調練可有事、

一若キ衆中者、武藝・角力・水練・山坂歩行、平日手足をならすへき事、

但、所領持并無息衆中、其身相當之武道武藝心掛無之輩者、所帶没収之上、可為重科、

一田地五反ニ付、武用ニ立候家之子壹人宛、家内ニ養育可有事、

一陣中三拾日、自飯糧引當無之、并軍役出物等於遲滯者、所帶可没収事、

一諸士衆中、番狩普請、其外之役務之間日ニ者、不致唯居主人家之子女迄茂、早朝より農業ニ可出事、

但、地頭領主不請免許而、其頃を迦シ出候は、可為

死罪、

一百姓并又内之者ニ而茂、独身并困窮之者あらハ、横目衆ニ非らず候共、早速直ニ可申出事、

一諸士衆中之子共、無免許而出家成、可為停止事、

一地頭領主并奉行頭人下々之訴訟、則不致披露、又者邪

成捌候者、不及取次、我等父子之間、目通ニ直ニ可申出事、

一我等父子邪行聊尔之儀見聞候ハ、誰人ニ而茂不差置、諫言可致事、

右條々、若違犯之輩あらハ、所領持之衆ハ必所領可没収、無息衆中者、可加嚴科者也、

天文八年己亥正月日 忠良御判

貴久御判

17 (旧記未収載)

一式拾町以上之衆者、又内之者種子島江差渡シ、手火箭^(拾カ)挺宛引薬相添用意可有之候、五反以下無息衆中者、手火矢引

薬玉蔵入より可相渡候、総別諸士衆中都而手火矢手持、每度之陣立ニ可取揃候、領国中江早々可觸渡者也、

(マヽ)
元龜元年午正月十一日 義久御判

家老衆中

18 (旧記未収載)

○天正十四年五月、肥後口より陣立掟

一諸士衆中面々、手持鉄砲六匁玉以上可為事、

一手鋒・長刀・弓為持候、又内之者、陣立前俄ニ病氣之者、

殿役・持夫可相渡事、

但、手鋒・長刀之尺八尺以上、禁制之事、

一高百石以下之衆、具足可為竹はち、兩具者上下共銘々可持出事、

一兵具持衆之鉄砲、十匁玉・二十目玉ニ相定候事、

一兵具持衆之手鋒・弓之數者、鉄砲より少ク持候事、

右條々、今度肥後口より出陣候、此以後迎渡此軍賦たるへし、諸士衆中第一ニ鉄砲手練無之輩者、没収罪科ニ可行者也、

天文十四年戊五月朔日

義久御判

忠平御判

19

(後編一、1066)
(島津義久吉書)

「林甚五兵衛家藏分」

吉書

一神社佛寺修造興行之事、

一可專勸農事、

一可徵納国々年貢事、

右任三ヶ條之旨、可有沙汰之状如件、

天文七年正月十一日

御名

20

(後編五、1172)
(島津家久吉書)

「正文御文庫」

吉書

一神社佛閣修造興行之事、

一可專勸農事、

一可徵納国々年貢事、

右任三ヶ條之旨、可有沙汰之状如件、
寛永十五年正月十一日 家久御判

21

(後編五、1225)
(島津家久遺言状)

「正文伊勢兵部貞榮藏」

一花にめて月をころの内にこそうき世のほかの佛なりけれ

寛永十五年二月廿日 御遺言云々 以上

22

(後編四、544)
(島津龜伯外二名連署琉球渡海軍衆掟書)

「正文在樺山家」

琉球渡海之軍衆法度之條々

一物主相定候間、彼衆以談合可申出儀不可違背事、

一喧嘩口論之儀、不斷雖為法度、今度者別而各可相嗜事可為肝要候、縦不圖喧嘩出來候共、兼而如法度私ニ而不相果、

重而可遂披露、若此旨を相背於破事者、いかやうの理雖有之、不及理非之沙汰、一組可處罪科事、

一鉄砲もちたる衆、或者羽鳥をねらい、或たて物を射、いたつらに玉葉をつくすましき事、

一船の出入おもひく、に無之様に、惣別同前ニ可有之事、

一其組を離、他の手に付ましき事、

一手に入たる島々の於百姓者、少も狼籍いたすましき事、

付従大島此方泊々、右可為同前事、

一堂宮付寺等あらすましき事、

一可相働時、海陸共に惣人数を不適合、無人衆ニ而先懸いたすましき事、

一經其外書籍等、むさとりちらす間敷事、

一無罪者、殺害一切可為停止事、

一順風よく不見定、不可致出船事、

一取知衆可申旨を不可相背事、

右條々、堅相守不可違背者也、仍法度如件、

慶長十四年二月廿六日

家久御判

惟新御判

龍伯御判

23 (後編四、595)
(徳川秀忠御内書)
「御文庫」

一至琉球指遣兵船、不移時日及一戦、彼黨数多討捕之、剩国王降参之上再三司官以下至于其地、不日可為渡海之注進、誠以無比類働共候、猶以本多佐渡守可申候、謹言、

「慶長十四」 「秀忠公」
七月五日 (花押)

薩摩少将とのへ

24 (後編四、594)
(徳川家康御内書)
「御文庫」

一琉球之儀、早速属平均之由注進候、手柄之段被感恩食候、即彼国進之條、弥仕置等可被申付候也、

七月七日 御墨印

薩摩少将とのへ

25 (後編四、860)
(樺山久高外三名連署掟書)
「家久公御代」

掟

一薩摩御下知之外、唐江詠物可被停止之事、

一従往古由緒有之人たりといふ共、當時不立御用人ニ知行被

遣問敷之事、

一 女房衆江知行被遣問敷之事、

一 私之主不可頼之事、

一 諸寺家多不立置問敷事、
(被)

一 從薩州御判形無之商人、不可有許容事、

一 琉球人買取日本江渡問敷事、

一 年貢其外之公物、此中日本之奉行如置目、可被致取納之事、

一 閣三司官、就別人可為停止之事、

一 押賣・押買可為停止之事、

一 喧嘩口論可為停止之事、

一 町人百姓等ニ被定置諸役之外、無理非道之儀申懸候人あら

は、至薩州鹿兒府、可被致披露事、

一 從琉球他国江商船一切被遣問敷事、

一 日本之京判外之外不可用之事、

一 博奕僻事有問敷事、

右條々、於違犯之輩有之者、速可被處嚴科之者也、仍下知
如件、

慶長十六年 辛 亥 九月十九日

兵部少輔判

紀伊守判

勝兵衛尉判

權左衛門尉判

26

○ (後編四、892)
(町田久幸外三名連署覚書)
「館内古留」

○ 一其地之女從関東御用候間、五人程先々可被差渡候、

但、十二歳より十九歳迄之女、可被遣候事、

己上、

「慶長十七年款」

三月廿二日

三原諸右衛門

重種判

伊勢兵部少輔

貞昌判

比志島紀伊守

国貞判

町田勝兵衛

久幸判

三司官

27

○ (後編三、1469)
(島津忠恒書状)
「写坊津廣大寺藏」

○ 一龜井武藏守琉球国之欲為主事、

○一頃春雪之めつらかなるを 龍伯様入御詠吟御歌被遊、隨

之各詠歌共從富隈送給候、御返歌なくてハありかたく候

間、當所衆も少々申觸候、然者、一兩詩相加候者、可為

珍重候刻、龍伯様尊詠書付進候、必和韻待人候、

不宣、

武士のころひかるゝあつさ月

春とはいはしけさのしら雪

「慶長六年カ」

仲初六日

忠恒御判

廣濟寺

玉机下

28

(後編四、496)
(琉球渡衆交名)

琉球征伐人数帳

一人數六拾人

大將

樺山權左衛門殿

久高

大將

平田太郎左衛門殿

増宗

一同六拾壹人其外八拾四人

一同十五人

肝付越前殿

一同十三人

鹿兒島方武頭
イ本田伊賀守親正 本田與兵衛殿
右同武頭

一同貳拾七人

イ市來備後家政 市來織部殿

一同拾壹人

親正

一同拾八人

本田弥六殿
有閑
柏原周防入道殿
親智

一同十人

穎娃主水佐殿
実純

一同貳式人

兵具奉行

長谷場十郎衛殿
篤利

一人數四人

白坂式部殿

一同三人

美代九右衛門殿
頼張

一同六人

貴島采女殿

一同四人

相良民部左衛門殿

一同三人

西俣兵部左衛門殿

一同三人

日高新四郎殿

一同十一人 其外拾人

日高與市左衛門殿
家繁

一同五人

鹿兒島方
武頭

市來八左衛門殿

一同六人

勝目兵右衛門殿

一同四人

法元仁右衛門殿

一人數拾七人

野村安左衛門殿

一同貳拾壹人

大慈寺

一同五人

入道笑猿
村尾源左衛門殿

一同五人

立山安右衛門殿

一同五人

海江田十兵衛殿

一同貳人

宮内源助殿

- 34 -

一 義弘公於御陣場御談合之時、從諸所被召出候人数之事

一同十人
一同式人
一向之嶋大工、坊之津大工、縣大工、常休式人盛夫被下候、
合人数七百拾三人

宇田弁七殿
兵具奉行
有馬次右衛門殿

高山衆中
小野郷右衛門
栗野衆中
外山勘解由左衛門尉

大村衆中
大窪源太左衛門尉
大村衆中
中村内蔵之介

高山衆中

弟子丸右京亮

飯野衆中

栗野衆中

同

蒲地兵部少輔

黒木播磨守

築瀬兵部少輔

宮崎衆中

柏原周防守

塩見衆中

飯野衆中

同

數根越中守

井尻伊賀守

遠矢下総守

都於郡衆中

都於郡衆中

眞幸吉田衆中

飯野衆中

前田豊前守

有馬右衛門佐

山口大蔵助

赤塚源太左衛門尉

須見衆中

飢肥衆中

飯野衆中

飯野衆中

伊地知丹波守

上原勘解由兵衛

村尾右衛門兵衛

逆瀬川豊前守

(武)
清竹衆中

鹿兒島衆中

大口衆中

大口衆中

大井七右衛門尉

久富木攝津之助

伊牟田勘解由右衛門

坂上南右衛門尉

志布志衆中

鹿兒島衆中

曾於郡衆中

大口衆中

野村大炊兵衛

高城主馬

徳持舍人佐

市來下総守

飢肥衆中

高山衆中

飢肥衆中

吉田衆中

曲田伯耆守

松浦筑前守

漆野権介
後号曾木
甚右衛門

村岡城之介

吉田衆中	吉田衆中
二階堂内匠	野村狩之介
蒲生衆中	蒲生衆中
脇元権之介	湯田掃部兵衛
蒲生衆中	蒲生衆中
大村治部左衛門尉	久木田新左衛門
蒲生衆中	蒲生衆中
大山外記	久木崎主水正
帖佐山田衆中	蒲生衆中
酒匂式部少輔	重田太郎左衛門尉
曾於郡衆中	帖佐衆中
村田式部少輔	梶原右衛門兵衛
日州高城衆中	日州高城衆中
赤崎平馬丞	東郷淡路守
飯野衆中	飯野衆中
池田六左衛門尉	恒吉金藤左衛門尉
志布志衆中	鹿兒島衆中
土持大膳亮	三原右京亮
鹿兒島衆中	鹿兒島衆中
四元彦兵衛	大膳房

30

鹿兒島衆中	鹿兒島衆中
三五房	土持城之助
有川右衛門次郎	川野清左衛門尉
同	同
末田主馬	川東善三郎
同	同
阿多源六	平野新三郎
同	
本田三郎五郎	

〔後編五、1170〕
 (川上久国書状)
 「兒玉四郎兵衛家藏」
 ○一今度陣中之大將役兩人江被仰付候、其上談合衆八人被召
 加候間、何事も此方江不及被得御意、可申調由、以兒玉
 筑後守被仰出候、甲斐掃部介・有馬左近將監江申合候間、
 可被聞召達候、恐惶謹言、
 寛永十五年正月九日
 久国
 豊後守殿
 下野守殿

(後編五、1171)
(川上久国書状)

一急度申入候、仍今度陣中大將役、豊後守・下野守江被仰付候、各談合衆ニ被相談、諸事此方江不及被得御意、可被申調、殊ニ御病中之儀候、遠方へ被申越候而ハ、延引ニ可罷成候由、以兒玉筑後守被仰出候、委曲申斐掃部助・有馬左近將監江申合候間、被聞召達、其御心得尤候、恐々謹言、

寛永十五年

正月九日

久国

喜入攝津守殿

北郷佐渡守殿

澁谷石見守殿

山田民部少輔殿

三原左衛門佐殿

新納加賀守殿

(未収載)
(川上久国書状)

一急度申入候、仍而今度之軍衆、都合式萬程之御賦ニ而候處、皆々心次第二大勢召列候故、軍衆水手合三萬程も可有之由、賦衆大方考ニ而被申候、米も僅五千石御座候□□人数一月之兵糧充候、其内はや廿日分相渡候□□きれ可申候間、

人衆被相殘歟、肥前・肥後杯江□□御借用歟、急与可有御

沙汰由、物奉行被申候、承候而□□然其日向庄内・肝付□

表根占などの衆者可相留□□餘り大勢被召列候衆を残し□

御談合尤候、恐々謹言、

寛永十五年

正月十八日

久国

豊後守様

喜入攝津守様

北郷佐渡守様

澁谷石見守様

山田民部少輔様

新納加賀守様

参入々御中

(前編二、23)
(島津氏久寄進状)
「安養院藏」

〇一鹿兒島郡伊敷村内

国引田壹町

伊地知彦七事跡

今度合戦先途之間、任願書之旨、所奉寄進也、守先例之

令被致朝暮祈禱之狀如件
(⑩十三)

正平三年四月廿八日

諏方座主兵部律師房

氏久判

34

(前編一、2413)
(足利尊氏御感御教書)

一去年九月八日、筑前国合戦之時、父伊地知彈正忠季随打死
之由、島津上総入道道鑒所注申也、尤以神妙、弥可抽戰功
之狀如件、

(⑩廿五)

觀應三年卯月廿九日

御判「尊氏卿」

伊地知彦七殿

35

(旧記未収載)
(島津龍伯書狀)

○近衛殿歸京ニて濱之市江御入之節、御能有之筈候、我等も
土に立候もの、板を踏候事、稀成事故、随分精を出し二三
番相勤事候、畏とハ見せ申度、幸侃内方へ赤キ小袖類借り
に遣候得者、無之由候、一向宗は物借さるもの歟、むもし
御前へ赤キ小袖有之候者、御借有度候、尺短ク候而も不若
候、近衛殿江着せ奉預へく候、かしく、

月日

龍伯

むもし誰にても

申給候へ

36

○佐多氏民部左衛門久英覚書

一天正十九年辛卯、高麗入として肥州名越之御普請有、左候
而、文祿元年辰、高麗国入御座候、

一島津様 御兩殿如徳島江御在陣被成候、然者、佐多太郎次
郎も在陣被申候、然者、氣相ニ而御奉公難被成候間、替り
を立候へと御公儀より被仰付候得共、當分伯耆守事も幼少
之儀候へ者、替りに罷立候儀不罷成候、然者、我等事太郎
次郎兄弟之由に候へ者、御公儀より直に被仰付候付、高麗
江罷渡相替申候、

一其後日本国の諸軍兵いづれも御着相被成候、然者、惣大将
は金吾様と申、太閤様之御代ニ而候、然者、奥入御談合相
濟候而、御出立の御支鎧鎧甲金の張りさやニツからめさし、
ほろかまへ同さし、金の日の丸なり、いづれも大名衆ハ同
前の御支鎧ニ而奥入被成候、

一島津様も慶長二丁酉年、加徳島御陣より御打立奥入被成候、
我等事も一騎の御賦を被下、人数五十二人召列奥入仕候、
一日々に奥の様に御入候へ者、南原と申大川内有、然者、其
廣田原に石積の大城を取構へ、多勢籠居候を一日一夜に責
落し、城に火を懸、大敵を悉く切盡シ候、乍去、夜中之儀
ニ候へハ、奥之様に逃行申候、夫より又奥の様に御入候へ

者、大川内有、其田原に大海御座候、然者の路川ニ而候、其川上石橋有之候へ共、引はつし柱計ニ而候間、向への地に御渡被成候事、難成見へ申候間、筏などを組立いつれも御渡被成候、夫より又奥の様に御入被成候處、惣大将より被仰渡候様子ハ、先ツ是より跡の船本迄いづれも御引ニ而御番可有通ニ被仰付候ニ付、皆々御引ニ而、船手に御陣取候而御座候事、

一島津様ハ泗川に御陣取、御両殿公御在城被成候、然者、高麗人を数人御手につけ、サルハミと申川内御百姓にして召置候而、知行為作候而召置候、其奉行として川上久右衛門、又我等召置候、然處に、御両殿様御越被成候而、高麗人罷在候を御覽候、然者、日も早入かたに罷成候間、御逼留被成候、(維新)為心様ハ川上久右衛門所江被成御宿候、(黄)光門様ハ我等所江御宿被成候、然者、川上四郎兵衛殿御内儀として仰聞せ被成候、御樽酒魚を取合候而、進上申候へと承候間、やかて御城より取寄候而、為心様江四郎兵衛殿御取成ニ而あげ申候へ者、御ちうしを被下、忝御意ニ候夫より、光門様江伊勢兵部殿御取成にて進上申候、然者召出シ忝御意ニ而候、明れハやかて御歸被成候事、一其後島津圖書頭殿より御狀被下候、様子ハ其元御番之儀者

帖佐衆へ相渡シ、久作事ハ明日御城の様子人数召列參候へと被仰候間、懸而御城へ參候而御奉公仕候、

一慶長二年、從大明孟郎爺將軍日本江来ル、秀吉公御取會之由候、御熟談ニ而盤桃爺の弟渭濱と申仁を為質、島津殿江相渡申候事、

一順天泗川の瀬戸口江兵船を相揃候所ニ、翌朝大明の兵船仕懸候、防戦之事以之外ニ而、敵船も焼亡又切崩、船共に雖有之、数万艘にて更無勝利、味方の船も数万焼亡ニ而、はやくせんと申島江樺山權左衛門殿を始、数人進上候へ共、遮而敵船ニ無勝利、味方心易引逃事、釜山浦江東西當手相揃ニ而如日本御歸陣、島津殿御船惣而跡ニ而候事、

一同三年戊戌九月廿七日、大明人・朝鮮人晋州表より泗川軍衆指掛防戦ニ候、厥時相良玄蕃戦死ス、

一其後大明人加藤殿陣江相懸候へ共、手□無之候、夫□小西攝津守殿陣を追拂ひ直に小島に追上、迷惑ニ而御座候を、島津様より御加勢被成候事、

一同年十月猛勢相催シ御城に取懸候而、城を取返□(タテ)をつきしとミ鉄砲を揃へ御城に打懸候、然者、大手の石より石火矢を数多為打候へ者、敵亡ひ、殊之外いろめき候、其時御城御出御両殿江軍兵働を切崩、敵余多討捕り、晋州川を限り

に追詰、悉く川に溺もあり、又ハ打取らるゝも有之候、然者、川に向へに丸尾有り、その尾の上に大将ハたまり居候を、島津様の御備の一本杉を敵中にさし登せ候へハ、其時敵ハ敗北して逃行を晋州迄追詰候へハ、蔵を位置糧を入御座候を悉く焼亡候へ者、日もはや入かたに罷成候間、先御城の様に何れも御歸被成候、然者、敵の打首を揃候へ者、御手柄ニ而三万八千七百余騎討捕、其首を三十間計に御築せ其上に松植置被成候、

一其後大明の兩軍大將孟老爺より、太夫参望龍濱と云者を為使者度々懸引有之、依之、和儀ニ候、

一其後御引陣被成候、然者、島津様ハ壹岐の島に御船懸被成候、然者、石田治部少輔殿ハ名越に御下り島津様を御待候、

天下の大高様の御使ニ是迄罷下候間、島津殿御出會被成候

一太閤也

へと仰ニ付、やかて御出會候、然者、高麗に於て一入手柄

の由聞得候ニ付、然者、大高様より御拜領ニ而候物数取合

相渡シ被成候、然者、比御礼すくに都の様に御登候へ御同

心と被仰候間、直に御登被成候、然者、大明より相渡候質

渭濱事ハ日本伏見迄召列、御公儀相調、御手柄之御褒美ニ

而御下候、薩摩より大明江送届候、

一我等事壹岐の島より御暇申上候而罷下り、右之様子大形覚

之候書付候、

佐多久作久英

37 一明暦三年ひのとの三月、鹿兒島御公儀より高麗人の様子御

尋候付、我々事も召寄被成候、然者、宿送りの夫馬給り候而参上申候、然者、川上因幡殿出相被成日記ニ書立候而、我々事者高麗御弓箭奥入ニ付、高千五百石軍役ニ一騎の御賦佐多久作奥入に備道具之事、

一弓四張 一鉄砲四丁 一鍵四本 一手鍵一本

一幕二頭 一鎧甲一通 一乗馬一疋手鞍かい

一大昇一本 一小指の物四通 一我等召列申候人衆

一殿原三拾六人 一中間四人 一小者夫九十一人

惣合五拾三人

一其方御番之儀者、帖佐衆受取候而可被成打立候、貴所事、人衆召列られ候而此方のことく御越有へく候、明日必帖佐衆可被参候間、替られ候而御歸たるへく候、恐惶謹言、

五月十一日 圖書頭判

佐多久作殿

一佐多之の家者、九代伯耆牛監入道之孫子也、然者、我事ハ四ツの年より隠居養子として召置候、然處、御分国中所替御座候付、川邊之内宮之村江御移シ被成候、左候へハ、我

等事ハ太郎次郎殿兄弟之契約ニ而候、然者、知行三拾石庶
子分として請取申候而、覚悟仕申候、其使人朝隈諸右衛門・
谷山喜右衛門殿ニ而相立申候、

佐多休次郎家譜之写

御公儀江差出候用高麗御弓箭之事

奥入ニ付

高千五百石軍役

一騎の御賦相調へ、佐多久作人衆召列奥入仕候様子備道
具、

一弓四張 一鎧甲一通 一鉄砲四丁 一鍵四本

一昇一本 但、きぬ二日の丸、十文字 一小指物四通

但、鉄砲衆おひ物白きぬ日の丸

一乗馬一疋 一手鍵一本 一幕二頭 是ハ一夜ノ篠
但、鞍はいく 陣屋の前ニ引

一我等召列申候人衆
是ハ役人

谷山喜右衛門 難波孫九郎 同名李之介 沖拾助

同名與八郎 神官司庄内 神官司典内左衛門

村岡善左衛門 鮫島城之介 安藤主税介 是ハ晋州ニ而
打死

松本藤次郎 西郷新八郎 郡山次郎兵衛 的場甚助

吉永助太郎 赤崎甚六 赤崎番左衛門 晋州表打死

染川妥女正 安藤源次郎 財部半介 池上庄次郎

西俣市助 小田金六 児玉彦三郎 木原典介

岩脇新九郎 鮫島市右衛門 大迫十介 永崎源左衛門

山口孫四郎 渡々川八介 山下久八 池井善三郎

朝隈新三郎 伊佐敷小吉 佐多源吉

合殿原三十六人

中間衆四人 孫七 段兵衛 源太兵衛 筑助 小者一人 名

ハ竹吉 夫丸拾一人

惣合五拾式人

但、殿原四人ハ手明キニ而、乗馬の両脇ニ行、拾式人ハ備

道具衆其外月々替候、

中間式人乗馬両口ニ有、壹人大昇さし
壹人手鍵持

夫丸拾一人 の道具荷持

寛永元年十二月二日 鹿兒島御公儀江上納仕候差出ひか

へ日記、是ハ我等八十四是を書畢、

佐多民部左衛門久英判

38

(後編五、587)
(島津久元外三名連署覚書)

覺

主従八人 寄高五拾石

高百六拾石より二百石迄被下分

一馬壹疋

一さし物

右馬之飼を不断ハ被下間敷候、御出陣之前様より二升ツ
、可被下候、但、雜穀たるへし、

主従六人 寄高百石

高百石より百五拾石取迄被下分

一馬壹疋 飼ハ壹升ツ、不断可被下候、從御出陣前二升ツ

、可被下候、但、雜穀たるへし、

一具足壹領

一さし物

右寄高百石之段錢六拾貫文、但、百石ニ付三人役にして、壹
人ニ付廿貫文ツ、の夫錢ニ相定、
(四六)

寛永九年十二月二日

兵部少輔

左近將監印

攝津守印

下野守

39

(後編三、1401)

(桐野掃部助覚書)

桐野氏関ヶ原御奉公之次第

一慶長五年九月、関ヶ原一戦之刻、維新様御側江御奉公仕
候刻、其場より駒野越の様に御供申候、明の十六日ニハ伊

勢路の様に御供申候、然處に、須田傳吉殿手負被成候を、
上様御意を以、南郷覺右衛門殿奉行として、夜白三日伊勢
国土山迄のけ申候、同十七日夜、伊勢の内守山の在所江米
求申候の御使ニ参り申候、土山より森山の間五里ニ而候、
是ハ帖佐彦左衛門殿證據ニ而候事、

一十八日、伊勢国川畑の様に御供申候事、

一同十九日、和泉国かきり越の様に御供申候、其夜ハ飯森の
在所ニ御宿被成候、同其夜為御使、九里之所住吉棚邊屋道
菅江参候而御理申、廳而三里御跡に御迎に参候、左候へ者
棚邊屋より軍衆壹人も成間敷由被申候間、白濱与竹老・伊
地知掃部兵衛殿我等三人御供申候事、

一廿日、住吉棚邊屋所より坂井迄見聞として被仰付候条参候、
坂井ニ而本田源右衛門殿取会申候間、廳て住吉の様に参候
處に、上様御意を以大坂御屋形江籠申候、明の廿一日に
御船に乗り、御国許帖佐迄御供申届候、右同所迄御奉公被
成候御側之人衆ハ、皆々五十石ツ、御加増、御任不申上候、
今度御手附可有御座候様、奉頼候、以上、

慶長十九年七月六日

桐野掃部介

40

一貴札令拜見、則遂披露候、仍桐野掃部介事、誠関ヶ原御奉

公之儀者、雖顯然之儀与此中少身故、其通之御佐「本のまゝ」も申後候二付、今度御佐被申上候哉、尤思召候、併然成儀ハ有間敷候得共、貴老之巨細可申上由、其身ニ被仰聞候、然間、貴老御分別次第御談合專要に候、此段為我等相心得可申入之旨候間、如此候、猶於様子ハ其身可被申上候間、不能詳候、恐惶謹言、

八月廿九日

南郷淡路守

正之判

樺山権左衛門殿

貴報

41 一我等養祖父桐野掃部事、関ヶ原御陣ニ維新様御供為仕由候、其節同前御奉公仕候衆江者、御加増高五十石宛御給被成候へ共、掃部介儀申後れ候付、其後出水御地頭樺山権左衛門殿江慶長十九年七月六日之口上書を以訴訟申上候付、御地頭権左衛門殿より南郷淡路守殿江以御附狀被仰上為被下由、左候而、間も無御座候處、掃部介事狂氣罷成候、掃部子慶右衛門儀も若輩之内病死仕、慶右衛門事男子無之娘一人有之候、私儀慶右衛門賀養子ニ成、桐野之跡目相續仕、罷在申候、然共、右之仕合ニ御座候へハ、其後訴訟打絶居申候、然者、今度從御公儀、旧跡之類所持仕候ハ、差上

可申由被仰渡候故、掃部介前々差上為申訴狀一通、并南郷淡路守殿より樺山権左衛門殿江被遣候御返書、合両通差上申候、以上、

丑二月九日

桐野軍助印

御与頭

二階堂八兵衛殿

42 山田助左衛門家藏

一まことにこのうちハ御懇情かたしけなくとも、中々無申計候、おかしきながら黄泉の門出仕候へハ、此世ひとしほ名残多候而、かくのことく候、別路にまさりておしき命哉、君に二度あハんと思へは、今ハ形見にのこす言の葉

二月廿八日

愛甲次右衛門

生年二十八

今井一兵衛様

43

○佐土原家中松木左門一件
佐土原島津飛驒守様御卒去、又次郎様御誕生ニ而御座候處、

御番代御従弟島津式部少輔殿数年御勤、然處、家老松木左門、式部殿を殿に可立由、頭士衆江内談ニ而、又次郎殿を大形ニいたし候と見へ候付、又次郎殿を大切ニ存候衆相談ニ而、江戸屋敷江被相詰候、国ニ而ハ折角之密談ニ而候、因茲、本意方逆意と隔心之様子常々相見得候、本意方之曆々餘多有之内ニも、島津右京殿・黒貫寺隱居雲海、此兩人頭立候衆ニ而、別而六ヶ敷城下二ツニ成候、式部殿より黒貫寺隱居雲海法印諸行惡敷、逼塞を被申渡候、法印扱々無心元右寺を致退院、貞享二乙丑年十一月五日、穆佐天正寺江被参、逆意の面々の仕方不殘、地頭伊集院宮内殿江被申達、若受付不被成候ハ、長崎御役所江言上可申由被申候、依之、倉岡在番木上新右衛門殿、綾在番丸尾太兵衛殿相談ニ而、鹿兒島江言上有之候處、右雲海法印東光坊近所ニ家作被仰付、何角無不足被仰付、御移ニ而候、

一貞享三^{丙寅}四月四日、佐土原より早飛脚到来候ハ、松木左門逆意露顯いたし、親子三人召捕於高岡、此御方江可相渡候、此段江戸より宇宿傳左衛門只今罷下候而申達候、左門為押、酒匂吉右衛門・能勢早左衛門警固衆中四拾人差付仕申来候、此御領道中為押、木上新右衛門殿・丸尾太兵衛殿高岡より警固用聞共二五十人程宿送、其夜去川江泊ニ而候、

左候而、左門父子三人加世田江家籠ニ被仰付候、

一同年寅七月、左門伯父村上三太夫逆意惡人之依為棟梁、薩摩江被差遣候由、鹿兒島より御使者相良主税殿・中神内蔵丞殿・村田為左衛門殿佐土原江被差越、其事三太夫方江洩聞へ、甥の松木三郎五郎宅江人数貳拾五人屋籠仕候、佐土原衆四手に分ヶ誅伐の筈ニ候、御城より罷立堀川の橋を渡候處、番頭田原長左衛門先手に罷出候を、三郎五郎屋敷より打鉄砲ニ當り即時に死す、何れも我先にと掛出屏をぶミ破り乱入ル、三太夫今ハ叶わしと妻子共悉く殺害いたし、爰を最期と防戦す、三太夫方一人も不殘討れにけり、表方死人数手負多候、三太夫を討捕候士ハ立山弥太兵衛ニ而候、貞享三年七月廿六日之事ニ而候、其後春成与五左衛門・米良正左衛門・家老浅山治右衛門種子島江流罪ニ而候、

一高岡より聞合として三四人申渡候、差越候ハ、富元宅右衛門・澄川八郎兵衛外ニ一兩人暖所ニ而申渡候節、佐土原江差越候儀二才共聞付候ハ、加勢ニ差越候様相心得、迎山ニ成立とふも成間敷候間、一人ツゝ忍ひく出立、嵐田邊ニ而取会可差越と云渡有之候由、右之衆三ヶ名ニ差越候節、鉄砲の響聞得候付、聞合の都合宜候而、承候成行早々言上有之候事、

一此度佐土原松木左門様子有之御国江被召寄候、不意之儀ニ候處、万端無滯首尾能被申付候儀、暖衆連々心掛能故と別而大悦ニ存候事、

一各三人加世田迄相附被差越候之處、入念首尾能相調、別而苦勞之至ニ候、何之無故障、加世田之衆江次渡珍重之事ニ候、

一高岡衆為警固三捨人相付候之處、三捨人共ニ慥ニ警固ニ而都之城、加治木ニおひて兩所代各々急ニ為被申付儀候之處、首尾好被相勤、是又珍重之事ニ候、

右之趣、暖中江茂可被申達候、以上、

貞享三

(マ、)

寅壬三月十日

新納

「久了」
又左衛門

中村勘兵衛殿

和田十郎兵衛殿

西田八郎兵衛殿

此時三人江銘々金子被下候事、

一宝永四年亥十月二日、上町居住正右衛門老母江致孝行、達

貴聞、青銅三千疋并新築地ニ屋敷一ヶ所被成下候、

一知見院隆清尊靈 寛永六年閏二月廿五日

右山川町の後ニ小墓有之、木村長門守墓と申傳、子孫下町人小村權兵衛ニ而一ヶ年ニ錢壹貫文ツ、山川江差遣シ、花香新ニ相成候由、山川ニ而も長門守墓と申傳候事、

一元祖愛甲小次郎後ニ相模坊賢雄法印事、鎌倉愛甲庄領主ニ而、御先祖忠久公御當国御下向御供ニ而罷下候由、然共、小次郎以來之儀共、分明相知不申候、

一惟新公、永祿七甲子年十一月十七日、加世田より飯野江御移、同十一戊辰十一月初、伊東加賀守殿大將ニ而、飯野原田之内田原陣江陣取之催有之候節、小次郎より廿五代目相模坊光久事、飯野江参上可仕旨、有川雅樂殿を以被仰渡、
「任世」

参上仕候へハ、從伊東方田原江陣取可致由ニ付、彼地江針を埋メ可申由被仰付、則針を埋候へハ、無程伊東勢彼地江を被申候付、亦々調伏之御祈禱被仰付、於御看經所三七致
(マ、)

執法、満夜ニ霧島嶽江火相立候由、惟新公ニも難有事と被遊御意候由、兼而霧島山大天狗之法信心仕候へハ、伊東方在陣中惡事計ニ而、修理太夫殿死去申來、陣屋江火掛燒
(大)

拂為被致歸陣候由、其時天国之宝劍拜領被仰付、于今格護仕候、

一元龜三壬申五月三日夜、伊東勢加久藤江押寄、翌四日早天

二、惟新公被遊御出陣、御手自伊東新次郎・柚木崎丹後守被遊御手討、御合戰御勝利、偏二白鳥山權現宮御守護并内小野寺調伏之奇特歟と御意ニ而、為御稱賛霧島山瀬戸尾寺并知行百貳拾石拜領被仰付候、

一右為忠賞、奥様より御紋付御挨拶拜領被仰付候、

一相模坊光久事天正廿年辰十月死去仕、倅秀眞坊久意事、母者宮田氏養女ニ而候處、惟新公飯野御在城之砌、御側江被召仕、夫より光久江拜領被仰付、右腹ニ久意出生いたし、思召を以御近習江被召仕候旨、代々申傳候也、狐ニ罷成、

惟新公思召を以川上四郎兵衛殿養子被仰付候へ共、四郎兵衛殿被申候ハ、内小野寺儀者何ぞ相續ニ者差支申間敷、秀

眞坊幼少迄ニ而成人候上、相續被致可然由被仰上候へハ、

惟新公尤と被遊御意、直二三山城代被仰付候、秀眞坊儀者

惟新公被召仕方々御供仕罷移候、姉儀者新納庵庵室ニ而候、

秀眞坊事帖佐江御供仕拾一年罷居候、出水表他領境ニ而御

念遣被思召、出水口惣大將被仰付、御加増百石被下候而十二年程罷居候由、其内兩寺香花等之儀者、末坊江院代申付

置候由、然共、大社別當殊ニ古山之官主故、京都三輪山之法印前官坊當領下向之砌、惟新公御對面有之、内小野寺

事、初入峯以後未入峯不仕候故、早々歸山被仰付、毎年入峯仕候様ニと被仰付、直ニ歸山いたし候、其時二男ハ出水江残置、于今居住候、

一秀眞坊事、肥前龍造寺隆信御取会之砌、中書家久様江相付出陣、首尾能御勝利ニ而御歸陣之節、從

龍伯公御提重一組・御茶道具拜領被仰付、于今格護仕候、

一惟新公飯野御在城之砌、天正十二年^甲二月十五日、志布志飛龍權現江天狗被為任由、達御聞、相模坊光久江御代參被仰付、一七日參籠祈念之節、於神前天狗より三略書を相傳へ、惟新公江致進上候由、其時長光御太刀拜領被仰付候、

一秀眞坊以来段々不仕合打續キ、身上及衰微、御目見も中

絶ニ而秀眞坊も別而相敷キ時節を以、御目見奉願候様、

嫡子陽俊坊江申聞置候ニ付、寛文三戊卯年、於江戸、網

久公江御目見仕候、其節仙人之御掛物且御自算拜領仕候、

一元禄二己巳九月、元祖より三十世護福院隆筆法印事、江戸

江罷登御目見奉願候處、綱貴公江御目見被仰付候、其時金子貳百疋、御前様より百疋、吉貴公より百疋於御日

帳所、澁谷周防殿御取次を以拜領被仰付候、

(申)

一元禄五壬辰年、往々年首并繼目之節ハ御目見被仰付被下度奉願候處、願通御免被仰付、今以其通御座候、繼目御札申上候節ハ壹束・壹本、年首御札者御茶五袋、御板札壹枚、御紙札壹通進上仕、出世平僧之無差別、寺格之於席御目見御禮被仰付候、

一相模坊光久志布志飛龍權現於社頭、天狗より相傳之三略書私家江頂戴度、元禄五壬辰十月、奉願候處、頂戴被仰付今以大切仕居候、其時御文書所より御添書、左之通、

三略書一卷 「包紙有り」

右者貴僧五代之祖相模坊天正十二年甲申二月十五日、兵庫頭忠平公後義弘公、為御名代志布志飛龍權現社頭ニ參籠之處、

天狗より直ニ相傳之書之由ニ而、公儀江被差上候ニ付、御文書之内ニ被納置候處、此節貴家ニ頂戴仕度之由被致言上候付、達 綱貴公貴聞ニ、如願被仰渡候間、相渡候、包紙書付之通、義弘御記錄ニ被戴置候間、聊尔ニ拜見不仕候様可申渡由、佐多豊前殿御下知如件、

元禄五年壬申

御文書所

十月十七日

伊地知助右衛門

田中五右衛門判

吉松

内小野寺相模御坊

一筆致啓達候、幹姫様此内御麻症ニ被成御座、漸々御快然被遊御座候處、去十三日晚、御変症御持病ニ御成被遊候由、御到来有之、御念遣被思召上候、依之、御自分相心得を以御祈禱仕、御札守可被差上候旨、御意候、供物等之人目儀者重而被仰遣候ハ、差越可申候、幹姫様御年五歳、三月十一日之御生ニ而御座候と覺申候、是又為御心得申進候、恐惶謹言、

十月晦日

伊集院權右衛門

久盛判

内小野寺

右御祈禱被仰付相勤申候處、無程御平愈被遊、白銀三拾枚并御小袖・御紋付、吉貴公より拜領被仰付候、

一護福院隆筆事、隱居被仰付、鹿兒島江被下置御用等可被仰付候、依之、岩崎之内島津求馬殿元屋敷江輕キ普請被仰付、可被召置候、左候而、堪忍料として、一ヶ年御米拾ツ、可被下候、右護福院被差置候屋敷普請之儀ハ、護福院江御借

可被成候間、此段承置候様、可被申渡候、

右之通、被仰出候間、可被申渡候、

宝永七寅四月十一日 寺社奉行所

右之通被仰付、嫡子秀眞坊江^{後恵}宝院内小野寺住職被仰付候、
左候而、護福院儀、吉貴公御歸依ニ而始終鹿兒島江罷居
朝夕御祈禱并年々入峰被仰付、拝領物等是又被仰付候、

覚

此節吉松内小野寺事、從 御門主聖護院宮様以御奉書、薩
隅日三ヶ国之各外城被補年行事職候付、為靈燈方、致分地
候、此段、寺社御奉行所江申出、及御披露無相違被仰出候
間、各被得其意、所中江不洩様可被仰渡候、已上、

飯隈山大先達

辰十一月十七日

蒲生 帖佐 国分 横川 栗野 湯之尾 本城 曾木
馬越 羽月 大口 山野 吉松 吉田 馬関田 加久藤
飯野 小林 須木 野尻 高原

御暖衆中

一高四石五斗八升三合三勺三才

右者先年新仕明被仰付候處、水廻シ無之付、内小野寺權現
御池より水廻有之、過分之仕明田出来候、就其、右高為寄
進、郡奉行差上可申旨、權現宮江為被申上候通、此節被申
出候付、彼高内小野寺江永代ニ可相付之由、御家老衆任御
引付、令支配者也、

万治二年巳亥

御支配所印

五月七日

平田藤右衛門印

相良主税印

喜入休右衛門印

吉松

内小野寺

一吉松内小野寺御手洗之水を以新開被申付、高為致出来候由、
就夫、前々東郷肥前公領之仕明被仕候砌、被申出仕明高被
下候、如先例高付可被下之由被申出候哉、當分寺江高相付
儀御法度之条、祭米として一年ニ米壹石五斗ツ、可遣候条、
可有其心得候、前々我等下知之内之儀候間、如此候、已上、

未三月廿二日

圖書印

野村藏之助殿

菱刈膳兵衛殿

右者圖書老被聞召上、此節如此被仰渡候付而、我々より写遣候間、向後御新田方より米可相渡候條、可被得其意候、以上、

未三月廿五日

野村藏之助

菱刈膳兵衛

吉松

内小野寺

一瀧見觀音御掛物一幅

光久公御筆、秀眞坊久意拝領仕候由申伝候、

一御詠歌御掛物一幅

久住公御筆、於當寺御歌被為詠候由申伝候、

又も来て水やあらなん此寺の岩間のみすの清き流を

一本尊摩利支尊天 高サ六寸八部木座
像作不相知

維新公軍中ニ始終御信心之本尊ニ而、飯野御在城之節、相

模坊光久江拝領被仰付候由、

一忠恒公初而御上路之砌者 (洛力) 維新公被遊御同伴、於内小野

寺ニ御首途、其節正宗御腰物拝領為仕由候へ共、享保元丙

申年九月廿六日、霧島山御神火ニ致焼失候由、

一内小野寺神社佛閣修甫田として、龍伯公御代迄者、寺領

八町八反被召付置、其外木崎原御合戦之節、

維新公より百貳拾石被仰付、其上出水江御移被成候砌も、

百石合貳百貳拾石ニ八町八反被召付置候へ共、先年御領国

中御勘落之節、都而被召上、只今御目錄計所持仕候、

一内小野寺山号新熊山、院号三蔵院、聖護院宮様直末寺、霧

島山瀬戸尾寺權現宮別当、天台修驗道住職代々子孫讓候而

御座候、

一天正廿辰年寺家焼失ニ而、御書付并宝物由緒書不殘致焼亡

候付、右以前之儀者相不申候、

〔御證文写〕

一霧島せた尾權現余所之宮作為破壊修理、山伏秀真坊為勸進

其表奉加之由候間、此社頭信心之人者志次第少分成共、可

有奉加、猶無志人者不及是非者也、

元和六年

三 備中守印

申十一月廿四日

町 圖書頭印

下野守 印

吉松 吉田 馬関田 加久藤 飯野 小林 野尻 高原

役人中

覚

小林瀬太尾寺權現宮近邊之山壹段三畦拾歩程、於右所(多)ニ杉

・檜之間指立、半分者御用木ニ差上、半分者宮永々之修補用ニ支度候間、御免可被下旨、当座主内小野寺之住持陽俊坊被申出候、因茲、各書物相添被差出候、尤無隙所之由髓ニ被申達候付而、被差免候旨被仰出候、後年右之木、宮修甫用ニ可被伐捕刻者、幾度も爰許山奉行所江相違可被任差圖、聊緩有間敷者也、

寛文七年未

野津弥五左衛門印

十月廿五日

新納大藏印

小林

暖衆

行司衆

竹木見廻衆

覚(多)

霧島瀬太尾寺權現宮破壞ニ付為修甫、如先例勸進御免許被下度旨、座主内小野寺より依申出、其段遂披露候得共、諸所壹分銀被仰付事候間、其上ニ勸進被成御免儀、難被成候由御返詞有之候、尤右社規外ニ候条、加助成儀ニ而、雖無之候、明年者、綱貴様御厄年ニ而候間、為御立願白銀十枚可遣之条、弥抽御武運長久之丹精候様ニ可被申渡候、勿論後例ニ罷成間敷候、以上、

延宝二年三月晦日

寺社奉行所印

高崎惣右衛門殿

覚

瀬太尾權現之事、霧島山中央神道之根元無其隱候、其上、義弘公異于他、御崇敬為被遊儀歷然之事ニ御座候處ニ御修補所ニ而無之候間、西霧島・東霧島・狹野宮并御規帳ニ被召戴、向後御修補被下度之旨、先比訴訟依被申出令披露、御殿・拜殿・本地堂・鳥居修補帳ニ載置、勸銀方より修造可申付之旨、延宝七年六月四日、諏方采女殿ニ而被仰渡候条、可被得其意候、以上、

天和二年十一月

寺社奉行所印

座主 内小野寺

覚

霧島瀬太尾權現宮殿之儀、御修甫所ニ被仰付度由座主吉松内小野寺より申出候趣、達 貴聞候之處、修補之儀、眞幸表之者共より奉加ニ而、相調候様可申渡之旨御意候間、被得其意、所中ニも兼而可承置候、尤内小野寺相模坊可致勸化候間、宮殿修補相調候様可被申談候、以上、

元禄六年酉七月廿三日

寺社奉行所印

吉松 吉田 馬関田 飯野 加久藤 小林 野尻 高原

噯中

覚

霧島山瀬戸尾客殿御修補所ニ被仰付候様ニと、先年内小野寺訴訟申上候處ニ、眞幸表之奉加ニ而修甫可仕旨酉七月被仰渡、以奉加相調候、往々之儀奉加證文ニ不相見得候付、向後修甫前ニ者自分より奉加仕候様被仰付度候由、重而座主吉松内小野寺相模坊より申出候付、寺社奉行存寄之趣、達 貴聞候處、尤被思召上候、依之、修甫前ニ者寺社奉行所江申出、彼表檢使差越候節、破損之趣承届、先例之通、眞幸表ハヶ外城勸化差免候、内小野寺より勸化仕奉加之□^(多)子米、吉松噯より以證文小林噯江相渡、小林之瀬太尾ニ候間、小林噯中より修甫申付、餘銀者 置候而、重而修甫之差足ニ仕候様可有之候、尤、向後修甫前ニ者、内小野寺より寺社奉^(行)江得差圖、權化仕候様可申渡候、尤、ハヶ外城江も寺社所より可被申渡旨、圖書殿御差圖ニ而候、以上、

寅正月廿三日

中神内蔵之丞印

寺社奉行所

右之通被仰渡候付、奉加之儀者、修甫前當座江得差圖候節、

見分申付候上、可差免之候、權化銀米・取集銀米之高、吉

松噯中江内小野寺申出、噯中より以證文小林噯中江銀米可

相渡之候、右之趣、座主内小野寺并吉松噯中江堅固ニ可被

申渡候、尤、小林地頭黒葛原源右衛門江右銀取拂之儀、可

被申渡候旨申渡候、委細之趣御證文ニ相見得候条、可被得

其意候、以上、

寅正月廿五日

寺社奉行所

吉松地頭

野村監物殿

右之通被仰渡候間、各被得其意、堅固ニ可被相守候、以上、

寅正月廿七日

野村監物印

吉松 噯中

内小野寺

覚

霧島山瀬戸尾客殿破損付而、別當吉松内小野寺より其表ハヶ外城江自分勸化御免之願、先例を以申出候趣有之、得御差圖候上、當三月其表江申渡置候故、勸化之儀、内小野寺より相觸、集銀を以修甫取付候處、右入目銀之内五百目程

致不足、自分ニハ難調由、此度又々小林噺・地頭江相付申
出趣有之候、右客殿之儀者、何れ勸化を以不相調候而難叶
筈候条、各申談、右不足銀相達候程之勸化有之候様、所中
江不洩様可申渡候、尤、勸化之儀者先例之通、内小野寺よ
り可相觸候、以上、

未十一月廿九日

寺社奉行所印

ハケ外城

右諸所 噺中

覚

吉松

内小野寺

右者、小林瀬戸尾寺家致破損候付、修葺葺替仕度候間、先
例之通、眞幸表御免被下度旨申出趣有之、遂披露候處、彼
地方近年不熟ニ而為差迫由候間、當年勸化不被成御免候間、
此涯寺家葺替料寺社方より取替を以先可相渡置候、来年又
々勸化之儀者可願出候、作職等之依程合、何分可被仰渡候
間、来年勸化願出御免被成候ハ、堂座より相渡候葺替料
之儀者、勸化寄物取揃無相違可致上納候、若餘も候ハ、
其節何分可申渡候、以上、

子十一月

寺社奉行所

一内小野寺坊中、榎木坊・藤之坊・改所坊・坂元坊・谷口坊・
杉本坊之六坊ニ而、皆境内ニ御座候、

48

小林八王子権現社内、永井氏由緒之内、
一維新公飯野御在城之刻、先祖齊藤彈正飯野江被召出、月并
之御祈念・御祓被仰付相勤候事、尤、瀬崎馬壺疋・御弓・
箆・御鎧・鍵式本・御刀式腰・馬具壺通拝領被仰付置候處、
弓并馬具者先年出火ニ而焼失仕、鎧・箆・鍵・刀者當時迄
も格護仕居候事、

一小林之内谷の木と申所江伊東勢楯籠居候を、彈正子齊藤甚
五郎江被仰付、飯野より人数召列谷ノ木江押寄追拂、飯野
江罷帰、其段、維新公江申上候處、其節治部太夫と名拝領
被仰付候事、

一木浦木山神江御立願被遊候節、先祖治部太夫江神前之勤方
被仰付相勤候、其刻御願文當時迄も格護仕置候、左之通、

49

一四目式本被立神舞之事、

一七湊塩井之事、

一御宮作り之事、

一知行五斛御寄進之事、

右立願巢鷹於有之者、早速可有成就者也、

仍、願文如件、

慶長十二年閏四月廿四日

維新御判

日州小林眞方村

高式石

浮免

右之知行、八王子為神領被成寄附畢、全有領知而向後御
神事儀、無緩可致相勤者也、

三原諸右衛門印

比志島紀伊印

町田勝兵衛印

50 「小林押川氏家藏」

高麗渡海之覺

文祿三年^{甲午}、伊勢弥九郎殿高麗御陣ニ御立被成候時、與
力ニ罷成、八月廿七日打立、水俣より船ニ乗、肥前^(牛力)之津
ニ舟おりいて夫より陸路にてなご屋に参候、又八様者京
より直になごやに御着被成、九月者名こや御逗留にて、十
月六日ニ御舟下被成、八日夜半より御出舟ニ而、十月卅日
ニ高麗から島の御陣ニ御着被成候、我々も御供申候、文祿
四年乙未八月から島御陣を御引被成、高麗之内かとく島ニ

51

御在陣ニ而候、我々も御供申候、其島より御暇被下候而、
文祿四年十二月十四日ニ加徳島を出舟仕、同月卅日ニ薩摩
之内阿久根ニ着船仕、慶長元年正月三日帖佐ニ参申候、同
月四日日州眞幸三山ニ帰宅申候、以上、

押川五右衛門

近長判

又高麗ニ渡海申候事

慶長元年丙申十二月十二日宿元を打立、薩摩之内隈城向田
ニ而致越年、慶長貳年丁酉正月廿八日出舟仕、三月十日ニ
高麗加徳島ニ着舟申、在陣申候、六月十八日加徳島へ番船
かけ申候へ共、させる手立も不仕候、然者、諸大名御談合
ニ而、番船崩可被成之由候而、諸大名ハ船手、薩摩衆者か
ら島の陸路の手を御請取ニ而、七月十五日より御船ニ被召、
から島ニ舟おり被成、明十六日寅の時より軍ニ而、番舟悉
く海ニ燒沈メ被成候、從其、奥入被成候處ニ、南原の城ニ
大明・朝鮮人差こたへ候条、八月十五日夜詰ニ切崩被成、
夫より奥ニ御入被成候へ共、然々之儀無之候条、御引被成
候而、泗川ニ御陣取被成候而、御番被成候、其陣より我々
者御暇を被下候時、内蔵丞と名を給、慶長三年^{戊戌}四月十

五日、泗川の御陣を出舟仕、五月十五日在所江令帰朝候、
以上、

押川内蔵丞

近長判

返地目録

日州諸縣郡之内小林村

(小麓)

之門

高八斛六斗九升四合七勺

太もの口

はしの口門内

中田七畦拾歩 七斗三升三合三勺

彦四郎

合九斛四斗式升八合

右、眞幸吉田之為返地、被宛行者也、

鎌田出雲守

慶長六年

政近判

三月二日

比志島紀伊守

国貞

平田太郎左衛門

増宗判

圖書頭

忠長

押川内蔵丞殿

加増目録

日州諸縣郡小林之内

和田之屋敷

合田畠拾参斛

右知行、庄内江百日番被仕候間、被宛行者也、

慶長六年

上井神六

卯月吉日

経兼印

押川内蔵丞殿

知行目録

日州小林眞方村之内

坂本門

高三拾四石七升三合

右之知行応此中之高被宛行者也、

慶長十九年

三原諸右衛門印

七月十九日

此志島紀伊守印

伊勢兵部少輔印

町田勝兵衛尉

押川内蔵丞殿

55 「小林押川氏家藏」

一ねころ(根来)椀七人前 但三ツ與ミ赤

一から金昼飯入壺ツ 但式行拝領之由申傳候、

一朝鮮南原陣取之絵圖壺枚
守袋之内

周防国池田之村

應徳元年 甲子正月十八日より甫拾九代宗近

押川橘朝臣

氏神三所権現 本地千年観音 近理

元龜三年 壬申六月吉日

56

「小林細野村難守社司黒木氏由緒書之内」

一御紋付御帷子壺枚

但越後地

一御盃式ツ

但大小

右、忠平公より拝領之由申傳、于今格護仕居候、其外御

高御鎧拝領為被仰付申候へ共、當時所持不仕候、

57

延寶八年申正月元日二日 薩州様御出座年頭御太刀進上

御座配

元日

御書院御座配

嶋津中務 新納又左衛門 肝付主殿

御

嶋津圖書 嶋津帶刀 町田勘解由

二日

御對面所御座配
家老座ニ而御太刀上ル

嶋津中務 伊集院十右衛門殿 祢寝八郎右衛門

御

嶋津兵庫殿 樺山権左衛門 吉利李右衛門

嶋津又五郎 嶋津主計 家老座ニ而御太刀上ル
肝付主殿

御

嶋津美作 嶋津筑後殿 大野源右衛門
前々より申分有之、進上無之、
甚左衛門家

佐多内記殿 嶋津助太夫 諏訪伸六

御

嶋津丹波 桂太郎兵衛 額娃左京
前々より申分有之、進上無之、
衆中

新納近江 北郷宗次郎 川田長右衛門

御

川上上野 喜入求馬殿 比志嶋□右衛門
當病ニ付納太刀 老林ニ付納太刀
嶋津市正殿 嶋津筑前 菱刈孫兵衛

御

嶋津豊前 嶋津長七郎 入来院隼人
當病ニ付納太刀 在江戸

二日

内之御座配

嶋津伊賀殿 嶋津守右衛門 鎌田出雲殿 伊勢兵部

御

嶋津権兵衛殿 町田孝左衛門 伊集院半兵衛 阿

多松之助殿
當年より初而着座、畠山氏子孫、

一延寶九年酉正月二日 改元
天和

内之御座配

十左衛門家 二十四代正長 貞
嶋津守右衛門 鎌田出雲殿 伊勢兵部

御

嶋津壹岐殿 伊集院半兵衛 阿多松之助殿
安房家 伊膳家

一天和二年戌正月二日

嶋津守右衛門 鎌田出雲殿 (江戸御使)
伊勢兵部

御

嶋津壹岐殿 伊集院半兵衛 阿多松之助殿

一天和三年亥正月二日

嶋津守右衛門 鎌田出雲殿 伊勢兵部

御

嶋津壹岐殿 伊集院半兵衛 阿多松之助殿

一天和四年子正月二日

嶋津守右衛門 鎌田出雲殿跡 伊勢兵部

御

嶋津壹岐殿 伊集院半兵衛 阿多松之助殿

一貞享二年丑正月二日

嶋津守右衛門 幼少故納太刀
鎌田松千代 伊勢兵部

御

嶋津壹岐殿 伊集院半兵衛
妙圓寺江御使

一貞享三年寅正月二日

嶋津壹岐殿 伊集院半兵衛 阿多淡路殿
在江戸 病

御

嶋津式部殿 嶋津守右衛門 幼少故納太刀
大蔵久明事 鎌田松千代 伊勢兵部

町田式部殿嶋津二被改、別家二被為成候、是ハ嫡家町田
孝左衛門番代、貞享三年新地拜領頭立

一貞享四年卯正月二日

御断納太刀
嶋津壱岐殿 伊集院半兵衛 阿多淡路殿
御

嶋津大藏殿 嶋津守右衛門 幼少故納太刀 鎌田仙千代 伊勢兵部
御書院ハ家之次第を以、御太刀進上、

一貞享五年辰正月二日 元禄元年

嶋津壱岐殿 伊集院半兵衛 上洛 阿多淡路殿
御

病 嶋津大藏殿 上洛 幼少故納太刀 鎌田仙千代
伊勢兵部跡座

一元禄二年巳正月二日

初而着座
嶋津頼母殿 嶋津守右衛門 阿多淡路殿 伊勢兵部跡

御

嶋津大藏殿 嶋津壱岐殿 伊集院半衛 幼少 鎌田仙千代
大藏殿向二而候得共、頼母殿着座被仰付候付、此座二賦ル、

一元禄三年 綱貴公御御在府ニ付、進上無之、納太刀也、
一同四年未正月二日

嶋津頼母殿 十左衛門家 在江戸 幼少
嶋津織部 阿多淡路殿 伊勢松壽
御

島津大藏殿 在江戸 幼少
嶋津壱岐殿 伊集院將監 鎌田隼人
伊膳祖七代忠敦

一元禄五年 綱貴公御在府、進上無之、中将様へ者納太刀也、

一元禄六年酉正月三日 但二日御太刀進上有之候得共、二日
御寺参も被遊候ニ付、一所衆・諸
地頭御太刀進上ハ當年より三日ニ
被相定候、

嶋津頼母殿 嶋津織部 幼少 阿多淡路殿 伊勢豊松
御

嶋津大藏殿 嶋津壱岐殿 伊集院將監 幼少 鎌田隼人

一元祿七年戊正月二日

御 嶋津頼母殿 嶋津織部

阿多淡路殿

幼少 伊勢豊松

嶋津大蔵殿

當病 嶋津沓岐殿

伊集院將監

幼少 名なし

同日

御 種子嶋彈正

一元祿八年亥二月二日

嶋津頼母殿

嶋津織部

阿多淡路殿

幼少 「本ノマ、」 伊勢豊

御

嶋津大蔵殿

嶋津沓岐殿

伊集院將監

幼少 「本ノマ、」 鎌田仙

一元祿九年子正月三日

嶋津頼母殿

嶋津織部

阿多淡路殿

幼少 付納太刀 伊勢弥九郎

御

嶋津大蔵殿

嶋津沓岐殿 病氣納太刀

伊集院將監

右同断 鎌田隼人

一元祿十年丑正月元日

内之御座配

御下屋敷ニ而ハ内之御座敷無之付而、

右何れも御礼相濟候而より御同座ニ而、

内之御座之御儀式、

御 嶋津頼母殿

嶋津織部

阿多淡路殿

伊勢弥九郎

御

嶋津大蔵殿

病氣 嶋津沓岐殿

伊集院將監

鎌田隼人

一元祿十一年寅正月三日

但書同し、

嶋津頼母殿

嶋津織部

阿多淡路殿

伊勢弥九郎

御

在江戸 嶋津大蔵殿

嶋津沓岐殿

伊集院將監

鎌田隼人

養子権七殿継目未相濟、無着座、権七八 後市太夫久龜事、

一元祿十二年己卯

御 嶋津頼母殿

嶋津織部

阿多淡路殿

伊勢弥九郎

御

嶋津大蔵殿

嶋津備中殿

伊集院將監

鎌田隼人

平姓市来崎後友氏庶流系図

人王五十代

●桓武天皇

○光仁天皇第一皇子、母大皇太后高野乙繼女、在位二十五年。○延暦二十五年^{丙戌}二月十七日崩御七十歳山城国柏原陵葬、

一品

無官

●葛原親王

●高見王

式部卿

無位

從五位上總介

●高望王

○寛平二年五月十二日、始テ賜フ平姓ヲ

初良望

童名上平太從五位上

●國香

●貞盛

常陸大掾陸奥守

右馬介陸奥守鎮守府將軍

權少將上總介

常陸介

●維衡

●正慶

伊予守

越前守

右衛門尉

右衛門尉從四位下

●正衡

●正盛

住于常陸、

因幡守讃岐守伊勢守

●忠盛

正四位刑部卿

●清盛

從一位大政大臣

仁平三年正月卒

淨海准三后

●種方

出羽權守

肥前国神崎庄三千八百町 河副一千本領主

兼補

良忠

●種國

平次郎太夫、平權守イ別當

薩摩国山門院相傳郡司職

●種成

山門院司權別當

●國秀

○文治三年薩摩國為退治使下向

●秀忠

(マヽ)
今之淨土寺住所

○父於越前國卒、秀忠幼乎、雖然以將軍政所御下文為本領山門院安堵

○文治五年下向關東於右大將殿元服、賜御烏帽子及太刀目拔向合鶴四足、賜於秀忠幕之紋而為山門院家相傳鶴丸也、

○御教書菓成河頂戴、

秀綱

秀房

姫太郎

友秀

秀貞

秀繼

多田太郎

●秀高

○以父秀忠山門院之内百三十六町讓于秀高
号市来崎、

秀持 三郎兵衛尉 先父卒

女子 姫夜叉 鮫島彌次郎景家室

○以秀忠讓為山門院惣領主

女子 龜鶴 大隅國稅所介室

○以秀忠讓為菓成河名主

女子 虎王 莫禰郡司室

○以秀忠讓為多田別府名主

女子 皆王 東郷兵衛尉室

○以秀忠讓為肥前國河副庄八十町名主

女子 有夜叉 播磨國筑摩下司室

女子

鮫島三郎左衛門尉長家室、先母没、弘

安元年閏十月十七日酉刻為夜討被毒殺

焉、

家泰

家成

山門五郎左衛門尉

女子 益山四郎室

勝圓 僧

十郎

●忠秀 又太郎 太郎 ●秀吉	●忠長 彦六法名道秀 ●忠次
●秀賢 彦六入道 ●重秀 孫六有子孫	●忠宗 六郎次郎 ●秀成 法名道文
●忠家 法名妙義 ●秀義 孫三郎	彦六美濃守但馬守
●景秀 兵衛太郎 ●秀澄 兵衛次郎	●秀光 次郎 彦次郎

七十歳 孫三郎	左京介法名 秀周 女子 源順 米田大膳室 友田元祖 ●種章 民部 ○嘉慶三年 元久公賜種章知覽院之内友田三町御判之文書于今相傳矣、因改市来崎、始号友田法名一知秋葉居士、
●義種 道夏居士 ●種貞 月桂長秋居士	筑後守法名日山 太郎左衛門法名
●種尚 女子 梧桐野名主山下與市兵衛室 甲斐 ○傳日、天正元年癸酉三月二日、肥後國水俣櫻	

野伏草之時從者二十人被討取、殘者種尚唯一

人而已、于時水俣住人宮崎奎右衛門弓三番七

矢既欲射殺、種尚以謀腰刀脱宮崎出還本國、

義虎主以執成、義久公賜十文字御紋旗符竹

及兵士百三十六人、再至于水俣、責落城、遂

ニ雪会稽恥、因其功、賜渡野門焉、

○天正十三年乙酉六月二十三日没八十四、法名

海安道清居士、

八郎太郎

於朝鮮國戰死、法名圓岩江月信士

女子 永島名主市来崎大膳室

女子 竹下軍介室

●種辰

孫右衛門

○仕島津又太郎忠永主、文禄年中忠永主出水改易、

為公領、忠永主文禄二年癸巳八月二十七月卒、

去ノ後至リ出水米ノ津ニ、終ニ為ル商人、從是

世々住米之津町焉、

○寛永七年庚午九月二十三日没八十一、法名花月

取菊居士、葬于後庵、

目安

薩摩國市来崎彦六入道妙義、於大隅國肝付郡高山前田村加世

田城致合戰事、

右自五月六日推寄搦手致々散々合戰、同七日推寄野頸角箭倉

射落武者一人之条、莫弥孫太郎重貞・益山次郎入道行意等

同時戰之間、令見知將又□于六月十日每日致合戰、抽軍忠之

上者、預御注進為治恩賞、恐々言上如件、

建武三年六月十三日

在判

60

肝付八郎兼重以下凶徒誅伐事、隨守護催促可抽軍忠之狀、如件

建武三年三月廿八日

御判

市来崎彦六入道殿

61

(前編一、2251)

中村彦五郎入道覺純令与同凶徒、引込敵於濱崎城、打塞路次之上、四國中國海賊等依相加谷山凶徒、合戰及難儀之處ニ、最前馳寄被致合戰忠節之条、殊以神妙、且可令中進之狀如件、

「本文出水郷土川上氏」
川上氏庶流系図

忠塞四男
翌久

貞和三年六月十七日

道鑑御判

市来崎六郎次郎殿

若狭守 備前守 入道大心

○奉事 日新公於加世田、相勤申口役年久矣、天正六年、於日州石城、與伊東合戰之時、翌久之嫡子十郎次郎範久渡大河先陣而遂戰死、其後感範久之戰功、使父翌久任日州本城地頭職、新恩地四町餘及本領五町餘、相添感狀目錄拜領之、地總在本城、以為其復矣、

○天正六年、豊後大友寄日州高城来、猛勢緊圍城、島津中書公及近邊之地頭各在城中時、北郷藏人・平田狩野・川上備前三人、合志而敵陣相働、於茲、始中書公城中之軍士開城戸勵一戰、即時敵軍敗北、云々、同十五年、太閤公下向薩摩時、日州諸地頭悉退居城去、翌久亦共退而、住加世田、其時既離本領地去々、龍伯公倭歌御興行之時、翌久常應 貴命、臨主席、

一日下賜尊墨、尊墨到今所持之、其写左三記焉
雪はれて嶋かくれ行ゆふへかな

是ハタのかくれたにて可有之と聞へ候、

ねぬなはの名ハ立

ねぬなは草の名にて池などに有草也、名所二よめ候、

みしふにましろ

ミしふは水のしふ也、ミさびなどのたくひ缺、千木ハかたそきの心なるべし

龍伯

河

大心へ

○慶長元年八月七日卒、享年七十七、法名月盈大心居士、

○範久

虎菊丸、十郎次郎、母稻留丹後守女、

○自幼稚奉隨侍 貴久公左右、然後天正六年七月六日、於日州石城、渡大河先陣、與城主海老原氏合鎗双方共遂戰死畢、享年二十六、法名定心

善居士、

女子 仁禮佐渡守母 母同

宮内少輔

為肥後宮内少輔 母同

直久 掃部介 母同

○久晴

虎菊丸、源十郎權兵衛尉、

母飛松左京亮女

○太閤秀吉公朝鮮國征伐之時、奉隨侍義弘公 忠

恒公走、從其軍久勞軍務、為其勲功拜領新恩地

二百斛、其後慶長五年閔箇原及琉球征伐之時、

久晴無不向其軍矣、

○依 家久公之命、從加世田移鹿兒島、住居御城

中八年、其時樺山美濃守久高被任出水地頭職、

久晴又蒙 家久公命、從久高移出水、城中惣普

請奉行及野田物主役相勤多年也、

○元和元年三月廿三日卒、享年四十一、法名心圓

了歡居士、

女子 仁禮右京亮室

母本田仲兵衛尉女

○久秀

虎菊丸、源十郎權兵衛尉、母同、

○相勤出水組頭役四十年餘、且寛永十四年肥州天

草鬼利支丹一揆之時、出水之内獅子島近其所、

久秀引卒出水軍士百人餘而、固獅子島、然後直

進相向有馬陣云々、

○延寶二年^{甲寅}九月五日卒、享年七十四、法名孝

山守忠居士、

宗弘 九左衛門尉 母同

為池袋兵部左衛門尉宗高養子

親茂 兵右衛門尉 母同

為高岡住本田兵衛門尉養子

女子 母伊牟田丹波女

税所宮内篤喜妻

○久長

虎菊丸、源十郎清右衛門尉、母同、

○寛永八年^{辛未}十月五日誕生、

○寶永二年乙酉十月二十四日卒、法名青雲一山居士、

久友 虎松丸、十左衛門、母同、

○正徳元年辛卯十月十八日没、法名傑心良英居士

女子 高尾野士吉行彦七則名妻

母高尾野士土岐三郎右衛門頼堯女

○親由

初久富、虎千代丸、久兵衛、清右衛門

○寛文五年乙巳十二月二十四日誕生、母同、

○嫡流之外、避久字可用親字、正徳三年癸巳四月

六日川上縫殿久矩傳旨、因更親由、

○元文二年丁巳八月二十三日没、法名秋山綿秀居士、

女子 高尾野士柏木文七綱次妻、母同、

○宝暦五年乙亥三月十五日没、法名繁室永昌大姉、

親合 初久次、十右衛門、十兵衛、

○貞享元年甲子十月二十七日誕生、母同

○宝永四年丁亥七月、出水士為鶴田市右衛門養子

○明和三年丙戌八月四日没、法名靈若芳芝居士、

女子 出水士脱岡與兵衛長寛妻、

○元禄八年乙亥八月二十九日誕生、母野田土堀六彌太金清女、

女子 出水士松元助右衛門保常妻、

○元禄十二年巳卯九月二十三日誕生、母同、

親庸 權八

宝永四年丁亥十一月七日誕生、母同、

享保二十年乙卯二月五日没、法名凍冷節中居士、

○親野

十郎左衛門 權兵衛

○宝永四年丁亥九月四日誕生、母出水士竹下伊右

衛門易次女、実出水士靈田十兵衛親合嫡男、

○親庸没無嗣子以親野令嗣親由後、

○元文二年丁巳十月二十九日嗣家統、山沢十太夫

伝命、同氏令避有同名、更称權兵衛、在其証矣、

女子 出水士遠竹主左衛門妻

○享保二十年乙卯八月十日誕生、母出水士松

島分右衛門秀安女、

地頭分

坪付

日向国本城之内

一大田原之門

一反口 古河

三反 四段田

五反 同所

一段 同所

二段口 おき大

二反口 同所

○親勇

十右衛門

元文三年戊午十一月二十三日誕生、母同、

親次

源十郎

○宝曆十年^{庚辰}四月晦日、母出水士松島五右衛門

則次女

(マ)
親次

休兵衛

○明和八年辛卯五月三日誕生、母同、

坪付

川上備前守殿

四反下 同所

三反 野間田

三 観音免

已上式町七段

浮免

三反荒神領七まはり

三 城の下

二反 くるま田

一反 ちか縄

二段 藤脇

惣都合四町口

天正八年^{庚辰}閏三月吉日二反口 堀町
土橋

二段 同所

三 とく竹

一段 かきの木田

一段 前田

二反 同所

親貞「本田下野守」

光宗「平田左馬介」

覺兼「上井伊勢守」

經定「村田越前守」

忠棟「伊集院右衛門大夫」

日向国本城之内

一小園之門

三段 弓細工田

一段丁 古河

二反 長迫

丁 荒神領

丁堀町 せ之口

公田壺町

此外二反神領堀町

一森園之門

一段 屋り代

一反 にとり

堀堀町 はなきれ

公田六段

此外一反堀町

一高寺之門

三段 天神か迫堤面手

堀堀町 のほり尾

二段 くき本

一段堀 にとり

一段堀町 同所

堀堀町 尾之前

一萩園之門

二段 測脇

一反 堂の下

一反 尾脇之後

一段 坂の下

一段堀堀町 田中の後

一段薬師免 尾脇

公田一町壺段堀

此外二反堀神領堀町

一こさふらひの門

三反 上井

一反 岩屋の前

一段堀町 七反田

二反 とく竹

一反八幡領 くハす田

堀天神領 迫田

公田壺町五反

此外四反堀神領堀町

二反 あらまき田

堀天神領 迫田

一反堀町 長迫

三反 八段田

二段 源坪

一反 同所

堀堀町 脇園

堀堀町 野いね添

四段 五反田

堀八幡領 みやの下

公田七段

此外一反Ⅲ神領堀町

浮免

二段并尻先 濱の下

都合公田五町壹段Ⅲ

此外一町一反Ⅲ佛

神領堀町

右之内門二公田

貳町Ⅲ 御重恩

天正八年庚辰 閏三月吉日

覺兼 上井

親貞 本田

光宗 平田

經定 村田

忠棟 伊集院

川上備前守殿

65

先年春歲讀岐守上洛之刻、於京都ニ虎屋江借銀候、其未進付
而、爰ニ天正拾三乙酉年ニ、虎下人以下向此借銀之事類申候

「今ノ中西氏ナラン」

間、加世田益山名之内辻之門ヲ、為借銀未進虎へ可進之儀定

候由、拙者承付、彼辻之門ハ讃州若年之時、從我等前龜子分

ニ進入候キ、其後春成殿養子一着候間、到如此者辻之門事、

如本之備前守へ可返預之由、連々雖申候、無其儀候、曲事申

候處ニ結句此門本ヲ借銀故、可有沽却候歟、無勿躰之由拙子

相支候間、辻之門ヲ閣候間、又川の口と申門ヲ可有買之由相

定候間、眼前第之事ニ候、且者、人口外聞如何ニ存候間、備

前守從前銀子四百文目令調儀、虎へ堅差進相澄候間、彼川の

口門本之事ハ為出物買と、從今年備前守預置候所也、何時も

彼四百文目銀子返預候する折節、川之口本も返進可申候、兼

又連々懸引申候辻之門之事も、此度頻ニ取返シ可申、雖心中

候、兄弟間之事候間、先々延引候、已後者無余儀可返預事、

不可有相違候所也、右之趣、河上左近將監殿・鎌田刑部左衛

門殿・平田刑部少輔殿虫喰不知文字 申通置者也、仍為後定鑑

札如件、

天正拾三乙酉 卯月十一月

河上備前守範久

春成讀岐守殿

御宿所

宣旨

藤原賴久

宜令任左衛門少尉

藏人勘解由次官平 称名有

上卿 藤中納言

66

(前編二、720)

薩摩國鹿兒嶋郡河上村事、親父上野入道存生之間者不可有子細候、於于後々者、嫡子三郎左衛門尉為給恩所宛行也、仍雖為親類兄弟、不可有違亂之儀、可領知之狀如件、

應永十一年三月五日

元久(花押)

河上三郎左衛門尉殿

67

藤原川上氏系図

。賴久

法師房、孫三郎、左衛門尉、大夫判官、越前守、

「イ上野介」

上野守、弓馬之達人、於信州討死、法名大圓道覺、

。親久

千法師、彌三郎、上野介、字法道永、

(宗峯)

。家久

百法師、彌七、上野守、透明道徹

好久、彌四郎、左衛門尉、月溪(用溪淨心)

。教久

忠重

彦三郎、絶覺道文、

五郎三郎 丹州

。兼久

都藤丸、三郎五郎、左京亮、上州勝幢道殊、

(珠)

忠村

百法師、八郎三郎、因州、

姫宮

久茂

又九郎、慶室(實)

継久

八郎左衛門尉、

忠眞

塩太郎、八郎三郎、又左衛門尉先祖、

筑前守、

○行久 三郎五郎、犬五郎、久室、(久屋道寿) 能登守、左京亮、犬二郎、大始良 忠頼 久兵衛元祖	○忠塞 都犬丸、又八郎、三郎二郎、左近將監、 (和) 運叟道知、 昌隆 妙圓寺住持、 義久 十郎左衛門尉、雪翁道安、 御當家鎌倉流預矣、 姫四人	○栄久 又八郎、掃部助、 忠豊 公久依無世子、為養子、久右衛門先、 忠眞 左京亮先祖 翠久 備前守、先祖出水伊左衛門	○道堯	○忠克
---	---	---	------------	------------

又九郎、上州、意釣、法名領院 ○忠頼 虎徳、法名花翁	○公久 虎五郎、三郎五郎、三郎左衛門、上 野守、	○忠豊 福徳丸、彦三郎、左衛門尉、後朝久、 鏡安、	○安久 虎五郎、三郎五郎、道忠 ○昌久 虎犬、彦三郎、大和守、花翁、	○信久 犬満丸、彦三郎、左衛門尉、後久隅
---	---	--	--	--

慰政、

○久利

犬満丸、彦三郎、左衛門、

女子 桑波田正雲室、

女子 島津八郎左衛門後室、

○久朗

左近將監、法名隨立

舜麟 (齋) 廣濟寺住持

忠繼 右京亮

久譽 大乘院住持、○眞彦按、久譽者大乘院三代之僧

也、天正十一年癸未十月十二日

遷化乎、

源七郎 初源五郎、

女子 樺山兵部太輔室

○久辰

徳三郎丸、源三郎、左近將監、号意船、母阿多

大炊助女、三人共同腹、

久侶 源五郎、

○久國

龜壽丸、源三郎、式部太輔、母頼娃常陸介女、

四人共同腹、

女子

忠雄 新納仲左衛門旅庵養子、

女子

女子

女子

○久将

仙丸、源三郎、左近將監、初忠房、母澁谷次郎

左衛門女、

女子

女子

○久孝

(仙) 千熊丸、源三郎、源右衛門、初久教、母五代主

水女

女子

女子

久賢

(仙) 千之介、長崎源介、

久重

長千代丸、源三郎、伊織、式部、

女子

長之介

母同

天保十二辛丑年四月十八日、於出水郷米津番所書寫矣、

源畠山眞彦藏史

丁未五月十三日、合卷而成冊矣、

樺山紹劍自記

樺山兵部大輔忠助法師紹劍自記

從天正四年至于

(マヽ)

慶長十丙未

ことし六拾六に成、翁の結句脚氣の持病さへ起り合たるか、昔今の事とおもひつゝけてハ君をそいのる成へし、先々慶長十年神無月も過行比、寒き風をいとひかねたる、桐の火桶紙のふすま引かけて打わなゝきつゝ、あハれ子供餘多か中に、太郎ハちゃうせんにて病におかされてむなしふ成ぬ、其子ハ都にてうせしかハ、次郎成に家をも渡して兎角老ぬるをはこくむへき由申しらせけるに、いにし年の春より国のかみの御供にて都に上りける、守ハ廳で御下向にて、久高ハ今年の此ころ迄在京成に、漸々待付け共、石船とか言て數餘多作り、東の国までこきのほるとて、無隙比舟のひまも鳴やと聞所に、琉球入の大將とて申來候、何事も京議とて国々たミシ^{三字本}ノマ、カハラまでもしほりからす成へし、世の中はしたなく成行に、予ハ子供皆々宮仕ニ出立てなきハ不及力有ハ無隙、世の覺ハさる事なれ共、さのミ国に人なきやうにはせ舞も、老のひが心にはいかゝとおもふ、^{「イカタツ」}かこつ心にさてく御當家盛なりし事ハ、

天正四年丙子八月、高原・三ノ山御知行候、伊東ハ野尻を、

「イハう、コレハウトミエ候」
はら所にしてふまへたり、同年、福嶋・志布志御知行、肝付ハ高山・あい良・内之浦・木志良にて、残おあい、西俣ハ、根占江給候、鹿屋・串良・大崎に到て御格護なり、

天正五年丁丑十二月三日、山東悉く御知行、此日 義久様大隅正宮江御参詣也、此日記之規式別紙ニ有、

天正六年戊寅十月、伊東方難忘熟所にや、憑大友殿、肥筑豐の數勢を催し、新納之高城江着陣し、四ッあいの垣ヲ結廻し、日夜間なく責戦、薩隅日人衆粉骨故、豊肥筑之人衆追崩、悉く被打果、惣合四萬人之亡也、去ハ霜月十一日、財部口より野伏を出し、松山之陣を追拂、其日樺山規久ハ中書御替に高城へ籠る、諸人當り候得共、^{「イニ」}皆佐申所之番也、忠助ハ氣合惡候て不罷立候、大亡ハ十二日之日也、此度而已に不有、數代忠節之為家故にや、穆佐・高城を拜領、樺山之家可盛やと満足至極也、今兵部大輔忠助と申ハ、^{「イ候」}先年薩州蒲生にて戦死仕忠副之弟也、愚息規久ハ兄忠副の跡次成し故、彼穆佐江忠副之為跡ト、規久江一族皆々召列させ罷歸候、後兵部大輔と申親之兵部者、豊後入之刻安藝守にて、隅州堅利江在住す、今迄如此、

天正七年己卯三月之比、肥筑依為防戦、同霜月、從薩州到肥州隅本ニ為加勢番手を被差越早、

天正八年庚辰 相良格護のほうの川路忍取る之初より、大口衆寄々人衆番候つれ共、懸番不調にて忍なとも付、外二垣城戸なとも、夜毎ニ引散す牀にてあふなき時分ニ、栴山番前にて年を越候間、忠助自身罷渡、為得心忤者を少々差置候而、遠見聞取無由断申付候間、次第二敵遠く成行程に、此方より野伏をたくミ籠矢を射させ候之間、敵六ヶ敷思ひ成^{三字}本ノマ、砌、年の夜水俣城江こミ矢、十一日、つなきの城ふもとへかくれ居て、築瀬名字之者油断して城戸を明出けるを打取、壱人捕候而來候、如此候而、二月之末ニ水俣・つなきのあいにてしかた仕候而、先々罷歸候、然処ニ、天正九年辛巳四月、肥前龍造寺肥後南之関ニ着陣、同十三日、隈部ニ寄す、廿日之比赤星殿落城、是ニ付て隈本之番も難成して無了簡、其故相良水俣を覚悟し、豊福迄持之間、通路難成也、先々水俣へ御陣可被召之由にて、

天正十年壬午八月十八日に、先々ほうの川路をあしとにて、八景ヶ尾を御陣にて、懸而錢かめか尾近陣にかる石か尾矢懸之陣也、是ハ忠助江被仰付、御番申候、井川平・隈牟禮以上五ツ之御陣也、扱ニ成て、九月廿六日佐敷迄御知行、義久様佐敷へ御座候処ニ、従水俣忠助御喜申上に参候、然処に肥州隈本江御番被仰付、誰ぞ功者を可被相添候、一身之事者御

意次第之由申上、懸而罷歸候、やすろふ程もなく打立、水俣江舟揃して出津、一夜海上にして明れハ午未之頃、宇都之内松葉瀬とか云所江着船、宇都殿参会、従夫隈本へ打入、城越前守気合にて不致参会、使者にて申遣候、然処ニ城親正病不被立直、十二月廿七八日比遠行也、地下心々にして更ニ不見分所にうちのこるより、隈本鹿野子木之町を打破放火す、無了簡とて可仕様もなく罷居候、乍去、城殿親父一用と云人きり者にて有間、一身同心ニ罷居候、

天正十一年癸未春夏ニ到て、うちのこか・合子・津守・木山・三船・隈之庄、各々境々を小仕形に仕責候而、心安く成行也、然処ニ相良義陽三船江勢遣して打負、自身打死す、是為何子細そとて、薩州より八代番手を差籠らる御談合ニ而、相良ハ求摩へ残されぬ、武庫様八代江御座候、其時分我々吉利殿江番替候而、八代ニ而武庫様江御喜申上罷歸候、其後太郎三郎規久彼隈本へ罷居候刻、ひゝらと申城仕落申候而、すり手共負候而、太刀下ニ而敵共打せ申候事、目出度由也、天正拾貳年甲申、肥前龍造寺高来之有馬殿を責由聞得ける、如此候而、龍造寺も後へ氣遣なく肥後之国一方江^{イ取}差向候者、薩州番手も可為太儀とて、有馬方為見次と、安徳といへる在所江番衆を差籠らるゝ、落去未見得、去程に、

義久御弟中務大将ニ而渡海にて、嶋原と云城之通路を切、龍造寺も自身走越、彼城見次鉢也、高信之勢なん萬騎と可云様なく、薩州衆五千三千之衆ニ而たいやうすへき事にもあらず、海路可思遣、規久ハ中務同心にて罷渡、太刀打数度ニ及、然者、高信打負引退処ニ、なしかはのかすへき、戦場ニ而高信を始数輩を打取早、亡敵之首懸渡侍衆八百餘人也、如此御手遣之為後立と、義久八代江御発足、高木江渡海被成さる人数ハ、八代江有ける規久弟七郎久高ハ伊集院下野守同道ニ而肥後熊本より内の空閑・わいふ・かふしなとまで打廻けいりやくなり、

天正十三年乙酉、武庫様八代江御発足有て、隈之庄にて防戦有、其後堅田之城責取、敵数勢亡早、久高敵式人打也、夫より三船・隈之庄を始、十ヶ所之城々御知行、夫より肥後一國無残所、然者、筑前之国の住人秋月方連々申通候、此刻也とて、豊前之国の住人高橋なんと言合乱かましく成行、龍造寺親類家張と申候、肥後北之関に有けるも、高信打死之時分より、肥前へ逃帰間、筑後之士衆皆々嶋津殿へ申入之間、國家静ニ可然之由ニ而有けるに、ちくしと云る侍一人、悪け成事共申候間、圖書□為大将ちくしか城江押懸可責よしなれとも、さすか遠見にして、しほはくれけるに、若手の衆無思案

差寄之処ニ、城衆打て懸る、先衆中取之前ニ崩ける、見苦しかりし處ニ、久高こたへ合せ追帰す処に、敵もまた一足もさらず逢合て、敵ハ鍵、久高ハ刀鍵をもさはかせず、たゞみかけて打処に、彼敵ひたと組て、久高を下にして添差をぬき首をとらんとす、久高も右の手に太刀を持たから切れとも、敵の甲之しころに掛りて、刀ハ長し、無了簡、唯左之手にて敵の刀を押のけくする間、はゞき本にて手のくひ三四ヶ所切られ、兎角時刻有程ニ郎等つゝき合、それを力にはねおき、懸而其敵を打早、如斯候而、其首を持せ圖書殿前江參、夫を見る若人共、各々押懸、城戸たれ・堀垣・岸溝ともいわず責寄、敵数刻雖防戦、城を責取早、如斯時分、ちくし一身ハ生取也、槻城をハ捨候而、薩州衆筑後江引帰る、然処に秋月方申子細有由者、筑前之国ニ岩屋と云る城、豊州家之者高橋紹運罷居候、是ニ陣を付、彼者御手に隨候ハ、豊筑嶋津殿御進退ニ可罷成、左候へハ九州無残所とて彼所へ衆遣也、圖書頭殿大将ニ而、筑前三笠之郡岩屋之城ニ押寄、肥後・肥前・筑後・筑前・豊前衆迄在陣也、此人数ニ而彼城二重三重に取巻早、八代にハ、義久様、武庫様・右馬頭・中務大輔殿御大将衆各々御座候、然処に日州衆遅陣成故、八代ニ而、上意悪候而不掛御目、日州衆無念之次第也、就夫、岩屋之城之取

添之楯を捨置たる切岸の本ニ責寄、日州衆之陣也、其比規久ハ所勞之子細有て、忠助參陣也、城にハ紹運、嫡子ハ立花之城ニ籠、次男ハ寶満嶽へ籠、宗との者共付遣候間、岩屋ニ者無人数也、乍去、紹運為聞得ものなれハ、日夜相戦、然者七月廿七日夜半計より、切岸の下ニ打寄り鳥の聲を待て、吐氣をつくりて岸に付、矢場に死する者ハ不知数、石打迄也、敵味方のさかひも不見分候之処ニ、各々手負に成引退時分、忠助切岸半迄責上る、大石をなけ懸くふせく、松の木楯の厚をつかせける、其楯と共に打着られて甲みちんにくたけれ共、一足も引へからすと下知して不退、鉄炮も身ニ當る事不知数、具足裏かく程もなけれハ身恙なし、日差出るニ芝きわに押寄、已ノ刻計に塀に付て、塀越之鍵幾度共なくつき合、鍵被切折者取替々々戦、塀きわにて忠助之前ニふさかる者共、樫山宮内少輔・同名刑部左衛門・同新左衛門・同右衛門佐・同六郎兵衛・同大膳・早崎甚右衛門・同名掃部兵衛なんと也、然處ニ、塀之上之渡り矢藏より長刀・鍵を以ふせく、其長刀・鍵ニ當てころひかゝるを忠助おさへ留んとする処ニ、余多之手負共落重る間、忠助もはるか谷底へ落人早、少し心を直し、をきなをり又塀につき、命ハけふをかきり、此城責取らすハ薩州衆告人も延事不可有、各心清く命を捨てと云下知に

随ふ倅者共、鍵・長刀・石打ニ合ひ、いたでうすて二三ヶ所手負ぬ者なしといへ共、各々前に立て塀を乗越^三、午未之刻ニ塀を越て、紹運を初數十人打取、日州衆之請取之語口より、人衆塀を越初る也、穆佐人衆も数十人手負分取も仕、忠助起口を聞候事、于今恥入候、彼城秋月江給候、薩州衆筑後かハら山迄ひらかれ候、其しつはらひ日州衆請取也、各々くましる河を渡り、高良山の方へ被居候得共、穆佐衆計此しつはらひの役可成とて、川を後にして其夜を明し河を渡申候、如此して高良山江參候而より、氣相惡敷候而、肥州高瀬より船にて水俣へ着船、從夫羽月江參候而堅利江帰候、養性^生数日を経候也、然者、島津殿太刀風天下へ吹おほひける間、四国・中国・五畿内之諸侍、島津家に心を合せける、然処に大友家ハ先年日州於山東、島津家ヲ可亡之儀有是、何事そや、数代懇切之為家之間を徒に被思候事、思慮淺故也、到九州ニ嶋津・大友とて、廿代に及候など、申傳候、其上縁中を結び親子兄弟之思ひを被成候為家之處ニ、左右共ニ無遠慮事口惜次第也、天正十四年^{丙戌}、薩隅日肥後催数千騎、豊後江押懸る、先、日州口ニ者中書御大将、肥後口には、武庫様御大将二而、義久様ハ日州迄御出陣候、然者南郡にハ岡と申候城、三重口ニハにうの嶋と云城こたへたり、其上こたへたる城も有しに、

從京都、大閣様大友へ御加勢也、然者、為大將と千斛權兵(五)

衛・土佐の国の住人長曾我部以同心令渡海、府内と云処に勢揃して有由聞得けれ共、彼府内近き利満之城を、中書大將にて責被成けるに、下城仕佛、上城計ニ而敵こらへける、其麓ニしかと責寄、定て京都衆後卷仕候半、其時一戦可有とて一両日待處ニ、城よりも又人質を出し、時刻を延引する処に、見次之衆如雲霞之おそひ来る、先大友殿・千石・長曾我部三手之衆、川之向を跡方までとりつゝむ、雖然、城麓之藪之蔭に堅まり居る、川を渡し城衆江取合、京勢皆々川渡取時分、能比也とて打出及合戦、京勢初之儀勢にも不似崩立て、洲瀬共不云追はめられ、高田と云城之城戸口迄責付、府内者前之祇園之河原まで追責、中く京衆敗軍之為難紙面ニ、一日抱候而次之夜、京衆・地下之者跡先ニ府内を逐去る、其間身方ハ延岡とて城より聲懸なる古城江取籠て、簀を焼、吐氣を作り、比ハ十二月、ミそれまじりの薄雪に手足氷に雖被閉候と、勝軍成故いさみのしる、次夜敵府内を捨て逃行候間、府内江打入也、此等之由南郡江聞へけれハ其きおひによりて、朽網方申入ける間、武庫様御知行ニ而、頓「イナシ」而くすひ田など云所へ御座を直されける、中書ハ府内にして年を越候而、目出度春の初なり、忠助ハ岩屋城攻之時石打に合、從塀涯堀底「イナシ」

に打落されけれ共、此城責不取して薩州衆開運事難成、然者敵に打合戦死仕より外無別儀と思切つる間、起直り少し心をしつめ、又塀に付て責戦程に城御手に参候、就夫気合然々候ハね共、玉泉と云唐の名醫養性申候之間、仕立候而、彼豊州入御當家の御一大事と存候間、罷立候、利満此度之軍をも見申候、めてたく候、まつくいとま申歸り候すると申て、正月五日六日比、中書へ申候へハ、御用之子細有、今卒渡罷居候へと也、十日比に被仰けるハ、豊州を嶋津殿御敷可有事、不取覚候、其故ハ諸人物ほしかりに打成候、分限を望心計にて、更に手をくたく事なし、扱又、武庫様御手花無然々候「イナシ」ニ付、あらそう様成御気分、惣大將之御振舞ニ不成合候、是惡事共候、伊集院右衛門大輔も底意地不可然候、我々も兎角申延候而、帰申度候と中務被仰候、定而此分見及候半、乍去、忠助へ談合申候する事候、以一人可申候と被仰候而、平田伊賀守を御使にて、中書御意趣ニ忠助を頼存ニ而候、三重に御座候而、彼所之番被入御念候得、其故者、必国中へ押入候人衆長番不届候而打歸候する、其時彼三重を敵取切候ハ、無行方為難笑止之儀ニ候へ共、今敵人此等之底意不知候而、目出度など、申候事、當家之運浮雲くと存候、是非共忠助三重へ御座候而、可然候する由承候、我等御返事ニ申候ハ、

承候通一々合点申候、乍去、今日迄ハ萬事目出度事計候之間、御暇と申候処に、御奥意御座候而被仰候、追而御返事申上候すると申候へハ、彼使又押歸し來候而、早々數御打立候得、一重ニ頼思召由承候、又忠助此国之様子何と見申候哉、御談合と被仰候、其時御談合と候へハ、申事ニ候、御意之様ニ我々茂存候、御油断有間數候と申候、其後高崎越前守使にて具足・茶壺など給候而、又御内談共候、三重へ番直し候而、彼所頼思召候由也、左様ニ候ハ、御意次第と申候而、正月十八日利満迄罷候而、次之日三重へ罷着候、十九日ハ在郷江宿申候而、次之日松尾の城へ上り見申候、城ハ岸切廻し候而、番や一ツ作候而、平田狩野介麓ニ被居候、新納縫殿助も麓江候て、夫丸之様成もの壺人ツ、番に上せ候、城之後又向之原には、高屋衆とて地下衆七百人の衆と申候而罷居候、是を見申候、備こそ中務被仰候ける、今分ニ候へ者遠慮不入事と存候、縫殿助狩野介江申候、乍推参、我かの上城へ移可申と申候得ハ、我々も左様ニ存候とて、家作候而、驢而罷上候、如此候而聞合候へハ、城より近きハ壹里、遠きハ貳三、人数二百三百、六七百、千貳千三千宛にて、椿たる在郷衆初皆撫付て、礼儀迄にて有ける人衆拾三ヶ所敵と成候、其中ニ小牧といふ城、鍋田と申城二ツハ、此方より人衆少々差籠被置け

る、敵仕取候や、さい木にうの嶋より野伏日々打廻候、松尾麓之人衆計未其色不見得候、日夜用心仕候而、人質ヲ取手に付候へ者、地下思付由也、如此候而、日州之通路絶々城をおきのひ中務御座候と、度々注進申候間、此在所江中務待付候而打廻を被指候、然処ニ、三城衆南郡江番とて被参候を、先々此地へ留置申候之間、あたり五六里か間無敵追拂候、如此候而、思ひ迷る鉢ニ候、然処ニ、京都より木食上人被下候由ハ、大友方天下を頼存之儀者、就夫御椿とて彼木食上人被差下候也、左様之説とも下輩之者聞及、從京可然聞得候とて、味方ハ勝ニ乗、又緩々子細も日々まさり候、如此之砌、美濃守と申候を大将ニ而豊前へ着之由聞ゆ、去ハ地下等の者心替して、武庫様も伊集院御供ニ而、楠飛田より府内江御座候、木食参会也、又府内を暮方ニ御出候而退被成候、御門前より矢を射懸地下之族も候へ共、少もさわかすして御開候、清田と申城より出合取切候へ共、御前にふさがる人衆多々有之間、事共せず打通候而、日差出る比松尾の城江御入候、今こそ中書之御遠慮も、我々前ニ辛勞仕候つる儀もあらハれ候也、去ハ前之夜半計ニ、福嶋衆高田と云城ニ候けるか、栴山陣屋ニ來候而被申候、昨日高田之地下衆心替仕候而、伊集院美作守・白濱周防介父子を始として打死にて、伊集院下野守ハ府内江

御談合とて、三日先より被參候、府内之由ハ不知、國中皆々如此候之由申候、爰元御油断ニ而候と被申候、彼人河に入候欤、又雨にぬれ候而や、震候而散々數躰ニ候、忠助委數承候、此段最前より存付候事ニ候、先々悠々と候得とて、火を燒小袖共着替、ぬれたるをあふらせ候而、食酒など賄候へ、御身之事ハ中書へ告知せ候事、忠節の儀ニ候と申、則、倅者共ニ申聞せ候由ハ、今更さわくへからず、あてがいの前也と申て、弥々落着候とて靜ニ罷居候を彼人被見候而、いや／＼御油断候而者不可然候、此國を打捨、本國へ引歸候する御談合之由候、縦令御存命候共、如此候、いわんや跡之事も不知候と申候間、鳥の鳴聲を聞て中務^(マ)へ參候得者、彼にも聞ゆる子細候けるが、此方へと仰候、先刻福嶋衆來候而、如此之様子申候、実事にてハ候ハしと存不申上候とて、其由申候へハ、爰許江も聞得申候、于今不及沙汰とて中々常之御雜談也、さてこそ為此爰許番頼候、國中入衆此城江のき入候ハ、何程候なりとて此元ニ而、籠城之用意と被仰候、然者、日指出候比早打來て、夕部、武庫様府内御開にて候、夜入候而清田衆通路を取切候、跡之事者委數不存候と申、僅ハ何所迄も御迎ニ參候とて、中書も又七殿も參候俣、規久最前ニ懸付候へハ、武庫様靜ニ御出候、御供申皆々城へ御籠ニ而候、其夜御談合

候而、又松尾を御開之由候、いかなる者の告渡候けるや、夜中二人衆引取候而、夜明候而見候得者、城之衆計也、日指出て、武庫様城を御下候而、程経て中務^(マ)より樺山江御礼被成、早速罷歸べき由承候折節、忠助莞尔として越ノ王呉に事ノ如ク、人々有腹心之病痢ハ如疥癬と申候欤、大友身之難儀ニ及候とて、天下を頼奉候する事を無思慮故と雜話など申、まづ早々中書先にと申候へ共、又御使有、猶も同篇ニ御返事申候間、左有者御座候とて、三度之御使也、遙に御座候而、忠助規久今ハはや孟之反か心ちせよと互に語り、心靜に松尾城ヲ罷下り候、地下等之者共立并候而、是を見物仕候、其中ニ地下之者惡口仕たるを一兩人打せ候而、罷出候へハ、敵味方の境見分申候、如此候而、心靜ニ千葉師堂江參見物いたし候而、緩々と坂之向上る處ニ、從跡鉄炮を打懸候へ共、物共せず上りけるに、坂より上を奥畑と云所之人衆未明より可取切覚悟ニ而、手火矢軍に成けるを跡ニ者不知、各鉄炮衆を指合せ射のけてハ通りける程にわつらひなし、跡にハ三城衆吉利殿、其先ニ樺山參候處ニ、皆々のき上る處を見而、三方より敵押懸候而、ひたと着、其時任無了簡三城衆立留候、然處を後之向之尾より吉利殿相注^{二字}本ノマ、ハ立留候跡に、由有けに候と大音にて申人有り、忠助聞付候而、規久若役や見くろひ候へ

と申候、規久則弓手之方江馬をおり直し、道上を矢たけ計り懸歸し候時、初より取切候奥畑之方之敵に取合、太刀下ニ敵を打、首差上たり、是を見て追懸り、三城・佐土原・穆佐衆之手柄首數百ニ及ぬ、如是ニ而心安し、次之日山々より鉄炮射候へ共のきとり、

天正十五年丁亥三月中之十日の事成しに、命を延て喜ひつゝ、梓山を越て日州白杵江着候也、口惜哉、昨日高動野之合戦ニ打勝て、敵之首數多切并て勝吐氣を作候而、備今こそ南郡には久高何と成行候哉覽と存出し候、我身に過る物なかりけりと申候、後ニ聞候へハ白称と云、從城左衛門太夫歳久様をのけ申候而、跡先ニ立事一夜の中ニ七八度も有けん由候、如何となれハ、敵跡に責付時ハ跡に成、前を取切時ハ先に立て追拂ひ、刀打をする事數度也、如此候而、歳久をのけ取候而、卒度跡に立候処に、敵數萬騎之勢ニ而十重二十重ニ取巻、阿蘇坂いふ城なり、無餘儀思切、五三日之間夜日隙なく責戦候処ニ、新納武州・伊集院肥州・町田羽州三手之衆後卷之由也、夫ニ得力城より切出る間、數萬騎之廢軍也、敵を討事不可勝計、如此候而、心安肥州表江打歸候也、然処ニ、天正十五年四月六日、京都日州表へ下着、縣・三城・美美川を戦場にして支候へ共、手合軍仕損して方々負してハ不可然候とて、彼

境をも引退候之處ニ、京衆新納之高城を取巻、薩州衆も後勢待調て、一防戦ニ京都迄可相取也、薩隅日之武士衆之志不及申、同下旬、関白様貳拾萬餘騎之勢ニ而御下向也、肥後衆御下知ニ隨故に、泉之嶋津薩摩守心替して京衆之案内者ニ而河内江御陣候而、川を渡し隈之城江押懸る、此由日州都於郡江聞ゆ、義久様に今ハ別之才覚無之、向敵ニ懸合せ一命を可究とて、度々思召切子細候處ニ、老名數者共いやく河内江御參候而、天下殿江御礼御申候而可然候、大友ハ私之興趣也夫を御助候、関白殿ニ而候、夫敵對御申候ハんや、左様ニ候へ者、天下に向申弓を引へからすと連々被仰候事、徒ニ罷成候、唯御參候而、當御家之事者関白様任せ御申候得と、各分別有者共依申、河内へ御參候、五月八日也、山東御歸者五月一日也、如此御歸之物音に山東無約牒罷成候間、美濃守野尻へ陣所ニ而候、乍去、庄内・眞幸之人衆又霧嶋山を境ニ而數日を送候様ニ扱共有て、同十九日に、武庫様美濃守江御參会候、廿一日、又一様御上洛也、如此候而、薩隅日持留罷成候間、左様之為御禮、

義久様御上洛候、国元者武庫様御座候而納り候、京都之取次者石田殿・細川幽齋此兩人ニ而、何事も取合せ候、

天正十六年戊子、忠助武庫様江參候而御暇申、穆佐江罷越

規久江致談合、二月十三日之出船、佐土原徳之洲上り也、於大坂本田因幡守取成にて神文申上候而、御目見得也、如此候而罷居、御奉公申候、秋之比、武庫様御上洛ニ御替被成、龍伯様者御料人様列御申、御下向也、其時御船ニ而御供申罷下り候、国許ニ而御越年也、

天正十七年己丑春夏、国元ニ而御遊覧之躰也、此中二心之人衆共、於京都皆々聞通ニ而、御成敗之人衆有、秋之比、龍伯様御上洛也、忠助御供申候、於京都越年仕、人并に罷居候、年内より東之方江御出馬之由、下々申散候得共、実共不存候之處ニ、春始より太閤様御鷹狩とて、諸人かちはたしにて、野山をかけりあるき候事ハ、身之働之稽古と見へたり、備弓箭支度共也、薩摩方角にてやなと、心遣而已也、左有共、北条を可有責由候而、各々椿之結構不及申、無程思召候ニ罷成候而、奥州迄御手ニ参候事難紙筆也、義久様此前閣白薩州御下向之刻、五月六日、伊集院ニ而法躰被遊候而、今龍伯と申候也、我等事ハ、龍伯御下向迄、在京可仕候得共、母之七十九ニ成けるか、京都江文を上せて、いつかたも無何事、御奉公閉目候得なと、候て、千代もと祈ると被遊たる文、みたれかましく見得つるも、無心元而暇申、冬の半に下り着たるに、喜びにや十日計ハこさかし候へ共、又とかく打伏

やうにて、霜月十六日ニ未之刻計ニ、生念不乱にして西之方ニ向ひ手を合、南無くと唱給ふを、忠助ひざの上に有ける、何を仰候哉と尋申候へハ、西方よとたしく仰候ツ、其俣ねわり入玉ふ、夫よりれひの作法ニ納め申さんとて、福昌寺入御也、如形之取沙汰也、上様ハ中途ニ而御年のやうにて、龍伯様御下向也、武庫ハ京都江也、爰元国之治茂不調候而、軍役未成、何欤と仰候處ニ、武庫様御下向為何子細そやと申処ニ、高麗渡海之由也、兵部太輔規久ハ忠助上洛の時、出船之砌、穆佐地頭ニ召成申候、名をも此砌被下候、後之上洛之時、小山田拾六町を拝領候、如此候而、地頭知行此分ニ而如形罷居候、然者、

天正十八年庚寅、為軍役之、国中之有力成者共、徳役を懸候而銀錢を集め、田町ニ付出物出す事際限盛也、いか様ニ仕候而も、国を取留候ハてハとて肝煎事也、京都より武庫様下向之由者、此中太閤様被仰出候御意趣ニ、世に人と成て名を残す事肝要也、我日本を打随て、今無思事ニ似たり、乍去高麗を打取て彼国之主じたる者を押取て、日本之主之可為臣と思召也、此等之儀、難澁之輩有者、則扱に可被食と有ける間、誰も是非言ニ不及、成不成打立より外なしとて各其支度也、就夫、先肥前名護屋と云る所を御本陣ニ而、太閤

様御座候する、其外諸軍勢皆々渡海可有と也、如此儀いかゝ
ニ候半哉、薩州国中之者共、分別之可及ニ不有事ニ成と、唯
先年薩摩を御指置候之事後悔ニ思召候而、猶や何共御扱候す
らんなと申計也、

天正十九年^{辛卯}、九州衆奈護屋江御普請也、規久罷上候而、
御普請閉目申候、武庫様ハ高麗御支度被遊候する、龍伯
様彼御普請御閉目可有なと候へ共、更ニ大様ニ御入候而、
成兼候する間、又奈古屋へ武庫様御上可有とて、先支度を
も着置候而、武庫様被遊御辛勞候而、如形之閉目御歸候、
規久も罷歸候、從武庫御使ニ而、此度兵部太輔御普請ニ付、
御奉公其積候、自今別而御頼候するにて候と、忝之由申候也、
天正廿年^{壬辰}、太閤様奈古屋迄御下向、茲年同城之人衆高
麗国へ発向、如此之日記別卷有、規久武庫様之御供ニ而、
先勢也、權左衛門尉久高者又一様之御供ニ而渡海也、高麗
之都押通候而、おらんかいなと云奥々迄打迫候而、又都へ
打歸候而番也、雖然、赤国と云るニ同城衆行不着所有、是を
責候するとて談合也、敵にハもくそと云るしやくはんか城也、
程なく責取、其国打隨候而、無手に立者としてハ心安し、去五
六月本朝を立て高麗奥郡ニ而越年、寒事雖不及是非候、乍去
年之暮之いとなミなと、申候処ニ、十二月廿六日、きんはい

と云所ニ陣替、年越候する宿なしとして住居る処に、規久御宿
ハ、久高我か宿へ御座候得とて寄合候而、せはしきなから心
廣き越年也、如形之祝共候而、

山端は立て春待霞かな 久高

天か下ハけふ立春の外もなし 規久

旅衣寒さ重て降雪や新まる春の名立成るらん 規久

新玉る春ハ雪より明初て名のミそ霞む遠近の山 久高

如此候而、打慰むをことふきニ而そ有ける、然處ニ、

文祿二年癸巳之春の喜びなと互ニ云けるに、小西と云、肥後
之国半之大將成しか、一軍仕違而、都を指て引退、島津殿御
見次候へとて、彼方此方と有ける、少し足とを直候而、又小
よハんと云る城に敵起り立て、常ニ打迫候而、あやうく見得
候、此地へ島津殿頼申之由、石田・木下・浅野三奉行被仰候、
頓而彼城江移候而、敵を十里か外江追拂心安也、此先々番衆
城戸をも不明候間、日夜無隙野伏を懸候、今日比も敵来候而、
草臥を追散し、一人打取ツゝさわきける處に、又市様鳥鷺ニ
御出候か可然仕合とて、多勢之中ニ馬を懸入、馬上より鉄炮
ニ而馬乗式騎遊し落す、其俣首を取、是を始として追掛く
打ける間、其処無氣遣、夫而已ならず、又市様者有時虎と
云けたもの悪事仕て、有ける人皆々逃去ぬ、然處ニ少もさわ

かす、其虎を鉄炮ニ而射留、諸人を助け、我もたけき名を上
け御座候ける社、不思議なれ、愚老子兄弟共ニ御馬之七寸^{シツツキ}
付て供申候、從元兄弟分捕申候間、高名なりと諸人申合候事、
及數度候、愚老満足不及是非候、虎遊し候之事、前代未聞成
間、文祿二年三月廿六日と記置申候也、雖然、規久ハ四月之
頃より氣相無然々、古都と云所より也、其間所々ニ而、讀か
ハしたる歌數首也、ともとのかたらひも是ニ而しられる
事なり、斯て八月十二日眞幸、又市様も御小煩之様ニ被
仰候か、同九月八日、から嶋と云所ニ而御遠行、就夫、中々
下々之歎を忘る由也、扱々、御かはねのむなしきを薩摩江も
り奉て、福昌寺ニ而御はうむる也、如此候而、久高廳而打立
年を船中ニ而越候て、高麗へ参、武庫様上意ニ而、御側江
堪忍申候、去年薩州已下之者共起一揆、肥州佐敷江立籠、雖
然無何事、細川幽齋被成下着、龍伯御談合にて國中為堅固
申とて、寺社家皆々奇破勦落なと候て、御礼役之金銀調候而
龍伯名古屋へ御参上也、御礼閉まり国も御抱候而、高麗江番
手之人衆、武庫様を始申、各々目出度御座候也、
文祿三年^{申午}、從京都為下知、石田之人衆下着候而、國中竿
打也、薩摩者愚老案内者仕候、竿頭黒川右近と云人也、日向
ハ伊地知名字、大隅者吉利殿案内者也、薩摩拾貳郡ニ竿罷成

候、但泉・高城郡より山北ハ竿之外也、

文祿四年^{乙未}、京都ニ者當関白元者三善孫七郎殿逆心有とて、
高野山にて生害、為何事共不知、薩隅日諸地頭替也、外城皆
々慮らるゝなり、扱又、壺石ニ付而五斗出物有、此返地とし
て所領可給也、左有と此理を諸將へ云聞せ候する事成ニ、數
代骸之跡懸命之地成に、皆々知行を失ける社悲數事なれとも、
為国之、為御家成へしとて物云ものなし、然者、此比從漢南
両使來て、和談和与之由有とて、ゆふけきと云者本朝へ渡海
して云事有と、下々沙汰しける也、高麗も國中を云て、ふさ
んかい帰朝之海邊を便ニ日本陣有ける也、

文祿五年^{丙申}、專和平之懸引也、閏七月九日、薩摩者大地震
也、京都八十二日之夜也、諸屋形町屋なとハ不及申、金銀を
芥はめたる御殿崩て、數百人打殺、高麗之取人渡本朝へ、
何と御談合も成行候也、太閤様御機惡候、ゆふけきも腹立
の絆ニ而出津候、然處、本朝衆も又高麗江押渡候而、高麗を
可從とて過半打取、然者、

慶長二年^{丁酉}、本朝ニ者去年為崩、屋形々々取立沙汰ニ而無
隙間、高麗へハ國中江打入陣を張、如此候処ニ、
慶長三年^{戊戌}、春之比より、太閤様御小惱之由候而、御慰な
とも兎角に御沙汰候、春夏ニ到て御養性と有けれ共、七月十

七日御卒、此前稜ニ諸侍召寄候而、天下泰平を思召候とて、御遺物各拜領候、本朝之事者如此也、高麗ニ而以数万之軍勢、漢南衆薩摩陣所江押懸^ニ、武庫様のかれさる処と思召ける故、御氣にも不被懸候也、能比に打出、嶋津兵庫頭比来ハ聞つらん、今日ハ目にも見よ、高麗漢南衆といへ共防戦ハ同事なるへし、人衆之多少ニ者不入とて懸出給而、敵を打事三萬八千七百餘也、首を切懸渡し委敷注し候へハ、打捨等ニ到てハ六七萬とそ申ける、吳国本朝之褒美無比類事也、聽而高麗之事ハ不及申、漢南迄も御手に可參之由候得共、日本御談合何程候哉、聽て引陣と候而和平之役也、然処ニ、船本ニ番兵来而防戦有、敵大船也、日本之船ハ少き故、自由ニ乱れ合たる軍なれハ、敵可叶とも見へさりけれ^(るカ)か、おこの高名せめにハしかしとや思召けん、無事故ふさんかい江御着候、是又御名譽前代未聞之由、沙汰無極也、如此嶋津殿御名譽と承候事ハ、敵大船數万艘ニ而責懸候時、今ハ不及力防矢仕覽、とくく御退候へと、樺山権左衛門也防矢仕候と、大音聲ニ而暇乞して敵船江押向、敵も此船を目に懸、戦隙に御船延行候つゝ、さは仕勝事なれ共、大船よりなけ火を以船をやきそこなふ間、無了簡武庫御船遙ニ成ぬ、今ハ能比と思て戦を指置候而、なんはいと云嶋ハ對馬陣所也、此戦之隙ニ對島殿ハ陣を

打捨候而、外海之様被逐候也、此陣所へ押付候而取のほり候、暫此陣を可持せ也、敵も此陣を取巻取籠責可上儀定有ける也、様々談合すると見へたり、程経てミれ共人やなかりけん、山く江籠居らんとて、五三日猶豫しける処に、身分ハ五百ニ及しを吾人も不落のりける社神変なれ、彼権左衛門ハ国危き時分、龍伯様御上洛之時、御供申御奉公申候、其時北条御責之時分、又一様御供申候度々之御奉公今に不初事也、然共、養子親大野殿之上意を被背候時分、就夫、先高麗人之時陰ニ罷居候処を、又市様召出し召列候、然者、名護屋御出船之時も船數少しとて、久高か船と候而、壹岐・對島・釜山浦迄渡海申候、如此候而、奥陣ニ武庫御座候に奉追付、御父子御寄合之刻、御面談ニ御約束候、一萬斛被下候而召仕候するなり、然處ニ、又市様ニ後れ奉り、佐人之分にて、立寄木の本ハ頼かけなく紅葉ちりけりと云る様に成行、髪をおろし浮世をゐとひ、諸国修行にも出はやと思立由也、然處に、龍伯様より召出し召仕へしと候、于今到てハ迷惑ながら罷出候処ニ、又市様被仰置候とて、聽而御料所よく百引と云在所被下候、是等も今不望敷候へ共不及力、又御奉行ニ罷出候、備ハ少之知行なれ共、古殿様より被下候一万石と存候する

とて、具足筈不及申、人衆之仕立刀二ツ金を取て九作也、随分調候而今ハ分限之成とて、頓而高麗江參候、自元狭々しからぬ分別なれハ、分限振舞也、如此候而、武庫様中比御帰朝之時御供申、直ニ京へ御出仕なれハ、京都ニ而屋形作之下知被仰付候、武庫様御下向之時分御供ニ而候、然者、又、武庫高麗へ御渡海候之間、又御供ニ而片時も離れ不奉、漢南人寄せ来候時も一口請取申候、然者、大軍を打亡候而引陣之時、番船ニ懸合候而、

武庫様を退申、防矢仕候而對馬陣へ立籠候、敵船此陣所をまほり日本衆も五百人計也、烽を燒聞取野外伏置渡しけるを見てや、敵船も懸のき碇をおろす、武庫様を退申つ、今ハ我々ものかりて見ハやと五百人之衆談合候而、夜更て此はんはいの嶋崎五六り計有所ニ行、小船壹ツを見付而、本陣ちやくせん嶋崎江五人三人ツゝ乗せてくり運、五百之人數手負迄もくり渡し、後ニ久高渡り申候事、諸人頼母數事に被思候、其内に色め悪き人も有ける也、理也、扱彼ちやくせん之嶋より小船をふさんかい江遺候、其間一兩日彼嶋江留候人衆之心中不及是非候、若に防矢仕候人衆之事ハ定而相果候半と、釜山浦之人衆も如本朝引取もや候覽など、佗あへる人も有けんかし、久高も余りの才覺にや、暫しの兵糧ハ有へし、此嶋ハ馬

牛有所なれハ心安し、是にて堪忍申候而、僞又朝鮮國中へ懸出打隨候ハ、本朝江注進仕、定而迎取之船も參候半、又高麗人も可有なと申候而、少も氣色おとらす有けるこそ、心武き事とハ諸人申合ける、夫而已ならず、五百人之衆各々心武く思切けるも理哉也、

武庫様御父子ヲ退申、防矢射る程之者共、不省身も尤也、就中、久高ハ甥之太郎三郎を同心也、名字之者ニ、孫左衛門・早崎甚右衛門・同名与助・河添奎允・毛利木兵衛・別府藤兵衛・三之丞なと云小さかしき者共走廻り、都合忤者五十人計思切事無比類、如此候而、迎船を待付候而、一人も不殘釜山浦江漕付、各々生れて来ると、武庫様被仰候、懸御目、對馬・壹岐嶋迄御供申、夫より国へ下り申候、彼太郎三郎ハ古規久之子、雖若輩久高同道ニ而、武庫様御上洛之時御供申、豊前小倉なと云所ニ而越年、是を始にて永々在京中也、小姓奉公にて有ける、武庫国に御下、高麗江御渡候へハ供申、御側はなれす、

武庫様乗馬之名人ニ而候へハ、上意を得て太郎三郎も馬を心得乗ける故に、京都にて賀茂之祭にけいば有、諸大名馬を出し候也、島津殿馬ニツ、悪き馬也とて社人はを乗らす、時過候而左様ニ候ハ、此馬我々乗て見候半とて、一ツを太郎

三郎、一ツをハ矢野と云人乗、先靜に乗、後ニハ社人共之競馬之まねをして、後に成先に成、二騎回進退ニ候へハ、京・關東之人衆自由自在之見物、日本一なと、皆々申相なり、其後高麗ニ而ハ分捕餘多仕候、其上敵大亡之時、百五六十騎ニ而後殿して退候を、太郎三郎馬ニ而行方を懸切候而、谷底江追落し候、一人も不殘打留候事、一身武き心ニ而候得共、馬自由ならずハ難成振舞也、此引陣之時も、首之骨に手負けれ共、物ともせず働き帰朝申候、武庫様も太郎三郎一手にて敵を懸分候而、百餘人打取候、名譽無比類と度々被仰候、上様御父子者直ニ御上洛候、引陣之時、防矢射候人衆皆々道具船共打捨候之間、国元之様ニ罷歸候也、如此候而、武庫様者於京都御褒美無比類也、御ひろい様より為御礼正宗之御腰之物御拝領也、金三千枚之刀と申候、又高城・出水・薩州之跡分御知行也、各々京ニ而御越年也、

慶長四年己亥三月、龍伯様京都より御下向、幸侃於伏見生害、此沙汰有別紙、然者、庄内諸外城取構弓箭也、幸侃子供之志理也、然者、富隈ニ龍伯様御座候間、國中浮雲事なし、去ハ庄内境にハ先々其用心可有とて、上井清水之浦ニ渡瀬と云に椿を取、肥後名字之者を被差置候、廻ニ山田利安、市成江者寺山殿、大崎ニハ桂殿、志ふし江者權左衛門、松山にハ

柏原周防介、高原・高崎江者入来院又六殿、如此用心有之、仕出し候事ハなし、就中、志ふしハ差出たる所成上、福嶋へ被居候秋月殿、更ニ身方共不取覺、大事之心遣也、敵も彼志布志たに取得候ハ、魚塩等大ニ通へきなと、所存有けれハ、日夜働之事無隙、此方彼方の續打廻、梅北・末吉・飢肥越之通路、牛之峠と云所ニ懸りこしかたを仕候間、敵くつろく事なし、就夫志ふしハ心安成候、此度之忠節之人衆ニ者、久高を一之筆と被付候、此一兩年之弓矢に手柄有事、不可勝計なと、諸人申候、去ハ久高進退ニ付、可然御沙汰共候へハ、愚老満足不及申也、源次郎進退ニ付、龍伯様忝御意候得共、不用申、然者京より又八郎様御下国ニ而、庄内江召向候、先山田之城責落、自夫志和地之城を取巻、彼城落候得者、庄内之分悉く御手に參候、則源次郎事可被打果候へ共、京都より山口勘兵衛尉殿下着ニ而弓箭之扱也、從内府様承候子細難有事とて、龍伯様色々被仰候而、式万斛給候而、源次郎事者阿多江残され早、

慶長五年庚子六月中旬、奥州之長尾殿一揆に付、内府様關東江御下向之処ニ、石田方謀叛為張本故、八月中旬京都之乱不及言語、武庫様當時寄親成間、彼下知に隨て伏見之城仕落被成候、石

田者美濃之國へ追懸、

内府を可打たく成處に、尾州清洲と云所之人駄福嶋左衛太輔と云人心替して、石田如此企之由を、内府に知せ申候、自夫取て返し、内府上洛成間、関ヶ原と云所ニ而防戦也、石田打負て散々に成、武庫ハ手之者残少に打被成、為残者共式三百ニ而と有所に幡を立て、暫御座候へ共、敵恐れて不寄付、扱ハとて、島津兵庫頭罷退申候と使を立打通る、さすか手に立敵もなし、所々ニ而さへけるを追拂、跡より追懸るを取て返、打散程に、伊勢・伊賀・大和・河内・和泉江打通り、船に乗て押浮ふ、大坂へしちの人有けるハ、付置者共才覚仕而、兵庫之沖ニ而船漕合て瀬戸内を打通に、手に立者なし、日州細嶋へ船押付、本国へ下着候也、此関ヶ原之軍之儀有別紙、然者、京都之御手振無然々由、早打下て申散候へ共、不眞シ存候而、申上儀もなかりし處ニ、九月廿七日、愚老富隈江罷出候へハ、龍伯様前積ニ御談合も候つる也、直ニ御意候、紹劍者佐土原へハ何とかと被仰候、未何共承候はずと申候へハ、利安未申候と被存候、夫より今日者打立ならしと上意候、是為何事共、取覚候はねとも、承候と申候而、利安江尋問候而、其日を下候ニ而暮し宿許へ帰候、知行元遠けれハ、五三日程経て社打立候半と存候得共、何とやらん御氣色

比来ニ替候、兎も角も打立候半と夜中ニ存出候而、先知行元江人走せ遣候而、我等ハ廿八日之晩方大窪迄罷候、廿九日に者高原ニ而倅者出合候へと申候、夫丸も成兼候得共打立候、花堂江着候へ共和行本の無音信、乍去、鳥うたひ候へハ打出候處ニ、温水之人衆者高原麓にて出合候而、人数廿計也、野尻ニ而杉津留之人衆・夫丸共出合候て、佐土原へ急き綾本城通候歟、何共以下之者共足遣日比ニ替候、本城之町を通候へハ、先に二三十人立合何をか云由なり、左様之所江罷着ハ壱人も見へず、又先にて如此候へハ、無心許五度も十度も此躰也、乍去、心も付す三ヶ名を過て六野原へ懸候得者、夜入終候之間、都於郡江留り候するとて罷候處、彼町にて伊地知名字之者連々我等知人成か指寄、馬ノ七寸ニ取付、早々鋪御見次候と被申候、為何子細候而承候哉と申候へハ、爰許今夜一大事之儀候也、早々成申事ニ而候へ共、京都之御防戦然々候ハて、中書御戦死被成候、武庫様ハ船にて御下向候と申候、爰元ハ伊東此昔の本念を思立候而、稲津掃部と申者、此五六日先ニ下国仕候而、都於郡・佐土原衆留主ニ而候間、仕取候へし、地下之心合せ申候得と觸渡候、今夜約束之儀ニ候、御油断有間敷候、佐土原ハ其色早見得もや候つらん、乍去、急き御座候へ、火餘多燈し候而、人衆有様にて可然も候半哉、

又音なしに御入候而も能候するかなと、思案也、愚老承候而
今日今ニ成て更ニ不及思案、一足も佐土原近く行懸候而、何
共社候わめ、御念比之承事ニ候とて、其町ヲ打通候而、夜半
計ニ佐土原江着候へハ、高崎越前守・三原仲右衛門出合、祝
着不及沙汰、從城使ニ而南之城江參候得と候、役人者中書御
城麓江罷居候得なと、候つれ共、地下等之様子聞合、爰許者
計策之人所也と存候而、返事ニハ今宵跡より續衆多く可有候、
左様之處ニ者、若殿 龍伯様、又者圖書頭殿などの御宿ニ
而候する、其次之宿本をとて、橋より外ニ覺兵衛ト云者之所
ニ宿申候、其外續衆の宿者梅專一二候と申候、兵粮なと油断
有間鋪候、城麓町屋迄宿ニ而候すると申渡候得者、武庫財
部之町江御宿候と申候、廳而使ヲ進上申候而、一時も其表江
御座可有ニあらすとて御迎を上候、兎角有而、鳥うたふ比に
成候へハ、宮崎之方江鉄炮夜明迄鳴申候、雖然、佐土原へハ
無何事、神無月朔日巳午之刻到来候、伊東衆宮崎之城を乗取
候、廳而、佐土原へ寄候するとそ申ける、我等承候而、左者
有間鋪候、爰許江之續衆彼跡をや窺候らん、いか様而白事候
するなと、申計也、雖然、佐土原江者頓而 武庫様入御候半
と待申候處ニ、財部より午之刻ニ御着、其朝者地下等も勢を
得候之處ニ、又申之刻計、八代之如く御打立候、地下はニ氣

を失候事、以之外也、何と可有哉と御供衆見及被申候間、
武庫様も御やすらひ候處ニ、我々申候事ハ、爰許者我等罷居
候する、續衆給候へと申候、其故者今日御通候ハすは、三ヶ
名本城之道ふさかり候へしとの憶有ハ、かミ様を烈御申候
之間、御打立可然候すると申て御打立也、武庫様打送ニ罷
出候而、御暇申候得者聞召て、武庫様拙者か手を御取候而
去ハ、頓而つゝき衆遣し候すると仰候、我等者又今夜綾・
紙屋迄も御座候はハにて候と申て引歸候、地下之敗走笑止也、
歸候而聞候へハ、大介なと云者とも申候なる、是非御袋様
是ニ打付御參候へ者、中書を打捨候而御下候、左も候ハ、
爰元ヲ御覽し合せ候する事ニ而候處ニ、如此候事無曲も御振
舞也、是非袋様追付御申候得、左なくハ内手之様に御供候へ
と申候、御袂にすかると云事ハ此時節也と申合ける、如是候
處ニ我等歸參候而、懷江吳見申候、當分ハ御仕合何程ニ候半
哉、我等存分申候とて同名孫左衛門を使ニ而申候、意趣ハ御
懷之御心中存遣候得者、兎角不被申候へ共、又不叶事ニ候俟
申入候、御分別專一二候、先々懷御進退之事ハ、前々中務ニ
後れ候而、又如此候時者、命おしくも思召間鋪ニ而候、しか
と思召切候而、可然存候、其上此城ニ而御終候する事、御名
譽之儀ニ候、中務御内衆も如此被存候而、可然候する處ニ、

余ニ今分之様子、上下共ニ無心元存候、我等事爰元見舞と、龍伯様被仰候之間、此地ニ而閉目申候するニ而候、地下等之人衆ハ何程ニ候共、我等一身ハ此分ニ而候と申而置候わねハ、後の沙汰不可然候と申候也、懷より返事ニ者仰之通委鋪承候、乍案中御吳見喜入存候、當時物も不覚為躰、御覽被及候覽、乍去、為家之にも哉成候半と存、無約躰事申候、是ハ役人共談合申候而、如此申候へと候間、今分ニ候、弥々御吳見頼存申候、我身上之事ハ先々中務死去之時、徒に身をなすへき覺悟ニ而候する、紹劍御存之事ニ而候、然共、為家のニ而候、今之生害ヲ御延引申候而可然思召候、若又七殿家そたゝす候半時、御生害も候する哉、今京衆申候分を左のミ疑候而も、不入事ニ候、又七殿御為ニ成申候ハ、御命を嗜候する事肝要之由、紹劍又下々も吳見候ツ、今も又其様ニ家之為と候へハ、下々の吳見ニまかせ申候、少も身を嗜ミ存ニ而者候わす候、人の間渡し之事、恥ケ數候と仰候、夫よりいか様之儀候共、此地ニ而身上可終候すると、袋の地はん相定候へハ、諸人落着申候、如此候而、其日ハ少し靜る分ニ而候、雖然、町在郷之人衆我等宿本江入込ミ候而、屋つま縁の下などへ雨ニぬれ候而、佗あへり、城之躰を見せ候へハ、此等も已下之者取入候而、無隙如此候、子細後ニ聞候得者、彼稲津掃部と

云者、此五三日前ニ爰許通申候、町之者共色々取持候、在郷衆ハ不及申、如此之砌に伊東本腹可仕、山東之以下之者此談合ニ而、上り衆之様ニ取成、城江取入候得との儀定成し由承候也、地下等者如此し、扱者、武庫様被仰候つれ共、續衆忝人もなし、又爰ニ而も、我等へからす口ニ申候ハ、續衆遲候事、定而伊東此表江働候半、其跡を惣ひ時節を相待ニ而候、なとか伊東衆つかい申候半と申計也、十日計有て、平田新左衛門・肥後内膳方、武庫様御意とて被来候、是迄也、然處ニ廣原・新名爪と申処ハ、宮崎之城を通候而行所成間、當毛彼地に有之を、地下之者共薙取とて、城之麓ヲ行通処を見て、城より懸出取結ふ、此方ハ打歸る時分也、稻薙を先に立て野伏衆咄ふ、敵者暮方を便にして仕懸る程ニ、事實に成て跡ヲ閉目候人衆上リ、去ハ、佐土原六坊之上迄追懸る、新山口城麓迄燒責テ、城ニ者油断して有けるニ、驚き騒ぎて此度茂町已下之者共城を指て取上る、去共、上城者平田伊賀入道二ツの籠門を指てさわく事少もなし、唯地下野心有とて、用心而已仕て敵には不取合、去共、我々倅者共野伏に不罷衆有而、差合追歸す程ニ、中廣原之邊に浮橋有を限ニ敵こたへけるを仕崩し、太刀下にて八人打て首持来候、雖然、此等聞得不可然とて噂せず、兎角佐土原の事ハ天下ニ對し御敵仕、殊更戰

死之跡也、定而打果し候はん、未練仕候まし、関ヶ原ニ而、中書御側ニ而届申候と存候而、此城ニ而打死可仕と云て神水を吞、鑓を組みてそ有ける、縦令、天下之大勢を引請候共、一戦仕候はんと申合ける、然者、肥州表も小西跡之事、加藤殿進退也、此佐土原も左様ニ社候半と、思切居候處ニ、皆同無事之由候之間、先々目出度候、我等も筋氣出合候而、腰不立候へハとて、冬の暮ニ者罷歸候、京都より山口勘兵衛尉佐土原江懇切之由ニ而、扱之儀有、自元思切たる事なれハ、少も不驚、

慶長六年辛丑、鎌田出雲守上洛候而、山口方取次ニ而、内府之内本田佐渡守へ取合候、又者、猪野侍従と云人江取合候而、此弓矢今分ニ而候、嶋津殿江別而自今ハ仰合せ候するにて候とて、御神文なども出候而、雲州歸国候、京都の分如此候、早々御上洛專一候と頻ニ申候、扱ハ、龍伯上洛候得、内府より御用之子細候と被仰候也、從爰許ハ、

龍伯上洛候而、武庫之儀可被仰候、左様ニ候ハ、我京ニ而御閉目可有候、国元之事ハ、

又八郎殿御分別と被仰候、武庫ハ又、我爰許ニ而茂、又ハ京都ニ而も生害可仕候、可安御心候と仰候處ニ、国中之者共者申候由有、何事も今迄者上意次第と計申候、猶々其分ニ而

社候半なれ共、乍憚申上候、先年石田ニ被引入候而、国々乱出合候事、心外至也と思召候事、京都ニ而誰かハ申分、誰かハ聞分候半、唯ぬき手ニ合而、處々ニ而、上様何歟と御座候半よりハ、国許ニ而御家亡候ハ、我々式之者迄御目之前ニ而、戦死仕候而社、本望ニ而候はめ、是非爰元ニ而、思召切候する事目出度存候と、各々神水ヲ吞、身之血出し、起請文ヲ捧、一身同心ニ申ける、就其、大隅早人之城・蒲生之城取捨候、此等之物音、京都江も聞得候哉、山口方色々被申候へ共、諸侍日本国を何共不存、死生不知之者共也、懸處ニ、

又八郎様被仰候事者、龍伯、武庫被仰候事も理ニ而候、唯我御上洛可有と頻に被仰候、諸人は又有間敷御事也、御両殿之御上を申候も、唯、若殿様の御為也、上意不可然候と各々申候、然處に、御談合之内より、御當家ハ御神慮迄之儀ニ候間、神慮を受御申候而、御上洛可然と共ニ申候へハ、左も候半哉と出合候、御神慮可然候とて、御支度何かと候而、

慶長七年壬寅秋ニ茂成候也、

少将様御上洛、八月富隈を御打立也、野尻江御逗留候而、同十七日、伊集院源次郎生害、弟小典次者富隈ニ而、其第三郎五郎・千次者谷山ニ而、母儀者阿多ニ而、是も生害也、如斯候而、御上洛御仕合可然候、京都ニ而御越年候而、慶長八年

癸卯二月御下向、少將様之御儀分、又者武キ思召切、国家
月出度事不及申候、去々年、鎌田出雲下向之時、京都より三
太輔と云人山口殿の與力也、是を烈下し同心ニ而來候而、佐
土原を渡候へと被申候、為何子細共不知候得共、島津殿御扱
ニ而候とて、色々被仰候、佐土原衆之思切も無約躰打成候、
其刻も紹劍罷越候而、見舞申候得と、龍伯様上意ニ而候也、
いか様事能ニ而こそ候半と存候而、如此打成候也、

慶長九年甲辰四月、少將様御上洛、然者、陸奥守江御受領
候而、同八月御下国也、先年御上之時者、細島迄久高御供申
候、国之置目共被仰付候而、御留主申候、此度者御供申候而、
京都之御仕合能候、其上屋形之地出申候、然者、權左衛門請
取申候而、分別申候得と承候間、逗留申、屋形作仕候而罷居
候、彼地畠ニ而有けるを勘兵衛被渡候、久高請取申候而、見
候得者、四方式百四五拾間成由申候、此等三日して、先よし
垣を四方に仕渡し、大門小門を明て番衆ヲ置、其垣の内ニ口
式間程之堀を三方にほり、其土を内ニ上て築地をして、其上
に堀を付渡して大門之脇に客屋を作、其後二者侍衆飯屋を作
候、大門より南之方江者、町を立て町人を置候、☆此等を外
にして北南江通して口二間計の堀り有、各々水をたへふか
さ三尋也、それニそり橋を渡して内之門有、從元四方の角に

八天守四ツ有、三方の堀を前にして諸士の飯屋有、其中ニか
こゝ有て、上様之御座所有、馬屋・臺所・小廣間・書院・
士所・内々之御座所迄作揃、風呂などハ不及申、本の廣間計
不調候、奥へハ質人之有所、是又堀に塀を付、口一ツニ而橋
ニ而通候する躰也、如此形を付候て罷居候、實哉覽、薩摩の
ほり出しなりと諸人申候、

慶長十年乙巳二月廿四日、將軍御上洛

嶋津様御上着遲延候而、何共笑止也、從元ハ若將軍御上洛
ニ付而、京都者雜説様々なり、ケ様の処ニ御遠慮も有ける也、
雖然、右大將殿御上京、昔頼朝之京人之例を引候而也、大坂
二者御ひろい様御用心也、然共、若將軍大津より山科をへ
て、伏見江御着候、見物無比類、猶以、陸奥守殿御上洛遅
延候之間、久高笑止千万ニ存候処ニ、御上着候、如此候而、
大御所御目見可然相濟候而、四月廿五日、御参内の御供也、
昔大名之内ニ稀成嶋津殿也、如此之日記別紙ニ有、若將軍
御歸国候得者、諸士等暇給候而、如本国歸下候、奥州様於
京都御仕合能事計候、連々御嗜無御油断故、諸藝人に勝候事
共也、如此候而、国郡江御着候、御見参候而、次々朝しきし
やうの御寄合候而、帖佐江
武庫江御見参候而、鹿兒嶋江御歸院也、久高ハ国分・帖佐江

御供申候而、從夫、堅利椿へ來候、從去年辛勞申候而、帰国
見参喜入候也、是より夜船ニ而鹿兒嶋江参候、萬々日出度事
不及申候、抑愚老此地へ堪忍仕候事、御當家島津殿と申候
ハ、右大将頼朝之三男忠久より 忠義 久経 忠宗四代め也、
此御子七人有、貞久 忠氏 忠光 資久 資忠 久泰此等
之儀也、二番忠氏ハ三代御座候而、跡絶申候、七男久泰ハ
一代迄也、三佐多、四新納、五樵山、六北郷ハ、于今有軀也、
小身ニ而見苦敷候へ共、如此也、去ハ、忠宗法名道義鎌倉江
居住候而、時に随ふ習なれハ北条へ仰合せ候而、御子六人江
知行を譲渡し状是有、嫡子三郎左衛門分貞久之事也、文保二
年三月十五日、沙弥道義と有、田数之目錄別紙ニ有、是ハ又
為勲功之賞所宛行也、者、守先例可致沙汰之状、如件、
文保二年三月廿三日、武蔵守平朝臣泰時・相模守平朝臣時房・
島津入道殿嫡男 上総介殿忠宗のゆつり状、北条之添状と合
ての知行文也、文言同前也、右之書物此四人衆各々御嗜候覽
我々か家には是を虫にも積せしと格護申候、嶋津入道殿五男
安藝守殿と被書、是ハ資久之事ニ而候、其知行之地、樵山石
守嶋津柴百五十町、北郷之内百町、曾井ニ有下川内ニ五十町
合て三百町也、然者、庄内之此地ニ八代迄者居住申候、弘久
八代目也、從夫、此地堅利江替り候而、四代有、今此屋敷毫

ツを其昔之名残に居住候、嫡子規久ハ文祿二年癸巳八月十二
日、高麗唐嶋ニ而歳三十七卒、孫也忠正ハ伏見ニ而、慶長
四年己亥六月七日十九之歳卒、于今愚老世中を何と過候半
哉と乍存、又為家之と思出して、次男久高江樵山之家ヲ打渡
し候而、世をそむくなと申候へ共、雲にも乘らぬ身ニ而、
寒さにかゝまり居る成るへし、雖然、權左衛門京都より帰国
候得者、力も出来候而、心安るへく存候處ニ、琉球の内大嶋
と云所江竿打成へく、彼所へ渡り、大将仕候得と被仰候、遙
々之海路如何共思案に及はす候、唯老軀帰朝を待付候する事
を存候迄也、右に記付候、

忠宗様より讓状、北条兩人之添状、此等之軍役として嶋津上
総入道武家之大將ニ而、中山道ニ懸て甲斐・信濃を過て登候
ハ此 貞久之御事也、一家一族若黨引卒して也、如此候之處
ニ、宮方・將軍方ト大乱出来候而、尊氏御代をめされ候時、
尊氏方ニ而、貞久ハ不及申、資久までも忠節之子細有て、
御受之状有、建武三年正月廿四日と有、初の程ハ、任綸旨可
致其沙汰之状如件、と有り、後々よりハ、被遊様替申候也、
尊氏御判

下 右為勲功之賞、所宛行也者、守先例可致沙汰也、状如件、
曆應元年十二月廿七日 高武蔵守 在判

嶋津安藝守是ハ資久の事也、

今年より三十年か外を安経で、百の翁と人に云れん、

慶長十年霜月吉日

紹劍

既刊史料名

集	史料名	集	史料名
1	薩藩政要録	17	鹿児島縣地誌(下)
2	丁丑日誌(下)	18	薩摩舊士文章
2	"(上)	19	薩藩先公貴翰(乾)
3	薩摩国新田神社文書	20	"(坤)
4	一向宗禁制関係史料	21	小松帶刀傳・履歷・記事
5	薩摩国山田文書	22	小松帶刀日記
6	諸家大概別本諸家大概職掌紀原御家譜	23	新修舊鹿児島藩領國・郡・郷・村・浦・町附(上)
7	薩摩国阿多郡史料	24	"(下)
8	山田聖栄自記	25	三州御治世要覽(三五三八)
9	明治元年戊辰戦役関係史料	26	桂久武日記
10	伊能忠敬の鹿児島測量関係資料並に解説	27	明赫記
11	管窺愚考・雲遊雜記傳	28	要用集(上)
12	川上忠塞一流家譜	29	"(下)
13	本藩人物誌	30	桂久武書翰
14	薩陽過去帳	31	本藩地理拾遺集上(薩摩国)
15	備忘家久公御養子御願一件抄	32	"(大隅国・諸縣国)下
16	鹿児島縣地誌(上)	33	江夏十郎関係文書(上・下)
		34	示現流関係史料

鹿児島県史料刊行委員会委員

五十音順

唐鎌祐祥	県立視聴覚センター所長
川越政則	元南日本新聞社長
芳即正	尚古集成館長
小西四郎	元東大史料編纂所教授
五味克夫	鹿児島女子大学教授
犀川碇吉	元甲南高等学校長
塩満郁夫	鹿児島西高等学校教諭
晋哲哉	蒲生町長
竹内理三	元早稲田大学教授
畠中彬	錦江湾高等学校教諭
原口泉	鹿児島大学助教授
福満武雄	鹿児島新報社取締役
宮下満郎	鹿児島市維新ふるさと館囑託
山田尚二	西郷南洲顕彰館長

樺山玄佐自記並雜 丁未
樺山紹劍自記 隨筆

(鹿児島県史料集 第三十五集)

平成八年二月

発行 鹿児島市城山町五一
鹿児島県立図書館内

電話 〇九九―二四―九五―
FAX 〇九九―二四―五八―

印刷 鹿児島市下田町一八七九
(有)ニッセイ印刷
電話 〇九九―二四三―六二七七

